

# 第4期芽室町総合計画

実施計画 

答 申
-----

実施計画・展望計画	1
重点施策	2
計画の推進	4

分野別施策

第1節：基本目標1 誰もが健やかに生き生きと暮らせるまちづくり

政策1-1 生涯を通じて安心して暮らせる保健医療環境づくり

施策 1-1-1 生涯を通じた健康づくり	8
1-1-2 食育の推進	10
1-1-3 公立芽室病院の総合的な医療体制の維持・発展	12

政策1-2 子育てしやすいまちづくり

施策 1-2-1 安心して生み育てることができる子育て支援	14
1-2-2 充実した幼児教育	16

政策1-3 健やかな暮らしと自立を支える福祉の充実

施策 1-3-1 地域で支え合う福祉社会の充実	20
1-3-2 高齢者福祉の充実	22
1-3-3 障害者の自立支援と社会参加の促進	26

政策1-4 人々が尊重しあう地域社会の実現

施策 1-4-1 男女共同参画社会の構築	28
1-4-2 人権を尊重する地域社会の形成	30

第2節：基本目標2 豊かな自然を生かした活力ある農業のまちづくり

政策2-1 基幹産業の農業に対する支援の強化

施策 2-1-1 農業基盤の整備と農業経営の支援	34
2-1-2 消費者と結ぶ地産地消の推進	38
2-1-3 地域林業の推進	40

政策2-2 農業と連携した活力ある商工観光の振興

施策 2-2-1 地域内循環の推進と商工業の振興	42
2-2-2 地域資源を活用した観光の振興	44

第3節：基本目標3 快適で安全安心な暮らしを支えるまちづくり

政策3-1 安全安心に暮らせる生活環境づくり

施策 3-1-1 災害に強いまちづくりの推進	48
3-1-2 防犯対策と交通安全の推進	50
3-1-3 消費者の安全安心の確保	52

政策3-2 都市空間の整備と有効な土地利用の推進

施策 3-2-1 有効な土地利用の推進	54
3-2-2 快適な住宅の整備	56
3-2-3 道路交通環境の整備	58

政策3-3 自然と調和した生活環境の整備と環境の保全

施策 3-3-1 景観の保全と創造	62
3-3-2 自然環境の保全とクリーンエネルギーの推進	64
3-3-3 廃棄物の抑制と適正な処理	66
3-3-4 良好な生活環境の整備	68

第4節：基本目標4 個性的で心豊かな人と文化を育むまちづくり

政策4-1 豊かな心を育む人づくりの推進

施策 4-1-1 学校教育の充実	72
4-1-2 生涯学習の推進	76
4-1-3 青少年の健全育成	78

政策4-2 交流を通じた魅力ある地域文化の形成

施策 4-2-1 地域文化の振興	80
4-2-2 スポーツしやすい環境づくり	82
4-2-3 国際・地域間交流の推進	84

第5節：基本目標5 町民が主役となった自治に基づくまちづくり

政策5-1 町民が主役となった地域づくり

施策 5-1-1 徹底した情報公開と説明	88
5-1-2 町民参加の促進	90
5-1-3 シニア世代が活躍できる環境づくり	92
5-1-4 地域活動の推進	94

政策5-2 安定した行財政運営と行政サービスの推進

施策 5-2-1 効果的・効率的な行政運営	98
5-2-2 健全な財政運営	102
5-2-3 親切・便利な行政サービスの推進	104

## 実施計画

---

第4期芽室町総合計画では、10年間の基本構想に示した考え方を実現していくために、実際にどのように施策を推進していくか、前期5年分（平成20年度から24年度）について「実施計画」として表しています。

実施計画の内容については、できるだけ具体的な取組を記載し、計画事項・成果指標・実施期間・担当課を明示します。

それぞれの施策では、現状と課題を明らかにした上で目的を明確に定め、町民と行政が具体的な取組を行うことによって、その目標がどれほど達成されたかを把握するための成果指標（成果を測るものさし）を設定し、まちの現状があるべき姿にどれだけ近づいたかを適宜検証しながら、その結果を次に活かしていくというサイクルを繰り返し、まちづくりを進めていきます。

また、その進ちょく管理の結果をもとに、必要に応じて見直しを行い、町民参加手続等により状況の変化などに柔軟に対応できる仕組みとします。

## 展望計画

---

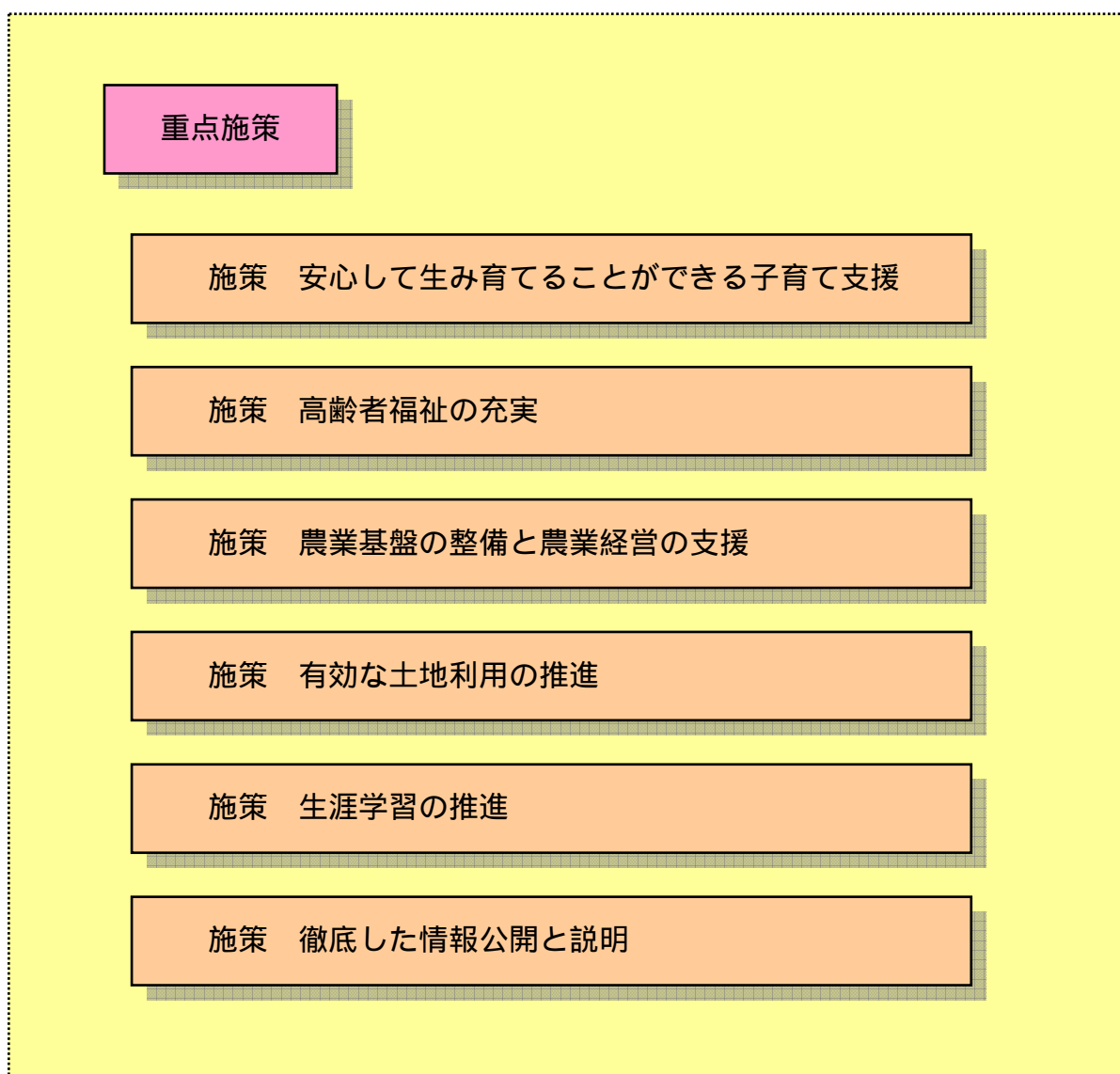
後期5年分（平成25年度から29年度）については、今回、実施計画とともに概ねの方向性として「展望計画」として表します。展望計画は、時代や環境の変化に対応できるよう、平成24年度にあらためて見直しを行った上で、実施計画（後期）と位置付けます。

## 重点施策

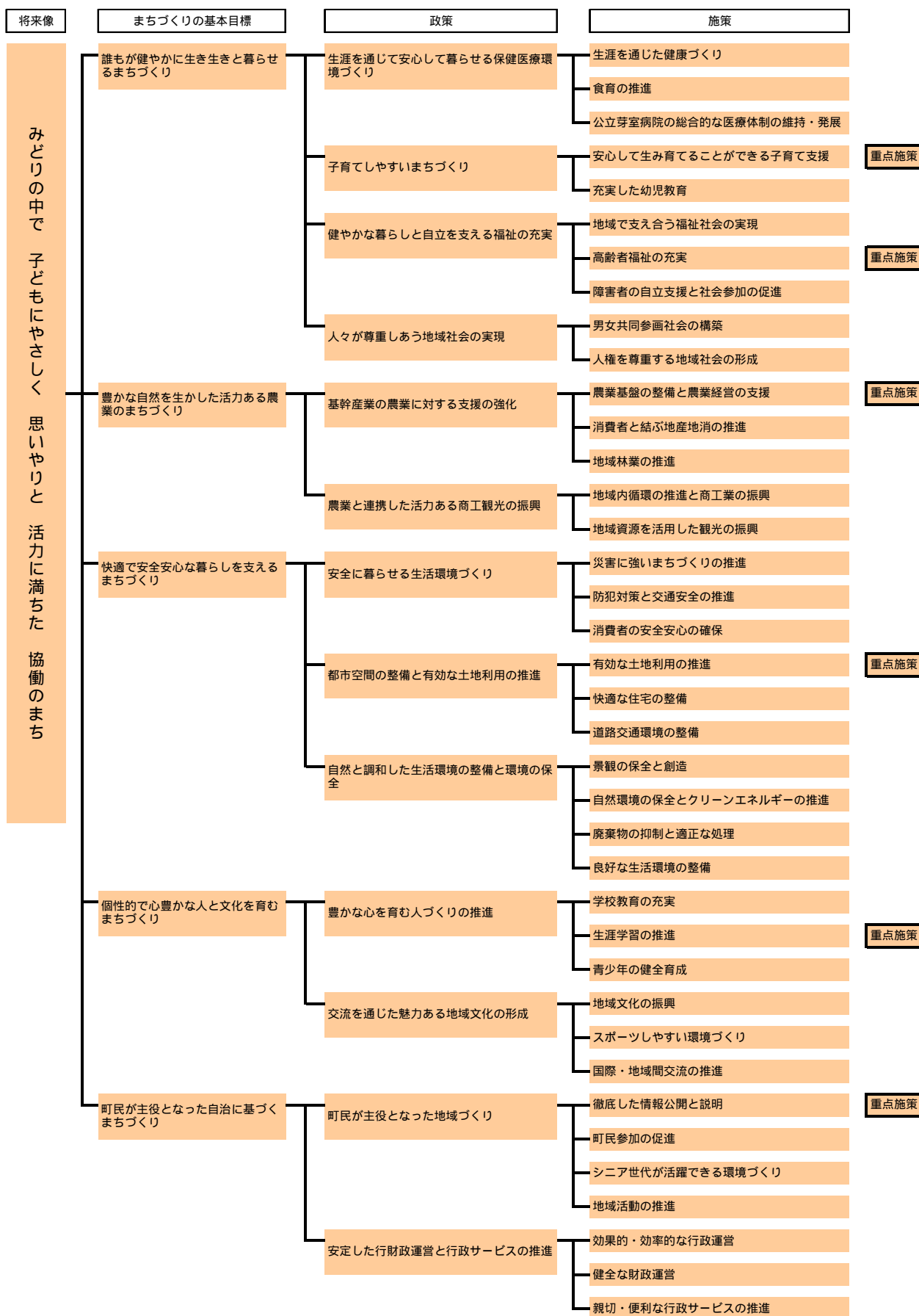
今後も続くと予想される厳しい財政状況を勘案すると、メリハリのある行政運営が必要とされます。

このため、まちの将来像の実現に向けて、施策の成果を向上させるため重点的に推し進めていく必要がある施策を重点施策として位置付けています。

本町では、第4期芽室町総合計画の前期5年間の重点施策を次のとおり設定しています。



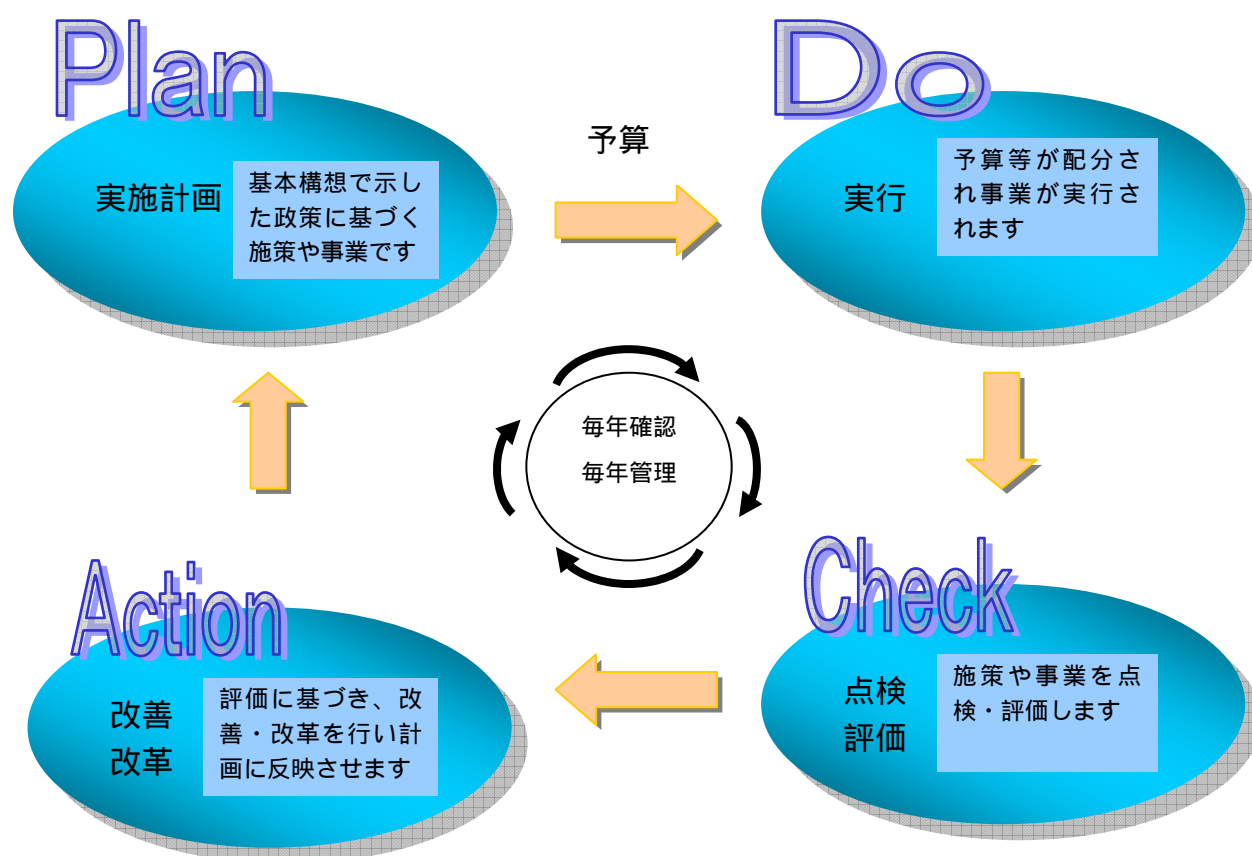
## 第4期芽室町総合計画の体系



## 計画の推進

実施計画は、時代に即して見直すことを前提としています。

P D C A (Plan Do Check Action) サイクルにより評価を行い、計画の見直しを行います。10年間の基本構想のもと、必要に応じて実施計画を見直すことができるよう、町民参加手続を経て行う仕組みをつくります。



計画は町民の皆さんとともに実行していきます

[ 計画の特長 ]

施策の目的達成状況が分かりやすいこと

目指すべき方向や達成すべき目標を評価・点検し、その過程や結果を町民の皆さんに広く公表すること

情報を町民の皆さんと共有することにより、今まで以上に町民の皆さんがまちづくりに参画できるようにすること

[ 芽室町自治基本条例 ]

第 17 条

町長等は、町が行う仕事について、具体的な成果目標を設定するとともに、目的や成果等を毎年点検し、効果的かつ効率的に町政を運営するため行政評価を実施します。

計画を実行するために、みんなで評価します

[ 計画の推進 ]

計画を適正に進めていくため、行政評価システムを推進すること

行政評価システム

総合計画を実現する「手段」の体系が施策体系です。これが計画 (Plan) であり、その計画に基づいて、予算が配分され事業が実行 (Do) されます。

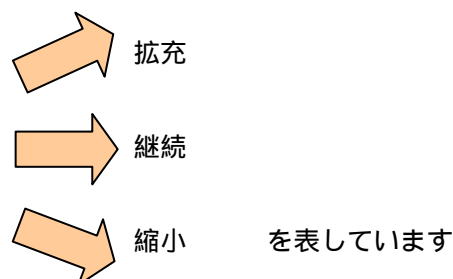
そして、事業の実施によって、施策や事業の目的が計画どおり達成できているかを成果指標というモノサシを使って点検・評価 (Check) し、改善の上、あらためて計画に反映 (Action) します。

計画の評価は施策成果指標などで行います

施策評価指標の例

施策	成果指標	現状値	目標値
高齢者福祉の充実	福祉サービスへの満足度	63.8%	69.0%
廃棄物の抑制と適正な処理	リサイクル率	29.1%	40.0%

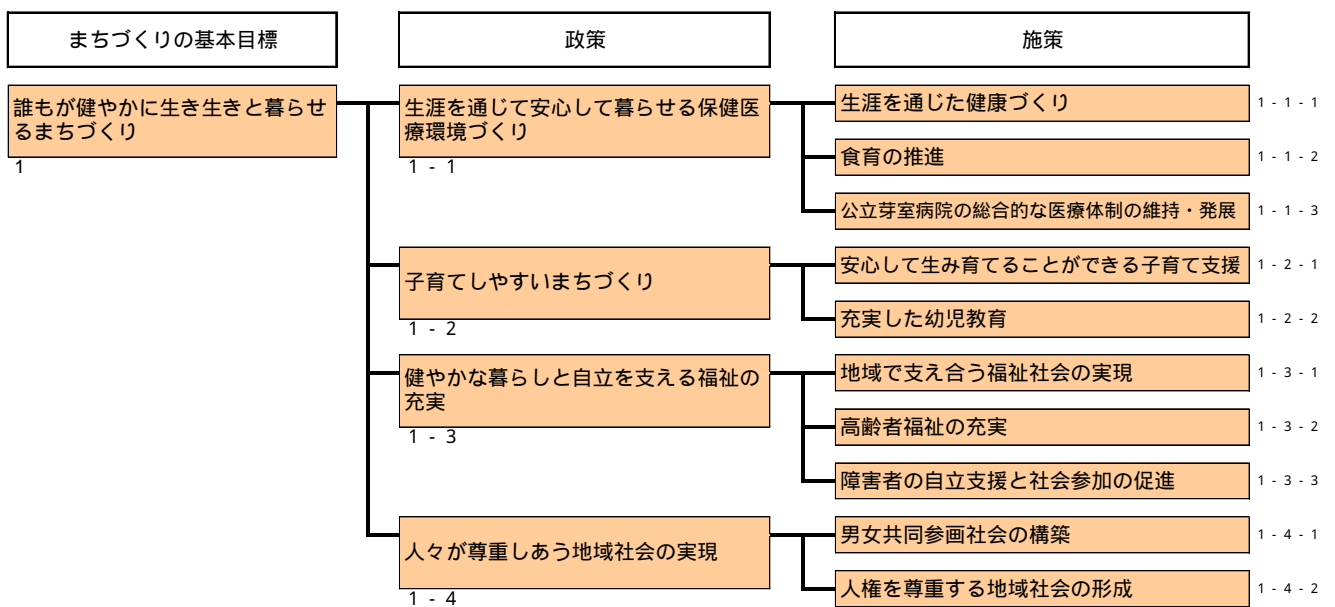
「各施策に係る取組」欄の方向性について





# 基本目標 1

## 誰もが健やかに生き生きと暮らせるまちづくり



## 第1節 基本目標1 誰もが健やかに生き生きと暮らせるまちづくり

政策	1 - 1 生涯を通じて安心して暮らせる保健医療環境づくり	[主管課]
施策	1-1-1 生涯を通じた健康づくり	保健福祉課
	1-1-2 食育の推進	
	1-1-3 公立芽室病院の総合的な医療体制の維持・発展	

### 1-1-1 生涯を通じた健康づくり

#### 1 現状と課題

急速な人口の高齢化や生活習慣の変化により、疾病全体に占めるがん、虚血性心疾患、脳血管疾患、糖尿病などの生活習慣病の割合が増加し、これらに係る医療費が国民医療費の約3割となったことなどから、住民が主体的に取り組める「21世紀における国民健康づくり運動(健康日本21)」が国において展開されています。

また、近年、内臓脂肪型肥満が、糖尿病、高血圧症、虚血性心疾患、脳卒中などの生活習慣病の発症リスクを格段に高めることが明らかとなり、平成18年6月に生活習慣病の予防を重視した医療制度改革関連法が成立し、健診・保健指導の理念の転換が図られました。

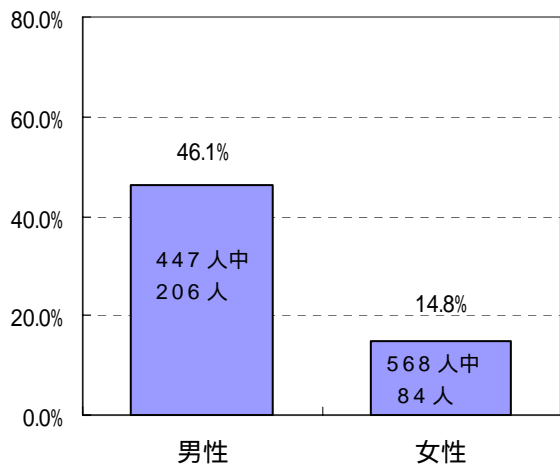
本町では、平成14年度に策定した「芽室町健康づくり計画(げんきめむろ21)」により、町民の方々の健康増進と元気高齢者の増加を推進してきたところですが、平成18年度に実施した医療費分析結果では、本町の疾病構成は循環器疾患(高血圧・心疾患)が多く、糖尿病も北海道全体と比較するとやや多いという傾向が見られました。

また、平成18年度に本町が実施した健診受診者では、男性の約46%の方が基準値以上の腹囲であり、メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)の予備群が多いことから、今後も、日常的な運動や正しい食生活の推進などを通じて健康づくりを進めていくとともに、疾患の予防による医療費の抑制・適正化を図る必要があります。

平成18年度北海道保健統計年報による芽室町の死亡原因は、がんが第1位を占め、中でも肺がんや大腸がん・胃がんなど検診で発見可能ながんで亡くなる方が目立ち、引き続き一次予防の健康教育と併せ、がん検診による早期発見が望まれます。

さらに、近年の社会環境の変化等による、働き盛りの方の自殺や引きこもりなどメンタルヘルス(心の健康)の問題も増えつつあり、相談場所の周知などの対策が必要となっています。

[腹囲が基準値以上の町民の割合](男女別)



資料：H18 すこやか健診・ミニドック結果  
(腹囲基準値：男性 85cm、女性 90cm)

#### 2 施策の方針

運動や食生活の改善等の推進により健康的な生活習慣を促し、内臓脂肪型肥満に着目した健診・保健指導により自らが行動し生活習慣病を予防する健康づくりをすすめます。

対象	町民
意図	健康的な生活習慣を身に付けてもらう 生活習慣病の有病者・予備群を減少させる
結果	長生きして健やかに暮らせる

### 3 施策の主な内容

#### (1)健康づくりに向けた体制整備

妊婦や乳幼児の健康診査や健康相談・予防接種等これまで実施してきた事業の充実を図るとともに、安心して子育てできるような相談体制や関係部署の連携体制の整備を行います。

また、病気や障がいを持った方が円滑な治療や療育が受けられるよう、支援体制づくりを進めます。

#### (2)学校・家庭・地域の連携

健康的な生活習慣を身に付けられるよう、学校・家庭・地域の連携を密にした健康づくりを推進するとともに、命の大切さや自分の心身の健康について関心を持つ機会を作ります。

#### (3)生活習慣病の予防対策

生活習慣病は、高齢期において外来受療率や入院受療率の上昇が見られ、早い段階から予防対策を進める必要があります。そのため、国民健康保険加入者の特定健康診査等実施計画に基づき、特定健診と特定保健指導の実施率を向上させ、メタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少を目指します。

#### (4)対話・実践型の健康づくり

健康づくりを実践するためには、地域と連携した健康づくりの普及啓発が重要であり、健康づくりに関する取組について行政と地域をつなぐ体制を構築し、網羅的・効率的な健診を実施し、健診受診率の向上を目指します。

また、「芽室町健康づくり計画(げんきめむる21)」の理念である、自らが健康づくりに取り組み、健康で元気に生活できる期間(健康寿命)を伸ばしていただくことを目指し、運動・身体活動の取組を継続して推進します。

### 4 施策の成果指標

成果指標	説明	現状値	目標値(H24)
健康的な生活習慣を身に付けていると思う町民の割合	H18 住民意識調査	53.0%	55.0%
特定健診受診率	H20 からの健診等成果	-	65.0%
メタボリックシンドローム該当者及び予備軍の人数	H20 からの健診等成果	-	H20 年度数値の -10%の人数

### 5 施策に係る取組(主要な事業など)

取組	担当課	方向性	H20	H21	H22	H23	H24
特定健康診査・特定保健指導	保健福祉課	→	実施				
各種がん検診事業	保健福祉課	→	実施				
成人健康教育・成人健康相談事業 児童生徒健康教育事業	保健福祉課	→	実施				
乳幼児・児童予防接種事業	保健福祉課	→	実施				

### 6 展望計画(平成25年度～平成29年度の展望)

- ・ 第2期特定健診等実施計画の策定
- ・ 一次予防を主とした健康づくり施策の継続推進

## 第1節 基本目標1 誰もが健やかに生き生きと暮らせるまちづくり

政策	1-1 生涯を通じて安心して暮らせる保健医療環境づくり	[主管課]
施策	1-1-1 生涯を通じた健康づくり	
	1-1-2 <b>食育の推進</b>	保健福祉課
	1-1-3 公立芽室病院の総合的な医療体制の維持・発展	

### 1-1-2 食育の推進

#### 1 現状と課題

「食」は生きることの基本であり、私たちが健やかな生活を送り、未来を担う子どもたちが豊かな心と人間性を育み生きる力を身につけていくために重要なものですが、食生活を取り巻く社会環境は、ライフスタイルの多様化や核家族化の進行などにより変化してきています。

偏った食生活や運動不足などを原因とする、肥満や糖尿病・高脂血症といった生活習慣病の増加が社会問題になるとともに、農産物の生育の様子などを見る機会が減り、食べ物と生産現場のつながりを実感することが少なくなってきています。こうした中、生涯にわたって健康で豊かな生活を実現するため、安全な食べ物を選択する能力や、望ましい食習慣を身に付ける「食育」の重要性が注目されています。

こうした背景から、国民一人ひとりが「食」について意識を高め健全な食生活を送ることを目指し、平成17年度に「食育基本法」が施行され、地域の特性を生かした施策の実施が地方公共団体の責務とされました。

本町が平成16年度に実施した栄養基礎調査の結果では、男性全体の40.1%、女性全体の26.8%が肥満であり、動物性たんぱく質の摂りすぎや、食物繊維・カルシウム・鉄分の不足が明らかになっています。健康的な食習慣の形成は早急に取り組むべき健康課題であり、地域やライフステージ(年代別の生活状況)に応じた健康教育を展開していく必要があります。

また、児童生徒については、食に関する教育活動と地産地消推進のため、小中学生を対象とした「めむろまるごと給食」の実施や、学校給食を教材とする食の教育、農業生産者との対話など、農業の大切さと地元農産物の安全・安心を学ぶことで、食に対する関心を育てています。

しかし、子どもを取り巻く食環境の変化はめざましく、子どもの頃から食に対する正しい知識を身に付けさせることが家庭や学校に求められており、保護者の食習慣に対する認識と併せて、重要な教育課題となっています。

[めむろまるごと給食]



#### 2 施策の方針

町民の皆さんが望ましい食習慣を身に付けることができるようにするとともに、食に対する関心度の向上と食文化の継承をすすめます。

対象	町民
意図	望ましい食習慣を身に付ける 食の安全・安心を学び、食への関心を高める 若い世代へ食文化を継承する
結果	豊かな人間性を育み、心身ともに健康で生き生きと生活ができる

### 3 施策の主な内容

#### (1)各ライフステージに応じた栄養相談・健康教育の充実

これから子どもを育てる若い世代の方に正しい食習慣を身に付けていただくため、栄養講座を開催します。また、ライフステージ(年代別の生活状況)や個々に応じた正しい食習慣確保のため栄養相談を開催し、個々に応じた健康づくりを推進します。

#### (2)住民が主体となった地域での健康づくり活動の推進

食習慣は、次の世代に伝える大切な習慣でもあります。家庭内の伝承はもとより住民が主体となって地域で健康づくり活動を行うことも有効なことから、栄養サポーター養成講座を開催し、地域における食育活動等を推進します。また、民間による食に関する研究などをサポートしていきます。

#### (3)食に関する教育活動の推進

- ・ 学校給食への積極的な地元農畜産物の使用や、農畜産物の加工体験など、児童生徒に町の基幹産業である農業を中心に身近な地域についての理解を深めてもらうとともに、食の安全・安心の観点からの地産地消を推進します。また、栄養士による食育を充実します。
- ・ 子どもたちに、耕作・種まき・収穫・食べるといった一連の体験を通じて、自然・土・作物に触れる農業の素晴らしさや、食べ物大切さを実感してもらう「めむろ農業小学校」の運営を充実します。
- ・ 地場産食材を円滑に活用するため、関係機関、生産者、生産者団体、農協等と連携・協力して地元の安全・安心な農畜産物の啓発を行います。

#### (4)食に関する保護者の理解促進

家庭における食生活習慣の実態調査を実施し、保護者への意識啓発を進めます。また、学校での食育授業を参観する機会を設け、子どもの発育・発達過程における食育の重要性について意識醸成を図るとともに、保護者を対象とした食育に関する研修機会の創出に努めます。

### 4 施策の成果指標

成果指標	説明	現状値	目標値(H24)
幼児期の嗜好品摂取の割合 (菓子・飲料等を1日3回以上飲食する習慣がある3歳児の割合)	3歳児健診アンケート	11.3%	10.0%
食育教育を受け、ためになったと思う児童生徒の割合	授業後アンケート	-	90%以上
毎日朝食を摂っている児童生徒の割合	授業後アンケート	-	90.0%

### 5 施策に係る取組(主要な事業など)

取組	担当課	方向性	H20	H21	H22	H23	H24
食生活改善事業	保健福祉課	→	実施				
めむろ農業小学校運営事業の充実	農林課	→	実施				
めむろまるごと給食の充実 食育事業の充実(学校栄養士による食育教育)	学校教育課	→	実施				
保護者に対する研修機会の創出	学校教育課 保健福祉課	↗	検討	実施			

### 6 展望計画(平成25年度~平成29年度の展望)

- ・ 栄養サポーターの研修、めむろ農業小学校などを通じた地域における食育活動の推進
- ・ 家庭・学校及び地域が連携した食育の推進

## 第1節 基本目標1 誰もが健やかに生き生きと暮らせるまちづくり

政策	1 - 1 生涯を通じて安心して暮らせる保健医療環境づくり	[主管課]
施策	1-1-1 生涯を通じた健康づくり	
	1-1-2 食育の推進	
	1-1-3 公立芽室病院の総合的な医療体制の維持・発展	公立芽室病院

### 1-1-3 公立芽室病院の総合的な医療体制の維持・発展

#### 1 現状と課題

公立芽室病院は、一般病床150床、診療科目は内科、外科、整形外科、産婦人科、小児科、眼科、耳鼻咽喉科、歯科、リハビリテーション科、放射線科の10科目を有するとともに、人工透析も行っております。

平成18年8月には、ユニセフ・WHO(世界保健機構)からBFH(赤ちゃんにやさしい病院)に認定され、母乳育児を推進する施設として世界的にも認められたところです。

全国的な状況を見ると、医師・看護師等の不足、国の総医療費抑制による診療報酬のマイナス改定、地方財政の悪化などにより、病院経営の赤字額の増加が各地で見られ、地域医療が縮小・消滅しています。特に、産科・小児科の地域からの撤退は著しく、十勝管内でも産科施設がある市町村は、帯広市と本町だけという状況です。

本町においては、これまで医師や看護師等の医療スタッフの確保に努めてきた結果、医師を含めた医療スタッフには比較的恵まれており、地域医療提供体制はある程度整っているといえます。こうしたことから、管内における当病院に対する期待の高まりが見られ、利用患者の3分の1は町外からであり、特に、外科・小児科・産婦人科の入院患者は6割程度が町外の方となっています。

今後も、医療スタッフの確保とともに地域医療を担う医師や看護師の育成に積極的に取り組み、本町における現在の地域医療提供体制を維持していく必要があります。

また、当町の病院事業会計は、一般会計からの一定のルール(地方公営企業法等)に基づく繰入金もあり、道内の町村立病院の中では比較的安定していますが、地域へ医療を提供する病院事業を継続していくためには、地方財政の見通しが厳しい状況であることを踏まえ、さらなる経営基盤の安定化が必要です。



#### 2 施策の方針

地域における一定の急性期・慢性期患者等に対応できる1.5次の医療提供の継続に向け、公立芽室病院の診療体制を維持し、その経営基盤の強化をすすめます。

対象	公立芽室病院
意図	公立芽室病院の現在の診療体制の維持と経営基盤の強化
結果	地域医療が継続され、安心して暮らせる

### 3 施策の主な内容

(1)「赤ちゃんにやさしい病院」の推進

ユニセフ・WHOに認定された「赤ちゃんにやさしい病院」の10か条に定められている項目の継続と、地域への普及活動を推進します。

(2)高齢社会に対応した医療提供体制の推進

快適な入院環境の提供、在宅医療への取組、他関係機関(町内診療施設、帯広市内地域センター病院・専門医療機関、老人保健施設、特別養護老人ホーム等)との連携を進めます。

(3)予防医療提供の推進

各種健診体制の充実を図ります。

(4)医療の質の確保

計画的な医療機器の整備、医療施設等の維持管理、院内における各種委員会活動の推進などを図ります。

(5)医師・看護師の確保

産科・小児科の体制維持に向けた早期の医師複数化、眼科医師の常勤化、耳鼻咽喉科、麻酔科医の確保、地域医療体制の充実のための総合医育成事業への参加の継続、内科・外科・整形外科体制の維持、医師勤務環境の改善(増員含む)を進めます。また、看護学生等の実習受入と計画的な採用を進めます。

(6)経営の安定化

地方公営企業法の全部適用など経営の安定化に向けた形態を検討するとともに、収入の確保(病床稼働率の確保、診療報酬改正に対する柔軟な対応)、費用の効率化(業務の省力化、診療材料費等の効率化、日常的な業務改善)を推進します。

### 4 施策の成果指標

成果指標	説明	現状値	目標値(H24)
診療科数	病院決算状況	10科	10科
常勤医師数	病院決算状況	10人	16人
公立芽室病院の医療体制に対する満足度	H18 住民意識調査	42.8%	55.0%

### 5 施策に係る取組(主要な事業など)

取組	担当課	方向性	H20	H21	H22	H23	H24
「赤ちゃんにやさしい病院」の10か条の継続	公立芽室病院	→	実施				
高齢社会に対応した医療体制の推進 予防医療提供の推進(各種健診)	公立芽室病院	→	実施				
医療の質の確保 ・計画的な医療機器の整備など	公立芽室病院	→	実施				
人材確保の推進 ・医師数の増員など	公立芽室病院	↗	実施				
経営の安定化	公立芽室病院	↗	実施				

### 6 展望計画(平成25年度~平成29年度の展望)

- ・「広域的な地域医療の拠点病院」を目指した医療提供体制の整備

## 第1節 基本目標1 誰もが健やかに生き生きと暮らせるまちづくり

政策	1-2 子育てしやすいまちづくり	[主管課]
施策	1-2-1 安心して生み育てることができる子育て支援	保健福祉課
	1-2-2 充実した幼児教育	

### 1-2-1 安心して生み育てることができる子育て支援

#### 1 現状と課題

少子化や女性の社会進出等によって、子どもや家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。現在、本町としても、楽しく子育てできる支援体制の整備に努めていますが、子育て中の親の負担感はまだまだ大きく、それぞれの生活や環境に合ったサービスを選択できる子育て支援が望まれています。

本町における乳幼児健診は、受診率が高く、アンケートによる満足度も高い結果となっていますが、近年、発達障害など発達に不安のある子どもが増えてきており、早期支援に向けた相談体制の充実や、幼児期から学齢期までの情報が継続し、成長にあわせた支援が安定して提供される療育体制づくりが望まれています。

また、近年における少子高齢化や核家族化の進行、就労構造の変化、地域社会における人間関係の希薄化などは、子ども自身だけではなく、子どもが育つ中心的な場所である家庭にも大きな環境の変化をもたらしています。妊娠・出産・育児の期間中は行動が制限されることから、一元化された育児情報や相談場所・情報交換の機会の提供など、若い世代の方々が安心して子どもを生み育てることができる環境の整備、充実を図るとともに、そのための体制を構築する必要があります。

本町では、次世代を担う子どもをまちぐるみで育てるため、「芽室町次世代育成支援行動計画」を平成17年3月に策定し、また、子どもが健やかに育つため、子どもの権利を保障する「芽室町子どもの権利に関する条例」を平成18年4月に策定し、子どもたちが幸せに暮らせるまちづくりを進めています。

今後も引き続き、子どもたちが健やかに育つ環境づくりや、子育て支援体制の整備に取り組むとともに、様々な事情により増加しているひとり親家庭に対応した相談・援助体制の充実を図る必要があります。

#### 2 施策の方針

妊娠・出産、子育てに関する悩み・不安の解消と地域社会の理解を深めることにより、まち全体による子育て支援体制の充実を図ります。



対象	町民・地域社会
意図	妊娠・出産に対する不安を解消する 子育てに関する悩みや不安を解消する 子育てに対する地域社会の理解を深める
結果	子育ての支援体制が充実し、安心して生み育てることができる

#### 3 施策の主な内容

##### (1) 妊娠から出産まで安心して行うことができる体制

妊娠・母子手帳交付時から、個々に応じたきめ細かな相談を実施するとともに、安心して出産を迎えることができる支援体制を継続します。

## (2)楽しく子育てできる支援体制の整備

- ・ 子育て中の親の不安解消に向け、乳幼児健診、子育て支援センター相談窓口の開設や育児相談日を設定するとともに、その周知を図り、誰もが気軽に育児相談できる体制を整えます。また、子育てサークル等の育成・支援に努めます。
- ・ 育児負担の軽減を目的として実施している育児サポートシステムは、年々利用者も増加していることから、継続して支援します。
- ・ 子育て世代の経済的負担の軽減を図るため、紙おむつ処理用ごみ袋の助成を継続します。また、子どもの疾病の早期発見・早期治療の促進と経済的負担の軽減を目的とした乳幼児医療費の助成について、対象要件の拡充を行います。
- ・ 子どもを持つ保護者に対し、登録する町内の商店・飲食店などで利用できる「子育て支援カード」を交付し、町内での経済循環を促すとともに、消費生活における支援を行います。

## (3)子どもの健やかな発達を促す体制の整備

発達に不安のある子どもが増加傾向にあるため、早期支援を目的とする相談体制を整備するなど、子どもの情報が継続し、成長にあわせてサポートできる体制を確保します。

## (4)次世代育成支援行動計画の推進

子育てしやすい環境整備を図り、まちぐるみで子育て支援を行うため、「芽室町次世代育成支援行動計画」の着実な推進を図ります。

## (5)子育ての木委員会による情報一元化

役場内横断プロジェクトである「子育ての木委員会」により、多くの行政機能の連携を強化し、子育て関連サービスの一元化に向けた情報交換を行い、充実した子育て支援機能の実現を図ります。

## (6)保育サポート隊の設置

地域の人々や子育て支援センター、育児サークル団体等との協力体制により、安心して子どもたちを預けることができる環境づくりを進めます。

## 4 施策の成果指標

成果指標	説明	現状値	目標値(H24)
公立芽室病院で出産する町民の割合 (公立芽室病院で出産した町民/町民全出産数)	H18 乳幼児管理台帳より	64.9%	65.0%
育児が楽しいと感じる親の割合	H18 乳幼児健診アンケート	90.1%	90.1%
安心して子育てができる環境であると思う町民の割合	H18 住民意識調査	61.4%	65.0%

## 5 施策に係る取組(主要な事業など)

取組	担当課	方向性	H20	H21	H22	H23	H24
妊婦相談・支援事業 乳幼児健診・相談事業	保健福祉課	→	実施				
乳幼児医療費給付事業	保健福祉課	→	拡充 実施				
育児サポートシステム活動支援事業	保健福祉課	→	実施				
次世代育成支援行動計画の推進	住民生活課	→	実施				

## 6 展望計画(平成25年度～平成29年度の展望)

- ・ 少子化・核家族化の進行による子育ての孤立化・不安の解消などに向けた支援の拡充

## 第1節 基本目標1 誰もが健やかに生き生きと暮らせるまちづくり

政策	1-2 子育てしやすいまちづくり	[主管課]
施策	1-2-1 安心して生み育てることができる子育て支援	
	1-2-2 <b>充実した幼児教育</b>	住民生活課

### 1-2-2 充実した幼児教育

#### 1 現状と課題

少子化はますます進行しており、核家族化の進行と相まって、幼児期に身に付けるべき社会性や規範意識が育ちにくい状況が見られます。それに加え、保護者の子育てについての考え方の多様化などから、保育所に対する要望や期待も大きくなっています。

本町では、平成19年度から中央保育所を民間事業者に移管、めむろてつなん保育所に指定管理者制度を導入しましたが、老朽化している中央保育所施設の改築が大きな課題となっています。今後、移管先の事業者とも十分連携を図り、早期改築に向けた検討を行う必要があります。

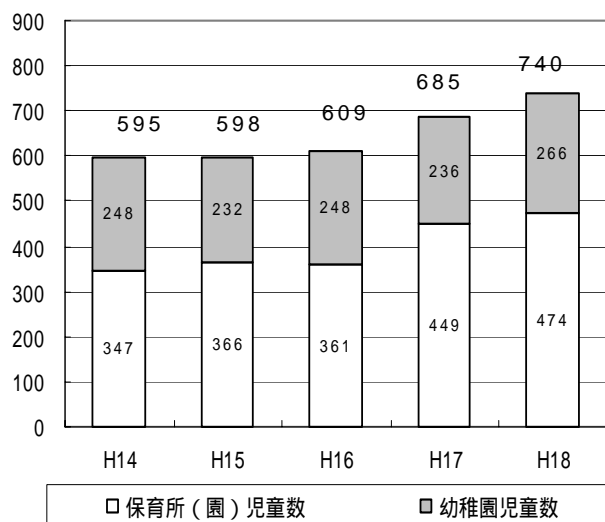
さらに、南保育園及び農村地域保育所についても、施設の老朽化と入所希望者の減少から、保育所の統合が課題となっており、また、学童保育所については、就業構造の変化などにより入所希望者が増加していることから、ニーズに合わせた環境整備が重要な課題となっています。

幼児期における教育は、人間形成の上でとても大切な時期であり、心身の成長、発達過程において重要な役割を担っています。本町における幼児教育施設は、私立の芽室幼稚園、北明やまざと幼稚園の2園であり、保護者の経済的負担を軽減するために保育料等就園費の減免分を補助するなど、幼児教育の振興に努めています。

近年、発達に不安のある子が増加していることから、私立幼稚園では個に応じた教育を図るための教員の増員が必要とされ、また、国では、社会経済情勢における教育格差の是正などから、保育料の減免対象範囲が拡大されてきています。

こうした中、教育基本法の改正により新たに「幼児期の教育」が規定されるなど、町における幼児教育に対するさらなる振興が求められています。

芽室町の保育所(園)・幼稚園児童数の推移 (人)



資料：町(住民生活課)調べ

#### 2 施策の方針

幼児の健やかな心身の成長を促すとともに、幼保相互の子ども情報の連携、保護者への教育情報の円滑な提供を促進します。

対象	幼児、保護者、指導者
意図	幼児の健やかな心身の成長 幼保相互の連携が進み、保護者への教育情報の提供がスムーズになされる
結果	保護者が安心して子どもを預けることができる

### 3 施策の主な内容

#### (1)町内保育所(園)の充実

- ・ 町内2つの認可保育所の運営については、平成19年度から中央保育所は民間に移管、めむろてつなん保育所は指定管理者制度を導入したところです。しかし、芽室の子どもたちの保育に責任を果たすのは町であることに変わりはなく、今後、運営事業者とも十分な連携を保ちながら、認可外保育所である南保育園とあわせて保育の充実を図っていきます。
- ・ 中央保育所については老朽化が進んでいることから、施設の建設場所の協議も含め、移管先の事業者と連携を図りながら早期改築に着手します。また、その際、施設の老朽化とともに入所希望者が減少している南保育園のあり方についても検討していきます。
- ・ 保育所の待機児童数ゼロを継続し、安心して子どもを預けられる体制を維持します。

#### (2)農村地域保育所の統合

農村地域の保育所は、平成19年度から、それまでの保育協会への運営委託から町による直接運営に移行しましたが、少子化に伴う入所児童の減少や、施設の老朽化が進んでいることから、保育所の統合について検討し、より良い保育環境づくりを図ります。

#### (3)学童保育所の継続

保護者が仕事等のため家庭にいない小学1年生から3年生までの児童に、放課後の適切な遊びと生活の場を提供するため設置している学童保育所は、就業構造の変化や新たな住宅団地の造成などにより、入所児童が増加しています。待機児童ゼロを目指した受け入れを行うため、今後も適切な数の指導員の配置と、受け入れ施設の整備を行います。

#### (4)私立幼稚園就園保護者の負担軽減

私立幼稚園に就園している保護者の経済的負担軽減のため、就園奨励費補助を継続し、幼稚園への就園を促進します。

#### (5)幼稚園・保育所に対する教育情報の提供

幼児教育を取り巻く環境の変化に対応し、個に応じた教育の専門性を高めるため、研修機会の充実を図ります。

#### (6)幼・保総合化の検討

幼稚園と保育所が持っているそれぞれの役割と機能を果たしながら、効率的な運営を図る幼・保総合化について検討を進めます。

#### (7)小学校との連携推進

幼稚園・保育所と小学校との連携を強化し、教員及び保護者に対する小学校教育における情報の提供、小学校教育への指導の円滑な移行など、教育の接続性を推進します。

#### 4 施策の成果指標

成果指標	説明	現状値	目標値(H24)
保育所の保育サービスに対する保護者の満足度	未把握	-	65.0%
保育所待機児童数	H18実績	0人/年	0人/年
指導者交流会参加者数	未把握	-	50人/年

#### 5 施策に係る取組(主要な事業など)

取組	担当課	方向性	H20	H21	H22	H23	H24
待機児童を出さない保育の環境整備	住民生活課	→	実施				
農村地域保育所の統合 ・ 9か所 5か所	住民生活課	→	検討	検討	順次 統合		
適切な環境での学童保育の実施	住民生活課	→	実施				
特別支援教育対応教員の充実 ・ 補助事業の継続	学校教育課	→	実施				
小学校教育への連続性の確保 ・ 幼少連携組織の設置	学校教育課	→	実施				

#### 6 展望計画(平成25年度～平成29年度の展望)

- ・ 発達に不安のある子の増加傾向に対応する保育士・教員の充実
- ・ 適切な保育環境の整備・幼児教育における負担の軽減



## 第1節 基本目標1 誰もが健やかに生き生きと暮らせるまちづくり

政策	1-3 健やかな暮らしと自立を支える福祉の充実	[主管課]
施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>1-3-1 地域で支え合う福祉社会の実現</li> <li>1-3-2 高齢者福祉の充実</li> <li>1-3-3 障害者の自立支援と社会参加の促進</li> </ul>	保健福祉課・住民生活課

### 1-3-1 地域で支え合う福祉社会の実現

#### 1 現状と課題

昨今の核家族化の進行により、かつての伝統的な家族や地域での相互扶助機能は低下し、地域住民のつながりの希薄化、価値観の多様化など、住民意識の変化とともに地域社会が大きく変わってきています。地域に住む住民同士の関わりが非常に少なくなり、日頃の挨拶もままならない、また、プライバシーを侵されたくない・侵したくないという現代的課題も見え隠れしています。また、青少年や中高年においても生活不安とストレスが増大し、家庭内暴力、虐待、ひきこもり、自殺などが新たな社会問題となっています。

今後においても、一層の高齢化の進行が見込まれ、高齢者・障害者・子育て中の人など生活上の支援を必要とする人たちは、ますます厳しい状況におかれるものと懸念されます。

本町では、平成18年3月に「芽室町地域福祉計画」を策定し、『お互いを支え合う心を育て地域で楽しいまちづくり』を基本理念とし、計画に基づく施策を推進していますが、本町に住む多くの人は、高齢になっても住み慣れた地域でいつまでも安心した生活ができることを望んでおり、全ての町民が地域を構成する大切な一員であり、地域全体が家族のように助け合い、支え合うという意識が必要です。

また、現在、本町では地域包括支援センター（平成19年4月、保健福祉センター内に設置）などで、町民の皆さんからの相談を随時受けていますが、相談場所が分からず、重大な事態となってから家族や周囲の方から相談を受けるケースもあります。日頃から気軽に相談できる場所の周知や、見守る体制を整備する必要があります。

住民一人ひとりをはじめ、関係する機関・団体、そして行政がひとつになって地域住民同士の「つながり」を再構築することが大きな課題となっています。

[ ふれあい交流祭り ]



#### 2 施策の方針

年齢や世代、性別、障がいの有無に関わらず、地域全体がお互いに支え合える体制づくりをすすめます。

対象	町民
意図	住民同士で支え合う体制をつくる
結果	住み慣れた地域で安心した生活を送ることができる

### 3 施策の主な内容

#### (1)地域における支え合い活動の推進

住民同士の円滑な関係づくり～町内会などの地域内で、身近な住民同士の挨拶やコミュニケーションづくりの促進によるコミュニティの再構築を図り、地域社会の基礎となる住民同士の円滑な関係づくりを推進します。

福祉教育の推進～子どもから大人まで、お互いに相手に対する思いやりの気持ちを持ち、分け隔てのない社会の構築が望まれます。そのため、学校教育の中での取組のみならず、広く住民全体に対しても福祉に関する教育を推進します。

地域福祉を推進する人材の育成～地域の福祉活動を積極的に推進する人材はごく限られた個人や団体にとどまっている一方で、ボランティアへの参加を希望する個人や団体も出てきています。これらの参加意欲を大切に育てる環境、そして牽引力となる人材を育成するため、ボランティアセンターなどの活用による支援体制づくりを進めます。

#### (2)地域における総合的な保健・福祉サービス利用の推進

相談支援体制の充実～地域包括支援センターなどによる相談体制の充実と、関係機関の連絡・連携の強化を推進します。

情報提供体制の整備～広報誌等による地域福祉に関する各種情報提供を推進するとともに、町民の方々がいつでもどこでも必要なときに手に入れることができる情報提供体制の整備を進めます。

#### (3)地域福祉を推進する体制づくり

住民・事業者・町の協働による地域福祉計画の推進～住民・事業者・町のそれぞれが持つ地域福祉活動の特質を十分発揮するために役割を明確にし、連携と協働により実施するための体制づくりを進めます。また、健康・生きがいがいづくりに、地域における自主的活動が効果的であることから、それらの活動を支援していきます。

関係団体等との連携～芽室町社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動実践計画」や、民生児童委員等と連携しながら、より効果的な地域福祉を推進します。

### 4 施策の成果指標

成果指標	説明	現状値	目標値(H24)
社会福祉大会・ふれあい交流まつりの参加者数	社会福祉協議会調べ	633人/年	650人/年
ボランティアセンターを通じてボランティア活動に参加した人数	ボランティアセンター調べ	4,040人/年	4,300人/年
地域福祉社会活動に充実感を持つ町民の割合	H18 住民意識調査	14.2%	20.0%

### 5 施策に係る取組(主要な事業など)

取組	担当課	方向性	H20	H21	H22	H23	H24
社会福祉協議会活動支援事業	保健福祉課	→	実施				
民生児童委員活動支援事業	保健福祉課	→	実施				
芽室町ボランティアセンター運営支援事業	保健福祉課	→	実施				

### 6 展望計画(平成25年度～平成29年度の展望)

- ・ 社会情勢にあわせて見直す地域福祉計画の推進

## 第1節 基本目標1 誰もが健やかに生き生きと暮らせるまちづくり

政策	1 - 3 健やかな暮らしと自立を支える福祉の充実	[主管課]
施策	1-3-1 地域で支え合う福祉社会の実現	
	1-3-2 <b>高齢者福祉の充実</b>	保健福祉課
	1-3-3 障害者の自立支援と社会参加の促進	

### 1-3-2 高齢者福祉の充実

#### 1 現状と課題

平成19年3月末現在、本町の住民基本台帳による高齢化率(全人口に占める65歳以上の高齢者の割合)は21.4%であり、平成42(2030)年には、31.7%(国立社会保障・人口問題研究所推計)と30%を超え、全国的な状況と同様の水準で高齢化が進むことが予測されます。

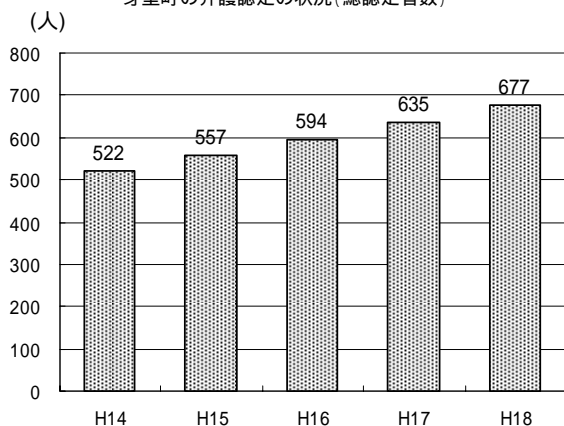
さらに、今後は、いわゆる団塊の世代が高齢期を迎えるなど急速な高齢化の進行とともに、ひとり暮らしや認知症の高齢者の増加など、高齢者を取り巻く環境の著しい変化が懸念されます。

高齢者を取り巻く新たな社会情勢や多様化するニーズに的確に対処し、芽室町の全ての高齢者が住み慣れた地域でいつまでも安心した生活を送ることができる地域づくりを目指し、介護が必要になった場合でも安心してサービスが利用できることはもちろん、介護予防・在宅支援を重視した施策の展開が望まれています。

本町の高齢者保健福祉施策としては、高齢者保健福祉計画に基づく「生きがい・参加」「生活支援・環境整備」を継続して推進する必要があるとともに、介護保険事業については、介護保険事業計画に基づく「介護予防の推進」「介護サービス基盤の整備」「介護保険財政の健全な運営」「地域支援協力体制の確立」を継続して推進する必要があります。

また、特別養護老人ホームについては、「芽室町立特別養護老人ホーム民営化計画(平成17年5月策定)」に基づき、平成21(2009)年4月から民営化することとしています。民営化後においても、現在のサービスの内容を低下させないことが重要です。

芽室町の介護認定の状況(総認定者数)



#### 2 施策の方針

高齢者の方々が、住み慣れた地域で安心して生活ができるよう適正な福祉サービスを推進します。

対象	高齢者(65歳以上)
意図	適正な福祉サービスを利用できるようにする
結果	高齢者が住み慣れた地域で安心して生活ができる

### 3 施策の主な内容

#### (1)生きがい・社会参加の推進

高齢者が生きがいを持ち、自らが積極的に社会参加しながら地域社会で自立した生活ができるよう環境の整備を図るとともに、高齢者自らが地域住民による自主的団体活動の担い手として活躍できるよう、生きがい対策や社会参加を積極的に支援します。

#### (2)生活支援・環境整備の推進

高齢者がいつまでも安心して住み慣れた地域社会で生活ができるよう、食事や除雪、通院通所、軽度生活を支援する在宅福祉サービス事業、安心した在宅生活を支援する緊急通報システムの設置、独居高齢者等への福祉電話の設置など、様々なサービスを実施することで自立した生活を継続できるよう支援します。また、地域住民による活動を積極的に支援します。

また、高齢者の生活を支援するための施設整備にあたっては、町内における民間事業者による施設開設について、町としての支援策を検討します。

#### (3)介護予防の推進

高齢者ができる限り要介護状態に陥ることなく、健康で生き生きとした生活が送れることは極めて重要です。そのため、要介護状態になったり、要介護状態が悪化したりすることを回避するため、地域包括支援センターにおける要支援認定者への介護予防ケアプランの作成や介護予防ケアマネジメント、機能訓練教室の開催、各種健康講座・相談支援事業など、介護予防対策を推進します。

#### (4)介護サービス基盤の整備

ひとり暮らし世帯や高齢者のみの世帯の増加や核家族化の進行などにより、家庭における介護力の低下が進んでいます。また、平均寿命の伸びとともに、寝たきりや認知症など介護を要する高齢者が増加傾向にあります。さらに、今後一層の高齢化の進行が見込まれることから、円滑な高齢者が住み慣れた地域でサービスを利用できるよう、施設介護や居宅介護などのサービス基盤の整備を進めます。

平成21(2009)年4月から民営化する予定である特別養護老人ホームについては、介護サービスの向上と施設運営の効率化を図り、入所者や入所者家族が安心できるよう、利用者の視点に立った運営を求めていきます。

#### (5)介護保険財政の健全な運営

介護保険財政の健全な運営を確保するために、介護サービスの需要と供給の関係を見極め、適正な保険料設定に努めるとともに、安心して介護サービスを利用することができるような対策などにより低所得者を支援します。

#### (6)地域支援協力体制の確立

高齢者の多くが、長年生活してきた地域で暮らし続けることを望んでいます。このため、高齢者が介護や支援が必要な状態になっても、日常生活を営んでいる地域において、安心して生活を送ることができるよう、高齢者を地域全体で支える体制の構築に努めます。

#### 4 施策の成果指標

成果指標	説明	現状値	目標値(H24)
高齢者全体に占める、福祉サービスを利用している者の割合	保健福祉課調べ	7.7%	7.7%
福祉サービスに満足している高齢者の割合	H18 住民意識調査	63.8%	69.0%

#### 5 施策に係る取組(主要な事業など)

取組	担当課	方向性	H20	H21	H22	H23	H24
生きがい・社会参加 ・ふれあい交流館維持管理、給食交流会支援	保健福祉課	→	実施	→	→	→	→
生活支援・環境整備 ・在宅福祉サービス事業、緊急通報システム運営事業、老人福祉電話事業	保健福祉課	→	実施	→	→	→	→
介護予防の推進 ・地域包括支援センター運営支援事業、機能訓練教室開催事業、各種団体健康講座・相談支援事業	保健福祉課	→	実施	→	→	→	→

#### 6 展望計画(平成 25 年度～平成 29 年度の展望)

- ・ 第4期芽室町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の推進



## 第1節 基本目標1 誰もが健やかに生き生きと暮らせるまちづくり

政策	1-3 健やかな暮らしと自立を支える福祉の充実	[主管課]
施策	1-3-1 地域で支え合う福祉社会の実現	
	1-3-2 高齢者福祉の充実	
	1-3-3 障害者の自立支援と社会参加の促進	保健福祉課

### 1-3-3 障害者の自立支援と社会参加の促進

#### 1 現状と課題

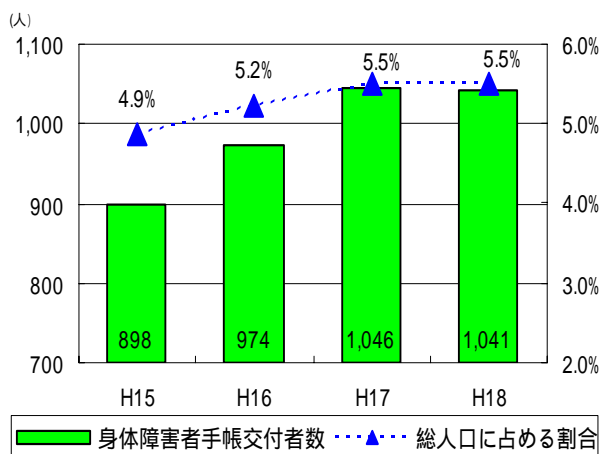
国による障害者福祉制度は、平成15年度に「行政による措置」から「利用者自らがサービスを選択し契約」する制度に大きく方向転換がなされ、さらに平成18年4月から「障害者自立支援法」が施行され、全く新しい障害福祉サービスの提供と利用の仕組みが始まりました。また、平成17年4月に「発達障害者支援法」が施行され、自閉症、アスペルガー症候群、注意欠陥多動性障害などの発達に障がいのある人についても、地方公共団体が支援を行う責務が定められました。

本町の障害者(児)数は、平成19年3月末現在で、身体障害者手帳所有者数は1,041人、療育手帳所有者数は150人、精神障害者保健福祉手帳所有者数は51人となっていますが、高齢化の進行、労働・交通災害など後天的な原因により増加・重度化する傾向にあります。また、自閉症など発達に障がいのある人についても増加傾向にあり、社会構造の複雑化に伴うストレスなどによる精神障害も問題となっています。

このような状況の中で、本町では、障がいのある人が適応能力を回復し、自立した生活ができるような社会を目指す「リハビリテーション」と、障がいのある人もない人も等しく社会の一員として生活する社会を目指す「ノーマライゼーション」の実現を基本理念とした「芽室町障害者福祉計画21」を策定し、施策を実施してきました。

また、本町において必要な障害福祉サービスや相談支援などが計画的に提供されるよう「第1期障害福祉計画」を策定し、入所施設入所者等の地域生活・一般就労への移行に向けた取組を進めています。

しかしながら、障害者のニーズは多種多様であることから、画一的なサービス提供では本人が希望する暮らしの実現は困難であり、また、発達障害に対する支援体制も確立された状況にはありません。今後も、障がいのある人が地域で安心して生活していくためには、障害福祉サービスの充実とともに、それを補完するための関係機関との連携のもと、相談支援をはじめとする地域生活支援体制を構築していく必要があります。



#### 2 施策の方針

障害福祉サービスや相談などの支援により障がいのある方の社会復帰、社会参加をすすめます。

対象	障害者・児
意図	社会復帰及び社会参加を促す
結果	安心と生きがいを持って生活できる

### 3 施策の主な内容

#### (1)地域生活支援体制の構築

障がいのある人が、地域で安心して生活していくための相談支援をはじめとする、地域生活支援体制の構築を推進します。

また、相談窓口に対する情報提供を行うとともに、相談支援体制の充実、権利擁護事業の普及啓発の推進、通院・通所交通費助成事業の継続、障がいに対する理解を深めるため、障害当事者団体や親の会の活動を支援するとともに、地域住民との障がいのある人の交流イベントの開催を支援します。

#### (2)サービス提供基盤の整備

- ・ 障害福祉サービスや地域生活支援事業のサービス見込量に対応するサービス提供基盤の計画的整備を推進します。
- ・ 地域生活支援事業の実施にあたり、サービス提供事業者への継続した支援を行うとともに、町内における新たな授産作業の模索と支援を行います。
- ・ グループホーム・ケアホーム等の居住系サービス基盤の整備を促進します。

#### (3)精神障害者施策の充実

当事者、当事者家族、サービス提供事業者との連携により、地域で暮らす精神障害者のホームヘルプサービスの利用を促進します。また、精神保健ボランティア等の人材を活用し、当事者や当事者家族の集いの場「居場所」づくりをすすめます。

#### (4)就労支援の強化

地域における福祉関係機関と労働関係機関及び町内外の企業等が協力した就労支援体制の構築を検討します。また、就労への移行に必要な「職場実習」の受け入れについて、町内事業所などへの働きかけを強化します。

### 4 施策の成果指標

成果指標	説明	現状値	目標値(H24)
社会復帰、社会参加した障害者数	就労のため障害者施設を退所した人数	0人	3人
入所施設入所者数	入所施設入所者数	36人	30人

### 5 施策に係る取組(主要な事業など)

取組	担当課	方向性	H20	H21	H22	H23	H24
障害福祉サービス・地域生活支援事業の提供	保健福祉課	→	実施				
グループホーム・ケアホーム等の居住系サービス基盤整備の促進	保健福祉課	↗	実施				
各種通院・通所交通費等の助成	保健福祉課	→	実施				
町内における新たな授産作業の模索と支援	保健福祉課	→	検討				
就労支援体制の構築	保健福祉課	↗	検討	実施			

### 6 展望計画(平成25年度～平成29年度の展望)

- ・ 障害者の地域移行の増加に対応したグループホーム・ケアホームなどの地域生活のための基盤整備、円滑な地域移行に向けたソフト面での施策を展開

## 第1節 基本目標1 誰もが健やかに生き生きと暮らせるまちづくり

政策	1-4 人々が尊重しあう地域社会の実現	[主管課]
施策	1-4-1 男女共同参画社会の構築	企画財政課
	1-4-2 人権を尊重する地域社会の形成	

### 1-4-1 男女共同参画社会の構築

#### 1 現状と課題

少子高齢化など私たちの生活を巡る状況が変化していく中で、男女が、「男は仕事、女は家庭」といった性別による固定的な役割分担にとらわれず、あらゆる場において、それぞれの個性と能力を發揮できる社会づくりが必要となっています。本町においても、自主・自立のまちづくりを進める中で、住民が男女問わず積極的にまちづくりに参加していただくことが必要です。

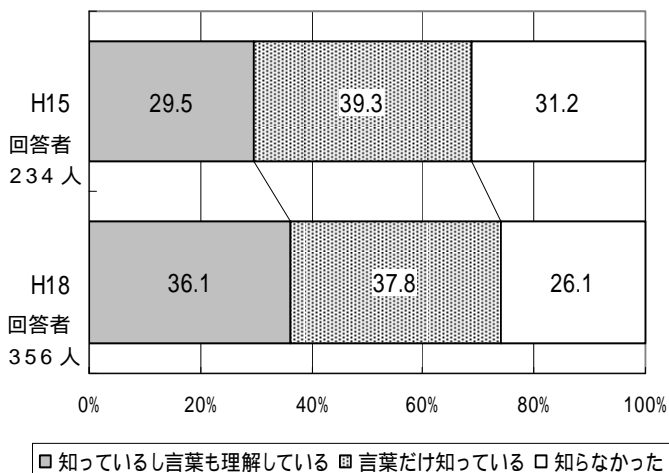
本町では、平成16年4月に「芽室町男女共同参画推進条例」を制定し、男女が互いにその人権を尊重しつつ喜びも責任も分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に發揮することができる男女共同参画社会の実現に向けて取り組んでいます。

平成18年度の住民意識調査では、「男女共同参画社会という言葉と意味」について「知っているし意味も理解している」と回答した方は、全体の36.1%（平成15年度調査では29.5%）であり、男女別では、男性では44.9%（同37.0%）、女性では29.7%（同23.9%）となっています。男女共同参画に関する意識について徐々に高まりが見られるものの、関心はまだ低いと考えられます。

また、企業等においては、育児休業などの制度が整っていても利用が少ないのが現状であり、今後においても、住民・企業・地域全体の意識向上に向けた取組を継続していく必要があります。

男女共同参画の実現には、意識改革がとても大きな役割となります。そのためには、男女の性差を認めたくえで、固定的な役割分担意識にとらわれず、誰もが生き生きと暮らせる環境づくりが必要です。

男女共同参画に関する住民意識調査  
「男女共同参画社会」について



#### 2 施策の方針

性別に関わりなく、その個性と能力を十分に發揮できる社会の形成に向けた環境づくりや意識改革をすすめます。

対象	町民
意図	誰もが社会進出（参加）できるようにする 男女がその個性と能力を發揮できるようにする
結果	誰もが個々を認め、支え合うことができる社会の形成

### 3 施策の主な内容

(1)男女共同参画基本計画の進ちょく管理

「芽室町男女共同参画基本計画」を確実に推進するため、事業評価及び次年度事業の検討を行う審議会を開催し、新たな施策を審議いただくことで男女共同参画を推進します。

(2)男女共同参画への意識啓発

男女共同参画社会の実現に向けては、住民一人ひとりの意識改革が重要であり、講演、セミナー等を通して自ら考えるきっかけを提供していくことで、男女共同参画社会の実現につなげます。

(3)男女共同参画の条件整備

誰もが社会活動を続けられるよう、育児や要援護者の介護などの支援体制を充実します。また、育児休業の取得や労働条件の配慮など、企業の理解を深めるための啓発活動を推進します。

(4)男女共同参画によるまちづくり

地域社会での活動、町の各種委員会への女性の参画を促進します。

### 4 施策の成果指標

成果指標	説明	現状値	目標値(H24)
性別に関係なく社会進出(参加)できるまちだと思ふ町民の割合	H18 住民意識調査	40.6%	45.0%
町の審議会等委員への女性登用率	H19.4 現在 庁内各課状況	31.8%	40.0%

### 5 施策に係る取組(主要な事業など)

取組	担当課	方向性	H20	H21	H22	H23	H24
男女共同参画基本計画の進ちょく管理	企画財政課	→	実施		検討	検討	→
男女共同参画への意識啓発	企画財政課	→	実施				→

### 6 展望計画(平成 25 年度～平成 29 年度の展望)

- 男女共同参画基本計画に基づく取組の推進に向けた町民・事業者・行政の協力体制の構築

## 第1節 基本目標1 誰もが健やかに生き生きと暮らせるまちづくり

政策	1-4 人々が尊重しあう地域社会の実現	[主管課]
施策	1-4-1 男女共同参画社会の構築	
	1-4-2 <b>人権を尊重する地域社会の形成</b>	住民生活課・保健福祉課

### 1-4-2 人権を尊重する地域社会の形成

#### 1 現状と課題

冷戦が終結し新たな世紀を迎えても、世界各地で武力紛争が絶えず憂慮すべき状況にあるといえます。こうした中、本町では、人権意識の高揚を図るとともに、昭和62年に制定した「平和非核宣言」の趣旨に基づき、平和事業の積極的展開を図ってきました。

こうした考え方の基本にあるのは人権尊重であり、平和の実現には町民一人ひとりが人権意識を持つことが大切だといえます。誰もがかけがいのない人間として尊重される差別のない明るく住みよい社会を望んでいますが、現実には性別や障がいの有無、出身地区、国籍などに様々な差別や人権侵害があります。また、核家族化の進行と長寿化を背景に、高齢者のみの世帯や認知症高齢者が増加し、高齢者がターゲットとなった虐待や消費者被害、財産上の不当取引などの権利侵害が全国的に多発し社会問題となっています。

このため、将来にわたって高齢者が安心・安全に生活していくことができるよう、地域・関係団体・企業・医療機関・介護事業所・行政機関などが連携を強化し、あらゆる権利侵害や生活上の不利益から擁護していく仕組みと地域の見守りが求められています。

さらに、最近の社会問題である児童虐待や配偶者等への暴力、高齢者や障害者などの権利擁護を含め、総合的な人権施策の推進が求められています。

町では、これまでの事業の成果を踏まえ、平和意識の醸成に努めるとともに、全ての町民の人権尊重を基本理念に、町民一人ひとりが相互に人権を尊重しあい、生きがいの持てる共生社会の実現に向けた取組を進めていきます。

#### 2 施策の方針

町民の皆さんが人権を尊重し、差別や権利侵害がない地域づくりをすすめます。

対象	町民
意図	人権を理解し、権利侵害(擁護)への認識を高める
結果	基本的人権を尊重し合う生活を築くことができる

### 3 施策の主な内容

#### (1)人権意識の総合的啓発

すべての人の基本的人権を尊重し、人種、国籍、性別、信条、障がいの有無、社会的身分などあらゆる差別を解消することは、平和・人権のまちづくりの基本原則です。

配偶者等へのあらゆる暴力の禁止、児童虐待防止など子どもの権利の保障、障害者・在住外国人・高齢者などの権利擁護などあらゆる分野の意識啓発を総合的に推進します。また、学習機会の充実や相談・啓発活動の充実など、人権尊重の意識啓発のための取組を推進します。

#### (2)高齢者の権利擁護

相談窓口の設置、関係機関による「芽室町高齢者権利擁護ネットワーク」会議の開催等により、高齢者の権利擁護を図ります。

高齢者虐待に関する通報等の受付及び状況確認、必要に応じた調査や、居室の確保などに係る関係機関の連携、成年後見制度の推進、権利擁護に関する制度・知識の普及啓発を進めます。

#### (3)ウタリ住民福祉の向上

ウタリ住民が、社会的・経済的に安定した生活が営まれるよう、生活指導員による相談・指導・助言などを進めます。

### 4 施策の成果指標

成果指標	説明	現状値	目標値(H24)
人権を尊重されていると思う町民の割合	H18 住民意識調査	46.8%	50.0%
権利侵害(擁護)に関する相談等への対応の満足度	相談者へのアンケート	-	80.0%

### 5 施策に係る取組(主要な事業など)

取組	担当課	方向性	H20	H21	H22	H23	H24
高齢者権利擁護事業	保健福祉課		実施				
家庭・学校・団体・企業・行政での人権尊重の啓発活動	住民生活課		実施				

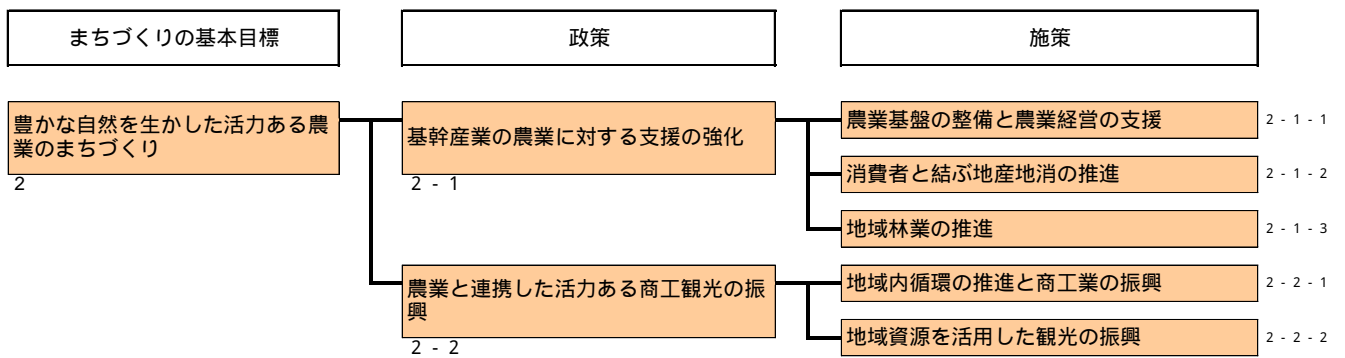
### 6 展望計画(平成25年度～平成29年度の展望)

- ・ 一層進行する高齢社会に対応する高齢者権利擁護事業の継続実施
- ・ 平和意識の醸成と町民一人ひとりが差別解消のために主体的に取り組むための事業推進



## 基本目標 2

### 豊かな自然を生かした活力ある農業のまちづくり



## 第2節 基本目標2 豊かな自然を生かした活力ある農業のまちづくり

政策	2 - 1 基幹産業の農業に対する支援の強化	[主管課]
施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>— 2-1-1 農業基盤の整備と農業経営の支援</li> <li>— 2-1-2 消費者と結ぶ地産地消の推進</li> <li>— 2-1-3 地域林業の推進</li> </ul>	農林課

### 2-1-1 農業基盤の整備と農業経営の支援

#### 1 現状と課題

本町の農業は、小麦、てん菜、ばれいしょ、豆類、及びスイートコーンを主要作物とする大規模な畑作経営と畜産経営の専門化、近年の農業用水等を利用した野菜栽培の導入などにより農業所得の増加が図られ、町の基幹産業として、関連産業の進出も含め地域経済の発展に大きく寄与しています。

これまで本町では、農業基盤の整備と農業経営支援を目指し、農業生産基盤の整備、農業情報ネットワークシステムの導入、農業用水の整備、大型堆肥センターの整備、町営牧場の整備、都市農村交流事業などの農業振興を進めてきました。

しかし、平成12年からのWTO(世界貿易機関)交渉をはじめ、日本と各地域とのFTA(自由貿易協定)、EPA(経済連携協定)交渉が次々に進められており、とりわけ、平成19年4月に始まった日豪EPA交渉では、乳製品や小麦、砂糖、牛肉など重要品目の関税撤廃が最大の焦点となっています。この交渉が合意に達した場合には、農業経営のみならず、関連産業の衰退など地域経済に深刻な影響が懸念され、交渉の行方を把握するとともに、重要品目の関税撤廃に強く反対していく必要があります。

一方、平成19年産から、国の新しい政策である「品目横断的経営安定対策」が始まり、一定要件を満たす担い手に施策が集中化・重点化されていくことになりました。意欲ある担い手の育成・確保と支援、さらに足腰の強い農業経営の構築を進めるため、制度の円滑な移行に向けた関係機関との連携が必要です。

また、国が平成19年度から導入した、農地等の環境保全に向けた地域共同活動・営農活動を支援する「農地・水・環境保全向上対策」については、事業選択が可能であり、地域課題解決に向けた有効な手法として取組を推進する必要があります。

さらに、農用地の担い手への集積や土地基盤整備の促進などにより生産性を高めるとともに、本町農業が将来にわたって、環境にやさしい持続的な発展をするためには、堆肥センターの活用等による土づくりを基本とした環境保全型農業の推進が極めて重要な課題であるといえます。

#### 2 施策の方針

土地基盤整備の促進や担い手への農地集積による生産性の向上と環境を保全する農業をすすめます。



対象	農業者
意図	環境保全型農業による持続的発展が図られる 土地基盤の計画的整備が図られる 担い手への農地集積が図られる
結果	基幹産業である農業を核とした活力に満ちたまちづくりができる

### 3 施策の主な内容

#### (1) 農業生産基盤の整備

土地基盤整備～農道、明渠、暗渠、客土、区画整理、農業用排水など基盤整備を計画的に実施します。

農業用水の確保～国営畑地かんがい事業等で完成した、御影地区、芽室地区、十勝川左岸地区の農業用水の活用を推進します。

土地改良施設の維持管理～国営土地改良事業及び道営事業の完了により、施設維持管理のため農業用水使用料の受益者負担をお願いし、維持管理補助事業を導入しながら維持管理費の削減に努めます。

土づくりの推進～地力の増進を図るためには、土地改良事業、土層改良はもとより土壤改良資材の投入や堆きゅう肥など有機物の畑地還元を行うことが重要です。有機物資源の有効活用やほ場副産物の活用、緑肥作物の作付け、土壤診断の活用などの啓蒙普及を図り、堆肥センターの活用等による総合的な土づくりを推進し、安全安心な農畜産物の提供に努めます。

#### (2) 農業の担い手の育成と支援

担い手の育成・確保～次代の農業を担う農業後継者や新規就農者を確保するため、新農業経営者育成システムの支援、北海道農業担い手育成センターが行う就農支援事業を活用し、関係機関の連携のもと、担い手の育成・確保に努めます。

労働力確保の支援と検討～担い手の減少や農業従事者の高齢化等により労働力不足が顕在化しつつあるため、既存の農作業受託組織の活用と、新たな農作業受委託のあり方について検討します。

#### (3) 農業経営の支援と体質強化

品目横断的経営安定対策の円滑な推進～平成19年4月に設立した「芽室町担い手育成総合支援協議会」を中心として、「芽室町農業経営基盤強化促進基本構想」に基づく認定農業者の認定とフォローアップ等を推進し、品目横断的経営安定対策の円滑な実施を支援します。

農地・水・環境保全向上対策の取組支援～地域が主体となる農地・水・環境保全向上対策を地域課題解決の手法として活用し、地域の取組を支援します。

農業経営の体質強化～農地の流動化による規模拡大の支援、農業関係制度資金の無利子資金等の活用により、農業経営の体質強化を支援します。

農業振興センター運営事業の継続～持続型農業生産基盤の確立、生産技術の向上と高位平準化の推進、クリーン農業技術の展開、コスト低減推進と労働支援体制の確立、先進的な農業経営者の育成を図るため、農業振興センターの運営を支援します。

環境保全型農業の推進～持続性の高い農業生産方式の導入に関する法律に基づく「エコファーマー」の認定推進、特別栽培農産物表示制度導入の支援等、環境保全型農業の取組を推進することにより、持続的な農業の発展を目指します。

畜産の振興～適切な草地造成による自給飼料基盤の整備、酪農ヘルパー利用に対する支援、町営牧場管理の指定管理者制度導入の検討などにより、畜産経営の確立を図ります。

#### 4 施策の成果指標

成果指標	説明	現状値	目標値(H24)
農業産出額	生産農業所得統計	223.5 億円	(調整中:今後記載)
土地改良事業整備済み面積	土地改良事業一覧表による面積	14,133ha	19,206ha
農地移動面積	H18 実績	612.9ha	4,300ha

#### 5 施策に係る取組(主要な事業など)

取組	担当課	方向性	H20	H21	H22	H23	H24
計画的な土地基盤整備の実施	農林課	→	実施				
土づくりの推進 ・堆肥利用等によるクリーン農業の推進	農林課	→	実施				
農業の担い手の育成と支援	農林課	→	実施				
農業経営の支援と体質強化	農林課	→	実施				

#### 6 展望計画(平成 25 年度～平成 29 年度の展望)

- ・ 必要性和財政負担を考慮した計画的な土地基盤整備の実施。
- ・ 食の安全・安心の確保に向けた堆きゅう肥等有機物の畑地への還元、農薬・化学肥料の適正使用、生産履歴の記帳等。
- ・ 国の対策の担い手への集中化・重点化に応じた関係機関の連携による担い手の育成・確保。
- ・ 農業振興センターを中心とした技術指導等による足腰の強い農業経営の構築。



## 第2節 基本目標2 豊かな自然を生かした活力ある農業のまちづくり

政策	2-1 基幹産業の農業に対する支援の強化	[主管課]
施策	2-1-1 農業基盤の整備と農業経営の支援	
	2-1-2 消費者と結ぶ地産地消の推進	農林課
	2-1-3 地域林業の推進	

### 2-1-2 消費者と結ぶ地産地消の推進

#### 1 現状と課題

近年、消費者の食に対する安全・安心志向の高まりや生産者の販売多様化の取組が進む中で、消費者と生産者を結び付ける「地産地消」への期待が高まっています。

地産地消とは、地域で生産された農畜産物を地域で消費するだけでなく、そうした活動を通じて、農業者と消費者を結び付ける取組であり、消費者に対し、生産者と「顔が見え、話ができる」関係で地域の農畜産物・食品を購入する機会を提供するとともに、地域の農業と関連産業の活性化が期待されます。

現在、本町では、地場産農畜産物を用いた料理講習会「めむろまるごとクッキング」や地場産農畜産物を学校給食に用いる「めむろまるごと給食」などの事業により地産地消を推進しています。

また、地産地消の拠点として、平成18年度にオープンした農産物を核とする複合施設「みのりーむ」では、「JAめむろ」により農産物直売所「めむろファーマーズマーケット」が運営されており、地場産の新鮮で安全な農産物が提供され、町内消費者はもとより、近隣市町村利用者からも高い信頼を得ています。

さらに、みのりーむ内には、「JAめむろ」による農畜産物の加工調理体験施設があり、地元の食材を使用した加工品の製造体験や調理講習会・体験料理教室などを通じて、めむろ産の味を知ることができ、食育の観点からも活発な利用が期待されます。

今後においても、消費者に対する農業及び農畜産物(食べ方・旬・栄養・機能性等)についての普及啓発や、消費者と生産者が相互に理解を深め、信頼関係が構築できるようなコミュニケーションの場が必要です。

また、食に関する知識や健全な食生活への関心が高まってきている中、食育の取組と連携しながら、本町の魅力を発揮することができる地産地消の推進を図る必要があります。

[めむろ収穫感謝祭]



#### 2 施策の方針

地場産の農畜産物の使用による食の安全・安心に対する意識を高め、農業への理解促進をすすめます。

対象	町民
意図	地場産農畜産物使用による食の安全・安心に対する意識を高める 基幹産業である農業への理解が深まる
結果	地場産品の農畜産物の理解が深まることで、地元での消費拡大が図られる

### 3 施策の主な内容

#### (1) めむろまるごとクッキングの実施

地場産農畜産物を使った料理の講習会を開催し、めむろ産農畜産物の安全性のPR、消費拡大、生産者と消費者の交流、仲間づくりの場とします。

#### (2) ふれあい家庭農園開設事業の実施

町の基幹産業である農業に関心を持ってもらうことを目的に、自らの手で新鮮な野菜づくり等ができる畑を貸し出します。

#### (3) 学校給食におけるめむろ産農畜産物の積極的な利用

学校給食に積極的に地元農畜産物を使用して、児童生徒に町の基幹産業である農業を周知し、児童生徒が身近な地域の自然、産業等についての理解を深めるとともに、食の安全・安心の観点から地産地消を推進します。

#### (4) 地元食材の安全・安心の啓発

地場産食材を円滑に活用するため、関係機関、生産者、生産者団体、農協等と連携・協力して地元の安全・安心な農畜産物の啓発を行います。

また、「芽室町食の安全・安心に関する宣言」の実施に向けた検討を行います。

### 4 施策の成果指標

成果指標	説明	現状値	目標値(H24)
日頃、地産地消を意識して買い物している町民の割合	住民意識調査など	-	90.0%
めむろまるごとクッキング講座開催数	講座開催数	2回/年	2回/年

### 5 施策に係る取組(主要な事業など)

取組	担当課	方向性	H20	H21	H22	H23	H24
めむろまるごとクッキングの実施	農林課	→	実施				
ふれあい家庭農園開設事業の実施	農林課	→	実施				

### 6 展望計画(平成25年度～平成29年度の展望)

- ・ 地産地消の観点だけでなく食育の一貫として位置付けた施策の展開

## 第2節 基本目標2 豊かな自然を生かした活力ある農業のまちづくり

政策	2 - 1 基幹産業の農業に対する支援の強化	[主管課]
施策	2-1-1 農業基盤の整備と農業経営の支援	
	2-1-2 消費者と結ぶ地産地消の推進	
	2-1-3 地域林業の推進	農林課

### 2-1-3 地域林業の推進

#### 1 現状と課題

森林は、木材生産機能だけでなく、湯水・洪水緩和などの水源かん養、土砂災害の防止、二酸化炭素吸収・酸素供給などの地球温暖化防止、生物多様性の保全、保健休養の場の提供など、多様な機能を有しており、私たちの生活と大きな関わりを持っていると言えます。

国では、平成13年度に「森林・林業基本計画」を策定し、森林の多面的機能の発揮、持続的な林業の発展を理念として各政策を推し進めており、本町においては、「芽室町森林整備計画」に基づき、地域の特性や、森林資源の状況などを勘案して、森林を「水土保全林」「森林と人との共生林」「資源の循環利用林」に区分し、それぞれに応じた望ましい森林の姿へ誘導するよう努めています。

「水土保全林」は、10線防風林や美生ダム付近など約920haあり、落葉など有機物の土壌が供給され、広く発達した根が土壌を保持し、山地災害や風害を防げるような高齢級の森林への誘導を行っています。「森林と人との共生林」は、新嵐山付近、西土狩付近など約92haあり、自然景観や身近な自然とのふれあいの場として、広葉樹の導入や町民植樹祭など行っています。「資源の循環利用林」は約5,516haあり、木材の生産機能を重視し、需要に応じた材木を生育するための植栽、下刈、除間伐を行っています。

現在、町内には約200haの伐採跡地や未立木地があり、これらの土地の対策が課題となっており、森林の重要性について町民と森林所有者の理解を得ながら、植栽や伐採跡地の再造林、既存森林の除間伐などを進める必要があります。

また、本町の豊かな森林を将来に引き継いでいくためには、町民・企業・行政が一体となって森づくりを進めなければなりません。「めむろふるさとの森づくり構想」に基づき、自然とふれあいながら人を育てていくことができるよう、22世紀を見据えた長い時間の中で森づくりを進めていくため、町民の方々の森林に対する意識のさらなる醸成が必要です。

[ 町民植樹祭 ]



#### 2 施策の方針

森林が持つ多面的機能の理解促進と、機能に応じた森林の整備・保全をすすめます。

対象	町民・森林所有者
意図	森林が持つ多面的な機能を理解してもらう 計画的な民有林整備の実施
結果	森林の持つ多面的機能（災害防止・水源かん養・生物多様性の保全・生活環境の保全・地球温暖化防止など）が発揮される

### 3 施策の主な内容

#### (1) 民有林振興事業の推進

森林の持つ公益的機能向上は、水土保全、二酸化炭素吸収など町民全体の利益となることから、森林所有者による除間伐や、野そ(野ねずみ)駆除など、森林保全活動を支援します。

#### (2) ふるさと森づくり事業の推進

自然と人間が共生するまちづくりを実現させるため、自然とふれあいながら人を育ていく「めむろふるさとの森づくり構想」に基づき、植樹祭・育樹祭の開催や、自然観察会、森林サポーター(森林ボランティア)の育成など、町民の手による森づくりを推進します。


#### (3) 町有林管理事業の推進

森林の持つ公益的機能向上のため、また、町民の財産である木材の資産価値を高めるための、皆伐、植栽、下刈、除間伐を「芽室町森林整備計画」「森林施業計画」に基づいて行います。

### 4 施策の成果指標

成果指標	説明	現状値	目標値(H24)
森林が持つ多面的機能を理解したと思う町民の割合	H18 住民意識調査	76.0%	80.0%
適正に管理されている民有林面積	森林調査簿より	96.6%	99.0%

### 5 施策に係る取組(主要な事業など)

取組	担当課	方向性	H20	H21	H22	H23	H24
民有林振興事業の推進 ・森林所有者による除間伐などへの支援	農林課		実施				
ふるさと森づくり事業の推進 ・森林サポーターの育成	農林課		実施				
町有林管理事業の推進 ・森林整備計画・森林施業計画の進行管理	農林課		実施				

### 6 展望計画(平成25年度～平成29年度の展望)

次世代に快適な森林環境を残すため、植樹祭・育樹祭など森づくり事業を通じた森林に対する親しみ・機能の理解など町民意識の醸成と、森林サポーター育成の増進。

## 第2節 基本目標2 豊かな自然を生かした活力ある農業のまちづくり

政策	2 - 2 農業と連携した活力ある商工観光の振興	[主管課]
施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>2-2-1 地域内循環の推進と商工業の振興</li> <li>2-2-2 地域資源を活用した観光の振興</li> </ul>	商工都市振興課

### 2-2-1 地域内循環の推進と商工業の振興

#### 1 現状と課題

本町の商工業の振興は、基幹産業である農業を核として形成されてきたものであり、特に工業については、芽室東工業団地を中心に、農業関連の製造・加工施設や運送業、農業用機械販売などの企業の立地が図られてきました。

芽室東工業団地については、昭和48年度から5期にわたり計画的に造成をし、有利な交通アクセスや良好な自然環境など恵まれた立地条件のもと、農業に関連する企業を中心に企業誘致・支援に積極的に取り組んだ結果、今日では230余社が進出し、内陸型工業団地として良好な土地利用と地域内経済循環を図りながら、町の工業振興に寄与してきたところです。

本町としては、今後も企業誘致を進めていきますが、今後の新たな工業団地の開発については、本町全体での土地利用、近隣市町村との経済的役割の調整などを総合的に勘案しながら取り進めなければなりません。

また、将来的な人口減少による労働力不足や経済状態の変化などにより、既存企業への影響が懸念され、有効な企業支援の施策づくりが地域内循環の継続につながるものとなります。

商業については、中心市街地の空洞化が大きな課題となっています。車社会の進展等による郊外型店舗、近隣大型店への消費の流出も年々増えている状態であり、地域内循環での本町経済発展を考える中では、中心市街地の活性化による消費の流出防止が必要です。

将来の中心市街地のあり方については、本町の都市構造、都市計画の方向性に強く関わるものであり、それらのあり方と併せて考えなければならない課題といえます。

[ 本通商店街 ]



#### 2 施策の方針

企業誘致や中心市街地の活性化による商工業の売上確保と地域内での経済循環をすすめます。

対象	工業者（工業系企業）、商業者
意図	売上が確保される 地域内で経済が循環する
結果	税収の確保 雇用の確保

### 3 施策の主な内容

#### (1) 芽室東工業団地立地企業への支援推進

- ・ 既存進出企業及び東工業団地親交会对し、従来の各種支援策を継続し、より一層の企業間交流の推進と行政との連携強化を目指します。
- ・ 公園緑地の環境整備や団地内コミュニティ施設である東工業振興センターの利用促進をはじめ、東工業団地親交会と今後の町の工業振興について積極的な情報交換を行い、具体的な町の施策づくり等を目指します。
- ・ 農畜産物などの食品加工等関連企業を中心とする企業の誘致を継続します。

#### (2) 中心市街地商店街等の振興

- ・ 芽室町商工会を中核的な役割担当組織として、中心市街地商店街の振興を図ります。
- ・ 町内中小企業の円滑な経営に向けた融資制度などにより商工業の振興を図ります。
- ・ 本町の顔であり中心市街地の起点となる芽室駅前を中心とし、核施設であるめむる駅前プラザの適正な維持管理、めむるステーションギャラリーの有効活用などにより、中心市街地の活性化を図ります。
- ・ 効果的な土地利用を推進することにより、消費者が商店街に行きやすい動線の強化を図ります。また、土地利用策の検討においては、民間と行政の共通認識を図りながら、進めていきます。
- ・ 町外への消費の流出を抑制し、町内での経済循環を推進するため、町内業者による住宅リフォームを奨励する事業を実施します。
- ・ 町内経済の活性化及び雇用機会の創出の観点から、中心市街地における新規創業を支援します。

### 4 施策の成果指標

成果指標	説明	現状値	目標値(H24)
製造品出荷額等	H17 工業統計調査	573.3 億円 / 年	630 億円 / 年
商品販売額	H16 商業統計調査	694.1 億円 / 年	760 億円 / 年
町内企業の従業員数	上記調査計	2,502 人 / 年	2,750 人 / 年

### 5 施策に係る取組(主要な事業など)

取組	担当課	方向性	H20	H21	H22	H23	H24
芽室東工業団地立地企業への支援推進	商工都市振興課		実施				
中心市街地商店街等の振興 ・ 空き家・空店舗の解消	商工都市振興課		実施				

### 6 展望計画(平成25年度～平成29年度の展望)

- ・ 基幹産業と連携した地域内循環に向けた中心市街地商店街等の振興

## 第2節 基本目標2 豊かな自然を生かした活力ある農業のまちづくり

政策	2 - 2 農業と連携した活力ある商工観光の振興	[主管課]
施策	2-2-1 地域内循環の推進と商工業の振興	
	2-2-2 地域資源を活用した観光の振興	商工都市振興課

### 2-2-2 地域資源を活用した観光の振興

#### 1 現状と課題

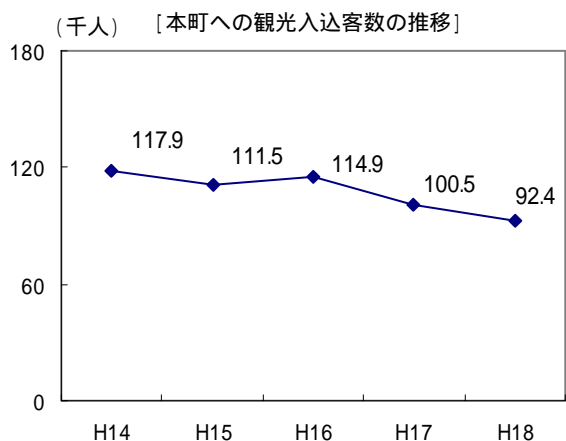
近年の観光は、個人やグループによる旅行が増加するとともに、自然景観、保養、体験、さらには地域の隠れた魅力の発見など旅行目的の多様化が進み、従来の観光形態が変化してきています。

本町の観光は、これまで芽室町観光協会が中心となり振興を図ってきましたが、こうした観光形態の多様化などから、近年の本町への観光入込客数はやや減少傾向となっており、平成18年度は約9万2千人(北海道観光入込客数調査)となっています。

平成17年度には、本町の豊かな自然や、町民によって築き上げられた文化や産業、生活など様々な価値の中で、芽室町独自の視点で次世代に引き継ぎたい有形・無形の財産の中から、“芽室公園と柏の木”、“新嵐山展望台からの風景”“松久園の母屋”、“10線防風林”、“花菖蒲園”、“芽室町発祥の地ゲートボール”を「芽室遺産」として認定し、そのPRに努めるとともに、現在、農産物やその加工品など、地域資源を活用した観光振興を取り進めようとしているところです。

また、行政としても、地域全体の活性化の一環として、農産物などの地域資源を活用した振興策を関係団体や住民と共に議論を始めようとしており、農業関係者や関連企業・団体が、観光産業の振興に向けた共通認識を確立することが大きな課題となっています。

本町の歴史ある観光地である新嵐山スカイパークは、スキー場、宿泊施設、パークゴルフ場、キャンプ場などが一体となった施設として町内外の多くの方々に利用されています。運営の効率化及びサービス向上の観点により、平成14年度から第3セクターによる運営に移行しましたが、運営のあり方については、継続して検討していく必要があります。また、発祥の地であるゲートボール、コロポックル伝説などをいかにして観光資源として磨き上げていくべきかが課題として挙げられ、町全体でこれらの共通認識を図り、観光産業につなげるか検討する必要があります。



資料：北海道観光入込客数調査

#### 2 施策の方針

観光スポットの認知度向上を図るとともに、農業や景観などの地域資源を活かした観光振興を進めます。

対象	町外観光客、観光資源（観光スポット）
意図	地域資源を活かした観光が図られる 観光スポットが認知される
結果	交流人口の増で消費の拡大につながる

### 3 施策の主な内容

#### (1) 農業を核とする観光振興の体制づくり

芽室町観光協会を中心に、本町の基幹産業である農業との連携を図り、安全で安心な農産物、食をテーマに、芽室町のPRと観光産業の発展を目指します。

#### (2) 芽室遺産の積極的な活用

芽室町観光協会により認定された「芽室遺産」は、次世代に引き継ぎたい有形・無形の財産であり、「芽室の宝物」です。今後は、芽室町観光協会が中心になり、「芽室遺産」を芽室町の魅力として町内外に発信することにより、人的交流を促進し、新たな産業と観光の振興を図っていきます。

#### (3) 地域資源を生かした観光・物産振興

- ・ 2月14日のバレンタインデーの日に、多くのろうそくの明かりが幻想的な雰囲気を作り出す「氷灯夜」や、全道屈指の規模の花菖蒲園で行われる「イリス・フェスタ・イン・めむろ」などの観光イベントへの支援を継続していきます。
- ・ 次世代を担う子ども達を対象としたイベントの開催、各行事等における地元食材の提供を促進し、経済循環型の観光産業としての振興を図ります。
- ・ 本町最大の観光地である新嵐山スカイパークについては、設置者である町として適切な施設管理を行うとともに、健全な運営を図ります。
- ・ 地域資源を生かした特色ある物産の開発・販売の可能性について関係機関と連携し研究するとともに、物産協会の設立について検討します。

### 4 施策の成果指標

成果指標	説明	現状値	目標値(H24)
観光入込客数	H18 観光入込客数	92,400人/年	101,640人/年
観光協会ホームページアクセス数	観光協会HP	1,000件/月	2,000件/月

### 5 施策に係る取組(主要な事業など)

取組	担当課	方向性	H20	H21	H22	H23	H24
農業を核とする観光産業の振興 ・ 農産物や食をテーマとしたPR	商工都市振興課		実施				
地域資源を生かした特色ある物産 ・ 開発・販売の研究促進	商工都市振興課		検討				

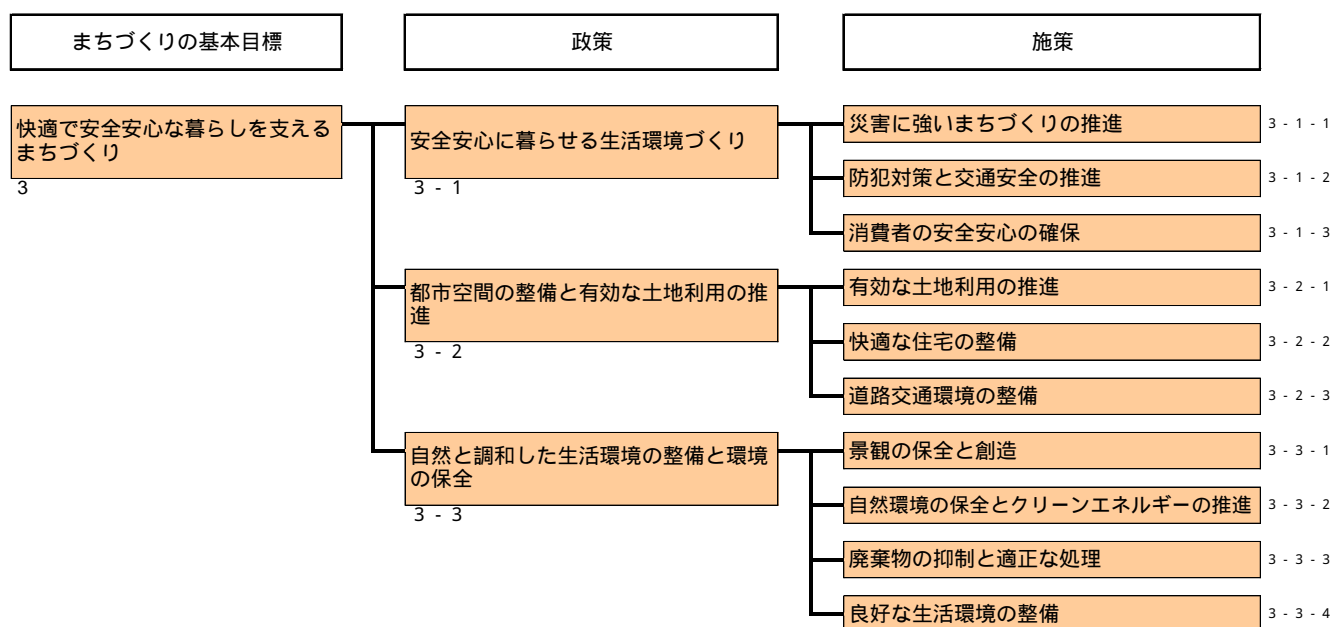
### 6 展望計画(平成25年度～平成29年度の展望)

- ・ 地域資源の活用に向けた物産協会の設立



## 基本目標 3

### 快適で安全安心な暮らしを支えるまちづくり



### 第3節 基本目標3 快適で安全安心な暮らしを支えるまちづくり

政策	3-1 安全安心に暮らせる生活環境づくり	[主管課]
施策	3-1-1 災害に強いまちづくりの推進	総務課
	3-1-2 防犯対策と交通安全の推進	
	3-1-3 消費者の安全安心の確保	

## 3-1-1 災害に強いまちづくりの推進

### 1 現状と課題

本町では、住民の生命・財産を災害から守るため、自然環境の保全とあわせた植林の促進、河川改修などの治山・治水整備を進めるとともに、昭和48年には災害基本法に基づき「芽室町地域防災計画」を作成(平成18年改定)し、各種の災害防止と災害応急対策、災害復旧などの諸活動の推進に努めてきました。

今後は、毎年発生する台風や地震に対する災害発生の予防と、災害時に迅速・効果的に対応できる情報体制の整備、自主防災組織の設置などが急務の課題であり、また、災害に対する予防と避難などについての住民意識の高揚も課題として挙げられます。

本町の消防体制については、平成19年4月現在で、芽室消防署職員30名、芽室消防団団員は第一分団・第二分団併せて81名(定員85名)、消防自動車10台、救急車2台、人員輸送車2台、その他1台、消火栓238基、防火水槽51基で消防・救急・防災にあたっています。年間18件前後の火災が発生し、620件を超える救急出動(平成18年度)がありますが、高齢社会の影響から件数は年々増加傾向にあります。

今後は、アナログ式の消防・救急無線の使用期限が平成28(2016)年5月に定められたことにより、消防・救急無線のデジタル化に向けた全無線設備の更新を行わなければなりません。さらに、救急業務の高度化に対応するため、救急救命士の養成、高規格救急車・救急資器材の整備とともに、救急救命士の訓練の充実や指示病院との連携が求められています。

また、少子高齢化の進行により全国的に消防団員数が減少しており、本町も若い団員の確保が困難になることが想定されます。こうしたことから、将来的な消防組織の広域化に向けた検討も必要とされています。

[ 芽室町防災訓練 ]



### 2 施策の方針

災害の未然防止と、災害時の迅速かつ的確な対応に向けた備えをすすめます。

対象	町民
意図	災害の未然防止を図るとともに、災害時に迅速かつ的確な対応を図る
結果	住民の日常生活の安全が確保される

### 3 施策の主な内容

#### (1)防災対策事業の推進

- ・ 防災について行政、住民のそれぞれが担うべき事項を確認し、防災の備えや災害時に迅速な対応ができるような体制の整備を進めます。
- ・ 防災に対する住民啓発と、携帯電話・パソコン等を活用した「災害情報メール」による情報発信や、避難場所の指定と住民周知、各種の災害備品等の確保に努めるとともに、「高齢者・障害者の安否確認情報」の管理体制を整備し、今後も関係機関との連携を強化し、防災の普及と災害発生に対する適切な対応を進めます。
- ・ ライフラインの確保や、災害時応援協定締結町への応援要請体制、道との連携による道内外の自治体への応援要請体制など、災害時の非常体制の整備に努めます。

#### (2)耐震化の促進

住宅や建築物の耐震診断及び耐震化の促進に向けた啓発活動を推進します。また、災害時の避難場所でもある学校施設などの公共施設については、年次計画に基づき、耐震改修を進めます。

#### (3)消防体制の強化・充実

消防体制の強化～異常気象災害や工業団地の建築物等に対応する機械器具や出動体制の整備を促進し、消火栓・防火水槽などの消防水利の整備を図ります。また、消防団とより一層の連携を図るとともに、住民自ら行う初期消火や救出・救護に必要な防火知識の普及、防災訓練の実施など、自主防災組織の育成・指導に努めます。

予防消防の推進～防火対象物、危険物施設への立ち入り検査を行い、消防設備の維持管理を指導強化するとともに、避難訓練、消火訓練等の実施を指導します。また、就寝中の火災による焼死者を減らすことを目的とし、平成20年6月から、既存住宅への火災警報器の設置が義務づけられたことに伴い、設置の広報、普及啓発による防火意識の高揚を図ります。また、消防団員による独居老人宅の訪問を行い、防火や火災予防の啓発を行います。

救急救助体制～高齢化と共に増加する救急出動について、救命率や社会復帰率を上げるため、救急車が到着するまでに応急手当が出来るように、AED(全自動除細動器)の使用も含めた応急手当の普及啓発等を推進します。また、救急業務の高度化のため救急隊員の教育訓練の充実、医療機関との一層の連携を進めます。また、高規格救急車、高度医療資器材の充実を図ります。

### 4 施策の成果指標

成果指標	説明	現状値	目標値(H24)
防災訓練参加者数	H18 訓練参加者数	140人/年	500人/年
地域防災組織数	総務課調べ	1組織	5組織
公共施設の耐震化率 (耐震改修済の公共施設 / 耐震改修が必要な公共施設)	総務課調べ	25.0% (2施設 / 8施設)	87.5% (7施設 / 8施設)

### 5 施策に係る取組(主要な事業など)

取組	担当課	方向性	H20	H21	H22	H23	H24
地域防災訓練の推進事業 防災意識の普及推進	総務課	→	実施				
消防体制の強化・充実	消防署	→	実施				

### 6 展望計画(平成25年度～平成29年度の展望)

- ・ 地域防災組織の設置(各町内会、行政区等)の更なる促進
- ・ 消防組織の広域化、消防・救急無線のデジタル化による通信指令業務の広域化

### 第3節 基本目標3 快適で安全安心な暮らしを支えるまちづくり

政策	3-1 安全安心に暮らせる生活環境づくり	[主管課]
施策	3-1-1 災害に強いまちづくりの推進	
	3-1-2 防犯対策と交通安全の推進	総務課
	3-1-3 消費者の安全安心の確保	

## 3-1-2 防犯対策と交通安全の推進

### 1 現状と課題

本町の犯罪発生率は決して高くはありませんが、多様化する社会状況の中で、犯罪の巧妙化(悪質化)、広域化、さらには低年齢化しているのが、近年の傾向です。

また、交通事故は依然として減少せず、平成18年度の町内における事故発生件数は78件、負傷者92人であり、事故の多くは一時停止をしないなど基本的な交通ルールの違反運転が原因となっています。

平成18年度の本町の人口1万人当たり人身事故件数41.03件は、全道では180市区町村中148位、十勝管内では19市町村中18位(いずれも件数の少ない順番)と、人身事故発生割合は高い状況となっています。

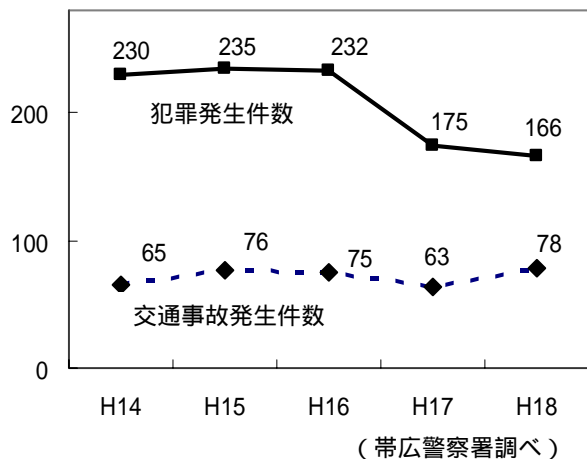
防犯対策や交通安全の取組では、警察や専任交通指導員等により、学校における防犯・事故への対応訓練、交通安全指導が実施されています。

また、防犯については、防犯協会、少年補導委員会等のボランティアによる町内外の巡視活動や、町としても携帯電話を活用した不審者情報の提供などを行っています。

しかし、青少年による不良行為は依然として発生しており、交通ルールの遵守とあわせ、家庭と地域社会による幼児期からの社会教育が今後の課題の一つです。

このため、行政・学校・PTA・地域が一体となった地域の力により児童生徒を交通事故や犯罪から守る活動の推進が必要です。さらに、高齢者人口の増加とともに増加・巧妙化する振り込め詐欺など、高齢者を狙った犯罪の防止も必要となっています。

(件) [本町内での犯罪・交通事故発生件数の推移]



### 2 施策の方針

地域が一体となった防犯体制・交通事故防止に向けた取組をすすめます。

対象	町民、町内会
意図	犯罪事件発生抑制 交通事故の未然防止
結果	町民の日常生活の安全が確保される

### 3 施策の主な内容

#### (1)交通安全指導・啓発事業の推進

住民への防犯・交通ルールの遵守啓発とともに、専任交通指導員(みどりのおばさん)による、幼児、小学生、中学生、高校生そして高齢者に対する街頭指導の継続と、学校等で行う交通安全指導教室の推進を図ります。

また、少年期からの自己防衛意識の高揚、交通安全ルール意識の定着化を進めるとともに、学校・PTA・町内会・各種団体・行政等が連携した「子どもの安全サポート隊」を組織化し、従来の交通安全対策を補完する組織として推進します。

#### (2)防犯対策事業の推進

交通安全推進委員会、防犯協会、少年補導委員会、学校、PTA、地域町内会、行政が一体となった防犯対策に取り組むとともに、「子ども110番の家」「学校の安全マップ」等を活用した地域住民による防犯対策を進めるため、警察等の関係機関との連携強化に努めます。

また、防犯や交通安全を目的とした自主活動を推進している団体に対し、今後も行政としての支援を図っていきます。

### 4 施策の成果指標

成果指標	説明	現状値	目標値(H24)
町内で発生する犯罪件数	H18 帯広警察署調べ	166件/年	150件/年
町内で発生する交通事故件数	H18 帯広警察署調べ	78件/年	50件/年

### 5 施策に係る取組(主要な事業など)

取組	担当課	方向性	H20	H21	H22	H23	H24
交通安全指導・啓発事業	総務課	→	実施	→	→	→	→
防犯対策推進事業	総務課	↗	実施	→	→	→	→
各種団体等の育成支援事業	消防署	→	実施	→	→	→	→

### 6 展望計画(平成25年度～平成29年度の展望)

- 安全・安心なまちづくりに向けた行政・民間・地域が連携した交通安全と防犯の取組推進

### 第3節 基本目標3 快適で安全安心な暮らしを支えるまちづくり

政策	3-1 安全安心に暮らせる生活環境づくり	[主管課]
施策	3-1-1 災害に強いまちづくりの推進	
	3-1-2 防犯対策と交通安全の推進	
	3-1-3 消費者の安全安心の確保	商工都市振興課

#### 3-1-3 消費者の安全安心の確保

##### 1 現状と課題

遺伝子組換え食品など食品の安全性の問題やインターネットによる不正な商取引、若年層・高齢者層への特殊販売による被害など、消費者の抱える問題がますます多様化・複雑化する中で、消費生活上の不利益や危険から消費者を守る施策が一層求められています。

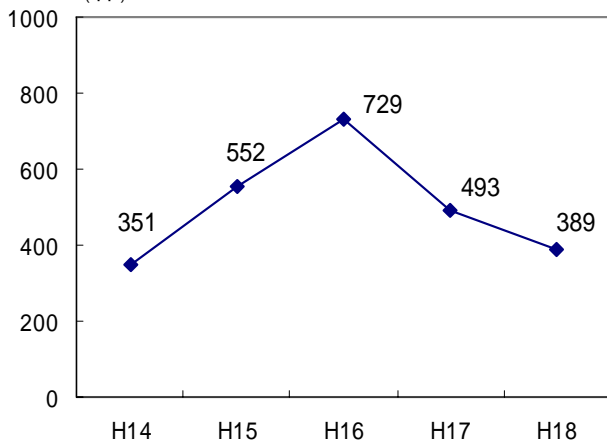
本町の消費者を取り巻く環境は、特に社会的弱者と言われる高齢者を中心に、悪徳業者などによる消費者被害は後を絶たない状況です。

こうした中、本町では、芽室消費者協会により、消費者被害の事前防止のための相談業務や啓発活動により、被害者件数は若干減少している状況にあります。

しかし、町全体で、行政や関連団体等との情報交換の場であるネットワークづくりが重要であり、芽室町における消費者相談件数の減少に向け、消費者が安心して相談できる体制の確保や相談機会の拡充を進めるとともに、トラブルを未然に防止するための啓発事業や情報提供の拡充を図る必要があります。

また、昨今特に食品加工物等での食の安全性が疑問視されている状況にあり、輸入食品などにおいても信頼性が揺らいでいます。このため、地産地消の観点も含めた食の安全性の確保について、町と芽室消費者協会そして町民が一体となって取り組むことが重要です。

(件) [消費者相談件数の推移]



資料：芽室消費者協会調べ

##### 2 施策の方針

消費者被害の防止や食の安全安心に向けた体制づくりをすすめます。

対象	町民
意図	消費者の被害防止及び食の安全・安心確保
結果	町民が安全で安心して暮らせる日常生活の確保

### 3 施策の主な内容

#### (1)消費者活動の推進

消費生活者が安心して暮らせる社会環境づくりのため、芽室消費者協会の支援を継続し推進していきます。  
また、町民一人ひとりが、ライフスタイルを環境に配慮したものへと変えていくことを推進し、生活用品の再利用の促進など町民のリサイクルに関する取組を支援していきます。

#### (2)消費者相談の充実

講座・セミナーの開催など消費者教育の充実や町民活動の支援により、芽室消費者協会の会員数の増加をめざします。多様化・複雑化する消費者問題に対応するため、関係機関等との連携の強化を図るとともに、インターネットを利用した相談体制の整備など相談機会の拡充を図ります。

#### (3)関係機関による連携

相談や苦情を消費者問題の未然防止につなげるための仕組みづくりを関係機関等と連携しながら検討していきます。消費生活におけるトラブルを未然に防止するため、副読本の発行など小・中学生及び高校生を対象とした消費者教育の充実、各種パンフレットの作成やインターネットを利用した情報提供の拡充など、消費者の啓発と情報入手機会の拡充を図ります。

#### (4)食の安全安心の確保

遺伝子組換え食品や食品添加物の問題など町民が不安を感じている食品の安全性確保に向け、食品表示の適正化などにより一層の対策の充実を図り、食の安心・安全な観点からの消費者の適正な商品選択を支援し、芽室町食品衛生協会や芽室消費者協会などと連携を図りながら情報提供の充実に努めます。

さらに、将来にわたって身体への影響の有無が確認できない遺伝子組換え食品等については、学校・保育所などの給食で使用しないようにしていきます。

### 4 施策の成果指標

成果指標	説明	現状値	目標値(H24)
消費者相談処理件数	H18 芽室消費者協会相談処理件数	389件/年	350件/年

### 5 施策に係る取組(主要な事業など)

取組	担当課	方向性	H20	H21	H22	H23	H24
消費者活動の推進 消費者相談の充実	商工都市振興課	→	実施				
食品の安全・安心のための啓発・情報提供の充実	住民生活課	→	実施				

### 6 展望計画(平成25年度～平成29年度の展望)

- ・ 消費生活者安全安心対策に向けた町内ネットワークづくり
- ・ 食の安全・安心のさらなる推進
- ・ 環境へ配慮したライフスタイルの見直しの啓発

### 第3節 基本目標3 快適で安全安心な暮らしを支えるまちづくり

政策	3-2 都市空間の整備と有効な土地利用の推進	[主管課]
施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>3-2-1 有効な土地利用の推進</li> <li>3-2-2 快適な住宅の整備</li> <li>3-2-3 道路交通環境の整備</li> </ul>	企画財政課

#### 3-2-1 有効な土地利用の推進

##### 1 現状と課題

芽室町の土地利用は、都市機能を備えた市街地、優良農地としての農業地域、多面的な機能を持つ森林地域などにより構成されています。

本町では、これまで「第3期芽室町総合計画」や「芽室町都市計画マスタープラン」などにに基づき、計画的な土地利用を行ってきました。特に、十勝内陸部の工業化の拠点として造成した芽室東工業団地は、第5団地の分譲も順調に進み、農業関連企業を中心に多くの企業が立地しました。また、職住近接型の団地として平成14年度から開始した「東芽室土地区画整理事業」は、順調に宅地販売が進んでおり、芽室町の人口増加に大きく貢献しています。

今後の課題としては、中心市街地空洞化対策 公共未利用地の有効活用 公共施設の適正配置 などがあります。 については、全国的な傾向となっており、本町も例外ではありません。少子高齢化や人口減に伴い、空き家、空き地、空き店舗などが増加しており、その対策の検討にあたっては、民間と行政が一体となった取組が必要です。 については、町の管理経費の削減及び財源確保の観点からも、有効活用が望まれます。

については、特に利用者の利便性・動線を考えた配置が必要になります。また、町有財産の土地利用については、今後市街地や農村部にある建物の老朽化に伴い用途廃止する土地・建物の処分が課題であるとともに、保有する町有地の維持管理・建物の営繕など維持管理費の増加も大きな課題の一つとなっています。

そして、これらの課題は、相互に関連してきます。個別に解決策を検討するのではなく、全体を見据えながら検討していくことが必要になってきます。

【東めむろニュータウン】



##### 2 施策の方針

市街地の空地や未利用地を減らし、町有地の空地・未利用地について有効活用をすすめます。

対象	広義：町全域のうち都市計画区域 狭義：町有地（公共用地）
意図	市街化区域内の空地や未利用地を減らし、人口動態に適切に対応した土地利用を図る 町有地の空地・未利用地を解消し有効活用を図る
結果	計画的な土地利用による自然と調和した快適なまち

### 3 施策の主な内容

#### (1)適正かつ効果的な公共施設等の配置

利用者の利便性、地域間のバランス、町全体のゾーニング、中心市街地の活性化、既存施設の改修及び更新等を勘案しながら、公共施設等の配置を行うとともに、公共施設配置計画を策定します。

#### (2)公共未利用地の活用計画策定

未利用地売却などによる財源確保、管理経費削減、有効活用の観点から、公共未利用地の活用計画を策定します。

#### (3)町有地の活用事業の推進

遊休町有地活用を計画的に進めます。市街地や農村地区の小規模な土地については売却等を進めます。また、大規模な町有地の活用については、土地利用計画、公共施設配置計画に準じて整備を進めます。

#### (4)東めむろニュータウンへの支援

民間開発の東芽室土地区画整理事業への支援を行い、職住近接などを目標とした住宅整備を図ります。



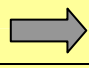
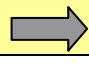
#### (5)まちなか居住の推進

中心市街地活性化や生活の利便性などの面からも、まちなか居住を推進します。

### 4 施策の成果指標

成果指標	説明	現状値	目標値(H24)
市街化区域内の建物戸数	町税務課データより	5,488 戸	5,804 戸
有効活用が期待される一定規模以上の未利用町有地 (2,000 m <sup>2</sup> 以上)	芽高跡地、元町、総体隣地、南プール跡地	4 か所	3 か所
「街並みが整っていて機能的」と思う町民の割合	H18 住民意識調査	46.7%	50.0%

### 5 施策に係る取組(主要な事業など)

取組	担当課	方向性	H20	H21	H22	H23	H24
公共施設配置計画の策定	企画財政課		策定			実施	
公共未利用地活用計画の策定	企画財政課・総務課		策定			実施	
町有財産管理事業	総務課		実施				
新規住宅団地の推進	商工都市振興課		実施				

### 6 展望計画(平成25年度～平成29年度の展望)

- ・ 公共施設未利用地の積極的活用の実施
- ・ 小規模遊休地の活用促進(売却・賃貸等)
- ・ 土地利用計画・公共施設配置計画に基づいた大規模町有地の有効活用

### 第3節 基本目標3 快適で安全安心な暮らしを支えるまちづくり

政策	3-2 都市空間の整備と有効な土地利用の推進	[主管課]
施策	3-2-1 有効な土地利用の推進	
	3-2-2 快適な住宅の整備	商工都市振興課
	3-2-3 道路交通環境の整備	

#### 3-2-2 快適な住宅の整備

##### 1 現状と課題

町では、平成8年度に「芽室町住宅マスタープラン」を策定し、平成11年度には「芽室町公共賃貸住宅再生マスタープラン」(平成3年度策定)の見直しを行い、「中心市街地住宅借上げ制度」を盛り込んだ計画とし、公共賃貸住宅等の新たな課題に対応した計画を進めてきました。

本町の公共賃貸住宅は、16団地827戸(平成19年3月末現在)あり、そのうち耐用年数を超過している385戸(全体の約46%)が建て替えの時期を迎えています。社会経済情勢の変化や少子高齢化の急速な進行等により、現行の建て替えの推進計画では対応できない状況になっています。

今後は、人口動態や、世帯の小規模化の進行、世帯人員と住宅規模のミスマッチの解消などに対応し、既存住宅の活用による効率的で的確な公共賃貸住宅の供給を図ることが、適正な町の管理戸数の確立とともに重要な課題となっています。

このため、既存住宅のデータベースを整備し情報を把握するとともに、建て替え事業、維持保全等の適切な手法の選択のもと、公共賃貸住宅の総合的な活用を進めていく必要があります。同時に、民間活力を活かした「中心市街地住宅借上げ制度」による整備の可能性についても検討することが必要です。

また、今後については、中心市街地への公営住宅の配置などの検討や、高齢者・障害者が快適に住むことができる住宅整備の必要性、現在の公営住宅の老朽度合と入居者ニーズを踏まえ、住宅環境の整備と管理充実が重要課題として挙げられます。

【花園町西公営住宅】



##### 2 施策の方針

快適で安全安心な住環境の整備と適正な公共賃貸住宅の供給をすすめます。

対象	町内の住環境
意図	快適で安心安全な住宅の整備
結果	町人口の増加と入居者の快適な暮らし

### 3 施策の主な内容

#### (1) 快適な住宅の推進

平成11年度に策定した「芽室町公共賃貸住宅再生マスタープラン見直し」について、土地利用計画との連動や社会経済状況の変化などを踏まえた見直しを行い、新たな計画のもとに住環境の改善を推進します。

#### (2) 芽室町公営住宅等ストックの総合活用

現在の公営住宅の老朽度合いを踏まえ、住宅環境の整備と管理の充実が重要な課題となります。「芽室町公営住宅等ストック総合活用計画」(平成19年度策定)に沿って、将来を見据えた公営住宅の建設や維持保全等の適切な手法を選択します。

#### (3) 高齢者、障害者に対応したバリアフリー住宅の普及促進

高齢者や障がいのある方が住みやすい住宅の普及に向けて、町民や住宅建築業者の意識を高め、関係機関が連携して相談・指導体制を充実します。

#### (4) 公営住宅の適正な維持管理

##### 住宅周辺の周辺環境整備

公営住宅の団地通路・駐車場、物置等の附帯施設など公営住宅周辺環境の整備を適正に進めます。

##### 入退去時におけるルールの確立

年々老朽化していく公営住宅において、適切な維持管理を行い長期間居住できる状態にするためには、入居者の方々の適正使用が欠かせません。入退時のルールを確立し、遵守していただくことにより、住宅の維持保全に努めます。

##### 家賃収納率の引き上げ

適正な家賃収納こそが低廉な家賃で賃貸する公営住宅制度の継続につながります。家賃収納率は例年97%程度で推移しており、収納率100%を目指します。

### 4 施策の成果指標

成果指標	説明	現状値	目標値(H24)
(今後、公営住宅等ストック総合活用計画に基づく指標を設定)	-	-	-

### 5 施策に係る取組(主要な事業など)

取組	担当課	方向性	H20	H21	H22	H23	H24
快適な住宅の推進 ・公営住宅等ストック総合活用計画の推進	商工都市振興課	→	実施	→	→	→	→
公営住宅の適正な維持管理	住民生活課	→	実施	→	→	→	→

### 6 展望計画(平成25年度～平成29年度の展望)

- ・ 芽室町公営住宅等ストック総合活用計画に基づく公営住宅の改修・建替・廃止
- ・ 住宅マスタープランの軽微な変更

### 第3節 基本目標3 快適で安全安心な暮らしを支えるまちづくり

政策	3-2 都市空間の整備と有効な土地利用の推進	[主管課]
施策	3-2-1 有効な土地利用の推進	
	3-2-2 快適な住宅の整備	
	3-2-3 道路交通環境の整備	企画財政課

#### 3-2-3 道路交通環境の整備

##### 1 現状と課題

本町の広域幹線道路網は、道東と道央を結び市街地の北部を東西に横断する国道38号線と、4本の主要道道(帯広新得線・清水大樹線・東瓜幕芽室線・豊頃糠内芽室線)、6本の一般道道(川西芽室音更線・熊牛音更線・中美生芽室線・芽室停車場線・芽室東四条帯広線・熊牛御影線)から構成されています。

高速道路・高規格幹線道路については、北海道横断自動車道では、夕張～トマム間の整備が進められており、今後の開通により道央圏へのアクセス時間の短縮が図られることが期待され、本町としては、道央圏からの利用増、特に芽室インターチェンジ乗降の利用動向を見据えた動線づくりが必要となります。

また、帯広・広尾自動車道では、順次供用開始区間が伸びてきており、とちか帯広空港へのアクセスが向上しています。今後、広尾までの全線供用に向けた整備促進が期待されるとともに、芽室帯広インターチェンジから帯広川西インターチェンジ間での利便性向上が望まれます。

町道は、平成19年3月現在、路線数 587 路線、実延長約 922.6km、改良済延長 715.4km(改良率 77.5%)、舗装延長 531.0km(舗装率 57.6%)となっています。そのうち、歩道等設置道路延長は 105.7km(整備率 11.5%)です。今後は、案内標識、交通安全施設や緑化などの周辺環境整備、高齢者や身体に障がいがある方などに配慮した歩道等の整備など、誰もが安心して快適に利用できる道路交通環境の整備が求められています。また、現在、本町の東側の発展に伴い、道道芽室東四条帯広線の4車線化を促進しており、人口に適合した快適な道路交通環境としていく必要があります。

公共交通機関では、JR根室本線の芽室駅・大成駅があり、札幌圏などへの移動時間の短縮に向けた列車増便・スピード化や、通勤・通学等がスムーズに行える発着時刻の改善が望まれます。

路線バスについては、経営収支が赤字となる路線に対して町として補助するなどにより維持していますが、今後も、本格的な高齢社会における地域での移動手段として、町民の交通利便性を確保する必要があります。

[ JR芽室駅 ]



##### 2 施策の方針

道路交通、公共交通における移動の快適性、利便性の向上をすすめます。

対象	町民
意図	交通アクセスの強化 目的地までの快適な移動、利便性の向上
結果	安全で快適な生活を送ることができる

### 3 施策の主な内容

#### (1)幹線道路網の整備促進

- ・ 都市圏や物流拠点等とのアクセス向上に向けた高速・高規格道路の早期の全線開通や、利便性をさらに高めるための方策について国や東日本高速道路株式会社などに働きかけを行います。
- ・ 道道芽室東四条帯広線の拡幅整備などの広域幹線道路網の整備を促進します。

#### (2)道路網計画の策定等

- ・ 広域幹線道路網等との整合を図りながら合理的な交通網を確立するために、中長期的な主要町道等の整備計画を策定し、計画的な町道等の整備を推進します。また、芽室インターチェンジ及び日勝峠とのアクセス強化など、適切な動線づくりを進めます。
- ・ 北海道横断自動車道の全線開通により利便性が大幅に向上する反面、消費が流出する可能性もあります。このため、道の駅の設置など都市圏等からの交流人口を増加させるための方策を研究していきます。

#### (3)道路施設等環境の整備等

- ・ 道路パトロール等の実施などにより、町民の皆さんが安心して快適に利用できるよう道路等施設の適切な維持管理に努めます。
- ・ 案内標識、交通安全施設の充実や歩道等のバリアフリー化の観点に基づく整備等により、高齢者・身体に障がいをもつ方などや子供たちにやさしい道路・歩道整備を推進します。
- ・ 積雪寒冷地特有の除排雪対策については、新市街地の整備に伴う対象路線の延長増や安全な路面の確保、早期除雪に対応するために除雪機械等の充実を図るとともに、効率的な除排雪体制の構築、中心市街地商店街における「除雪パートナーシップ制」の導入等、町民と行政との協働のまちづくりの実現を目指す取組も検討するなど、冬期間の安全・安心な道路・歩道の確保に努めます。

#### (4)公共交通機関の確保

- ・ JR、都市間バス等による都市圏との時間短縮・利便性向上を促進します。また、路線バスの安定的な運行に向けた支援を継続し、地域の足の確保に努めます。特にJRについては、芽室駅に停車する特急列車の増便やスピード化の促進、大成駅における発着時刻の利便度向上、駅舎の整備などについて必要に応じて事業者へ要請していきます。

### 4 施策の成果指標

成果指標	説明	現状値	目標値(H24)
公共交通機関の利用に関する町民の満足度	H18 住民意識調査	30.5%	35.0%
主要都市(札幌・釧路)へのアクセス時間[JR]	JRによる移動時間	至札幌 2:32 至釧路 1:58	至札幌 2:28 至釧路 1:55
芽室インターチェンジの乗降台数	H18 実績	51台/日	60台/日

## 5 施策に係る取組(主要な事業など)

取組	担当課	方向性	H20	H21	H22	H23	H24
主要町道等整備計画の策定	建設水道課	→	検討	策定	実施		→
道路台帳等の点検・管理 ・適切な道路管理実施、町道認定路線の見直し	建設水道課	→	実施				→
町道・歩道・駐車場の維持管理 ・パトロールの実施・修繕等の実施	建設水道課	→	実施				→
町道・歩道・駐車場の除排雪 ・除排雪体制の強化	建設水道課	→	実施				→

## 6 展望計画(平成 25 年度～平成 29 年度の展望)

- ・ 道の駅の設置の検討
- ・ 主要町道等整備計画に基づく個別事業実施
- ・ 町道認定路線の減(道路等補修箇所が増加・除排雪路線延長が増加)



### 第3節 基本目標3 快適で安全安心な暮らしを支えるまちづくり

政策	3 - 3 自然と調和した生活環境の整備と環境の保全	[主管課]
施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>3-3-1 <b>景観の保全と創造</b></li> <li>3-3-2 自然環境の保全とクリーンエネルギーの推進</li> <li>3-3-3 廃棄物の抑制と適正な処理</li> <li>3-3-4 良好な生活環境の整備</li> </ul>	商工都市振興課

#### 3-3-1 景観の保全と創造

##### 1 現状と課題

緑豊かでうるおいのある景観は、私たちにやすらぎや快適さを与えてくれます。

本町は、日高山脈の山並みを背景に水辺の自然を残した河川、碁盤の目に区画割りされた農地と、それを取り巻く耕地防風林など美しい自然・農村景観に恵まれています。また、本町の街路樹や公共施設などに見られるカシワなどの樹木は、身近に親しむことができる街並みを演出してくれます。今後も、本町の持つイメージともいえる豊かな田園風景を保全するとともに、子どもから高齢者まで皆が憩い楽しむことができる公園緑地、街路樹がバランスよく配置された快適なまちとする必要があるます。

本町では、平成16年3月に「緑の基本計画」を策定し、みどりが自然らしく存続できるまちを目指して緑化などに取り組むとともに、平成17年3月には「クリーンめむる大作戦(クリーンめむる環境基本計画)」を策定し、美しい景観づくりに向けた活動を推進してきました。

緑化は、町民や事業者、町が一体となって進めることが有効であることから、これまでガーデニングなどの推奨や、花のまちづくりを推進してきました。特に、フラワーマスターの会では、季節にあわせた植栽を町内各所で実施してきました。

また、芽室遺産の一つである芽室公園内の花菖蒲園は、2.7ha と道内でも有数の規模を有し、610 種、2万5千株の花菖蒲が植えられており、開花時期には町内外から多くの人々が訪れ、今後も適切な維持管理が求められます。このほか、公園緑地等整備にあたっては、公共サービスパートナー制度やフラワーロード事業などにより町民ボランティアなどの活動を支える仕組みの一層の推進が必要となっています。

[ フラワーロード事業 ]



##### 2 施策の方針

本町の豊かな自然や歴史文化を活かした快適な景観づくりをすすめます。

対象	町民
意図	町の歴史・文化を実感する景観により町民を快適な気持ちにさせる
結果	快適な生活環境の創出 文化と潤いを感じる都市景観づくり

### 3 施策の主な内容

#### (1)都市景観啓発・普及事業の推進

フラワーロード事業の取組支援などにより、市街地の緑化と花いっぱい運動を推進します。また、フラワーマスターの会への情報提供などによる認定者の増強、花壇や植栽による景観形成づくりに努めます。

#### (2)自然・農村景観の保全と創造

- ・ 雄大な日高山脈を背景にした身近な森林の保全、広大な畑と耕地防風林からなる農村景観の保全を促進するとともに、十勝川・美生川・芽室川・ピウカ川など水と緑の美しい河川景観の保全に努め、河川の改修等においては自然に配慮した改修工事、親水施設の整備などに努めます。
- ・ 町民の参加により農家住宅・畜舎など農場周辺への花いっぱい運動、緑化の推進、美化運動など自然に溶け込んだ農村集落景観の整備・創造に努めます。
- ・ 「クリーンめむる大作戦(クリーンめむる環境基本計画)」に基づき、美しい景観の維持を推進します。

### 4 施策の成果指標

成果指標	説明	現状値	目標値(H24)
町民の景観への満足度	次年度以降把握予定	-	50.0%

### 5 施策に係る取組(主要な事業など)

取組	担当課	方向性	H20	H21	H22	H23	H24
都市景観啓発・普及事業の推進	商工都市振興課	→	策定	→	→	→	→
環境教育・学習機会の創出	住民生活課	→	実行	→	→	→	→
環境目標の達成度合い ・クリーンめむる大作戦(環境基本計画)の推進	住民生活課	→	実行	→	→	→	→

### 6 展望計画(平成25年度～平成29年度の展望)

- ・ 景観に関するガイドラインの策定の検討
- ・ フラワーロード事業の拡大など町民の方々による取組に向けた支援

### 第3節 基本目標3 快適で安全安心な暮らしを支えるまちづくり

政策	3 - 3 自然と調和した生活環境の整備と環境の保全	[主管課]
施策	3-3-1 景観の保全と創造	
	3-3-2 自然環境の保全とクリーンエネルギーの推進	住民生活課
	3-3-3 廃棄物の抑制と適正な処理	
	3-3-4 良好な生活環境の整備	

#### 3-3-2 自然環境の保全とクリーンエネルギーの推進

##### 1 現状と課題

環境問題は、大気汚染や騒音・振動、生活排水による水質汚濁、近隣騒音などの都市・生活型公害から、資源・エネルギーの大量消費、緑の減少や水循環の阻害などの問題といったように複雑・多様化し、地球温暖化やオゾン層の破壊などの地球環境問題にまで広がり、その影響は次世代に及ぶ深刻さを増しています。

こうした状況のもと、社会経済活動や生活様式のあり方を含め、環境への負荷を低減し、持続的発展が可能な社会を実現するための取組が求められています。

本町は、日高山脈の山並みを背景に水辺の自然を残した河川、広大な碁盤の目に区画割りされた農地と、それを取り巻く耕地防風林など美しい自然・農村環境に恵まれています。平成15年度には「芽室町環境基本条例」を制定し、この条例に基づく「クリーンめむる大作戦(クリーンめむる環境基本計画)」を策定し、個々の公害対策を進めるだけでなく、環境の保全、回復及び創出を図ってきました。

今後は、エネルギーの有効利用や資源のリサイクル、環境に配慮した交通体系への転換など、環境負荷の低減という視点から循環型社会の形成に向けた取組が必要となります。また、ISO14001の取得後の庁内環境管理マネジメントの推進、グリーン購入、省エネルギーの推進及び新エネルギーの積極的な活用等を行い、町民・事業者の環境保全に向けた取組の先導的な役割が求められます。

本町は、農業を核とする産業構造であり、食料・エネルギー・環境を一体的なものとして考えなければなりません。自然豊かな大地からの恵みである農業と、その自然環境の保全、そのためのクリーンエネルギーの可能性や方向性の検討が必要となります。



[ てんぷら廃油を利用したバイオディーゼル燃料 ]

##### 2 施策の方針

町内の美しい自然環境の保全と循環型社会に向けたエネルギーの有効利用を進めます。

対象	町内の自然環境
意図	水質保全、大気保全、土壌保全、悪臭防止
結果	町民が住みやすい快適な生活を実感することができる

### 3 施策の主な内容

#### (1)自然環境の保全

大気・水・土壌の保全(クリーンめむる推進計画の推進)

- ・ 大気汚染や河川の水質に関する環境基準の達成を維持し、さらなる改善を目指します。
- ・ 工場、事業所から発生する大気汚染物質の排出削減、排出水の適切な管理について指導を徹底し、事業所・家庭でのごみの焼却、野焼きの禁止について指導・啓発します。また、家庭污水排水の水洗化を推進します。
- ・ アイドリングストップ等のエコドライブや自動車利用自粛運動、下水処理の負荷低減に向けた啓発を推進します。
- ・ 大気汚染の監視測定、河川の水質検査を実施し、汚染状況を的確に把握します。

自然を守る意識づくり

- ・ 学校教育や社会教育などでの環境に関する教育の充実を図るとともに、住民・企業・行政が一体となった自然を守る意識づくりを推進します。
- ・ 町の公用車更新時の低公害車の導入、町事業活動時における自主的かつ積極的な環境配慮活動を推進する体制を維持し、継続的な環境負荷の低減を図ります。

#### (2)クリーンエネルギーの推進

新エネルギーの活用に向けた研究等

- ・ 新エネルギーに関する事項を研究、学習し、その方向性を探ります。地域資源である農業、農産物を利用するバイオエタノールや、廃食油を利用したバイオディーゼル燃料、家畜糞尿などのバイオガスなど、多様な新エネルギーの実現を探ります。
- ・ 新エネルギーの利活用の可能性を見極め、その方向性を定める「新エネルギービジョン」を策定します。

省資源・省エネ意識の啓発の推進

資源・エネルギーの有限性の認識・有効活用の意識を高める啓発を図ります。

### 4 施策の成果指標

成果指標	説明	現状値	目標値(H24)
町民の環境への満足度	まちづくり意識調査	66.5%	70.0%
町の自然環境(大気汚染、河川水質分析、悪臭測定、粉塵測定、騒音交通量調査)の値	芽室町環境調査	0.001. AA. 100.113.68	0.001. AAA. 90.100.50

### 5 施策に係る取組(主要な事業など)

取組	担当課	方向性	H20	H21	H22	H23	H24
新エネルギーの利用の可能性や方向性の検討	商工都市振興課		検討				
新エネルギービジョンの策定	商工都市振興課 企画財政課		検討	策定			
自然を守る意識の醸成	住民生活課		実施				

### 6 展望計画(平成25年度～平成29年度の展望)

- ・ 家庭及び事業所における省エネルギー・新エネルギーの導入に対する普及・啓発活動の推進

### 第3節 基本目標3 快適で安全安心な暮らしを支えるまちづくり

政策	3 - 3 自然と調和した生活環境の整備と環境の保全	[主管課]
施策	3-3-1 景観の保全と創造	
	3-3-2 自然環境の保全とクリーンエネルギーの推進	
	3-3-3 廃棄物の抑制と適正な処理	住民生活課
	3-3-4 良好な生活環境の整備	

#### 3-3-3 廃棄物の抑制と適正な処理

##### 1 現状と課題

資源の保護、地球環境の保全を背景として、国は、平成12年に「循環型社会形成推進基本法」をはじめ、「家電リサイクル法」、「食品リサイクル法」など、廃棄物処理・リサイクル推進等に関する法整備を行いました。これは、従来の大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会構造から、限りある資源をできるだけ循環・再利用する資源循環型社会の形成を目指すものです。

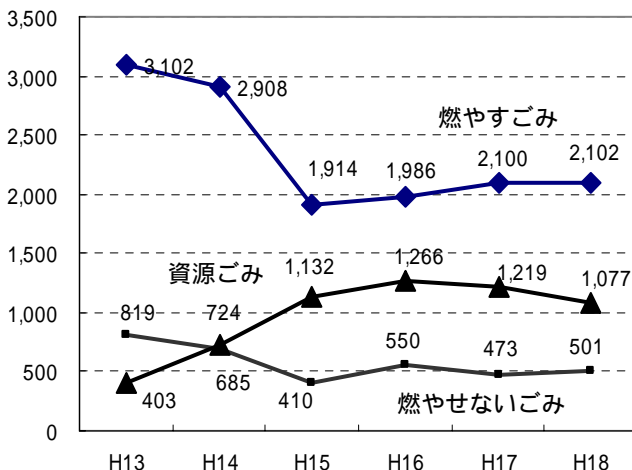
本町においては、平成13年度を始期とした「芽室町ごみ処理基本計画」、また、平成16年度に制定した「クリーンめむる環境基本条例」に基づく「クリーンめむる大作戦(クリーンめむる環境基本計画)」において、ごみの減量目標などを定め取組を推進してきました。

さらに、平成15年度からは、ごみの有料化と資源ごみの分別回収を開始し、平成19年度には、ごみ分別に関する分別指導や助言を行う「ごみ分別マスター」を町民の方に任命するなど、町民の皆さんの理解と負担をいただきながら資源化・減量化に向けた取組を行っています。

こうした取組の成果として、ごみの総排出量、町民一人ひとりの排出量とも減少してきているものの、依然として高い水準にあります。今後は、これらの状況を踏まえ、ごみの発生・排出抑制、再使用・再利用などリサイクルの推進、生ごみの減量対策などに努めるとともに、ごみの排出者責任や拡大生産者責任の明確化を求めていく必要があります。また、ごみ処理手数料の改定については、処理費用を勘案しながら、町民の皆さんの意見をいただきながら十分な検討を行っていく必要があります。

ごみ減量の一層の推進を図るためには、町民・事業者・行政が一体となって、ごみの減量化、資源化を果たしていかなければなりません。

(t) 本町のごみ排出量の推移



##### 2 施策の方針

家庭系・事業系ごみの排出量の減少とリサイクルによる資源の有効活用をすすめます。

対象	町民・工業者・農業者・廃棄物の量
意図	廃棄物の量を減らし資源を有効活用する
結果	リサイクルなどの資源化と循環型社会を築き、環境と調和した産業の健全な発展につながる。

### 3 施策の主な内容

#### (1)ごみ減量化の推進

「ごみダイエットプラン」を策定し、家庭におけるごみ減量意識の高揚、企業における容器・包装の簡素化を推進します。また、生ごみについては自家処理や利活用を促進するとともに、堆肥センターの活用などを視野に入れた堆肥化に向けた研究を進めます。

#### (2)リサイクルの取組への支援

- ・ 再利用に比べ環境負荷の少ないリサイクル方法である再使用の普及促進を図るため、フリーマーケットや不用品の交換など町民・事業者等が行う再使用の取組を支援します。
- ・ 資源物の集団回収への助成制度を継続し、資源として活用する取組を支援します。

#### (3)効率的でわかりやすい収集・運搬体制の整備

- ・ 町民にとって分別方法がわかりやすい、正しいごみ分別方法の普及・啓発を推進します。
- ・ ごみ散乱防止条例等の周知、ごみ分別マスター制度の継続により、地域におけるごみの適正排出を推進します。

#### (4)不法投棄の防止

不法投棄を防止するための体制を充実し、監視の強化を図ります。

#### (5)拡大生産者責任の明確化

ごみの発生抑制・リサイクルの推進を図るため、生産者や販売者に対して、その製品の生産からリサイクル・廃棄まで責任を負うという「拡大生産者責任」の明確化を求め、リサイクル可能な製品の製造・販売や適切な回収等を行うよう要請していきます。

### 4 施策の成果指標

成果指標	説明	現状値	目標値(H24)
1事業所あたりの年間排出量	H17 ごみ処理実績	75.9Kg/年	70.0Kg/年
町民1人あたりの年間排出量	H17 ごみ処理実績	197.8Kg/年	161.3Kg/年
リサイクル率	H17 ごみ処理実績	29.1%	40.0%

### 5 施策に係る取組(主要な事業など)

取組	担当課	方向性	H20	H21	H22	H23	H24
1人1日当たりのごみ総排出量の減量化の推進	住民生活課		実施				

### 6 展望計画(平成25年度～平成29年度の展望)

- ・ ごみの資源化・再利用・再使用などが、地域内で循環する仕組みの構築

### 第3節 基本目標3 快適で安全安心な暮らしを支えるまちづくり

政策	3 - 3 自然と調和した生活環境の整備と環境の保全	[主管課]
施策	3-3-1 景観の保全と創造	
	3-3-2 自然環境の保全とクリーンエネルギーの推進	
	3-3-3 廃棄物の抑制と適正な処理	
	3-3-4 良好な生活環境の整備	建設水道課

#### 3-3-4 良好な生活環境の整備

##### 1 現状と課題

本町では、公園・緑地の整備、上・下水道の整備、簡易水道の整備、個別排水施設(合併浄化槽)の整備等様々な居住環境に係わる施策の取組を行ってきています。

本町には、平成19年3月現在、47か所、計61haの公園・緑地等があり、中でも芽室公園は町民の憩いの場として、スポーツやイベントなどに幅広く利用されています。今後は、これらを多くの町民が憩いの場として安心して利用していただけるように、また、地域コミュニティの活動の場として住民参加も図りながら維持管理に努めることが重要となっています。

上水道は、平成19年3月現在、従来からの自己水源と十勝中部広域水道企業団からの供給などにより、給水戸数 6,140 戸、給水人口 14,981 人に対して安全で安心な水道水の安定的な供給に努めています。また、3簡易水道(上美生、美生、河北)は給水戸数 554 戸、給水人口 2,106 人であり、芽室町全体では給水人口 17,087 人(普及率 83.1%)となっています。今後も適正な管理運営に努めるとともに、未普及地域の解消対策と、老朽水道管や配水施設等の再整備に計画的に取り組むことが必要です。

下水道は、平成19年3月現在で整備面積 714.2ha(整備率約 92.1%)、水洗化人口は 14,229 人(水洗化率 99.4%)となっています。農業集落排水事業、個別排水処理事業により合併処理浄化槽の整備も進められており、今後は、それぞれの施設の適正な管理運営などに計画的に取り組むことが必要です。

そのほかの施設環境などでは、昭和51年建設の火葬場は、老朽化が著しいことから改築などの検討の必要があり、また、町営墓地は、残りの区画数が少なく近隣地への拡張整備の検討が必要です。農村部に点在する共同墓地については、管理運営のルールなどを地域とともに定めていく必要があります。

【芽室公園噴水】



##### 2 施策の方針

快適な生活環境の整備、特にライフラインの確保に向けた取組をすすめます。

対象	町民
意図	快適な生活環境の整備 ライフラインの確保
結果	安全で安心な暮らしができる

### 3 施策の主な内容

#### (1)公園施設等維持管理の推進

町民の皆さんが、憩いの場や地域コミュニティの活動の場として安心して利用していただけるように、芽室町公共サービスパートナー制度などを活用しながら、公園の適切な維持管理を推進します。

#### (2)水道水供給体制等の整備

安全で安心な水道水を安定的に供給するために、需要の増大への対応、未普及区域の解消、老朽水道管布設換及び配水施設等の再整備を推進します。

#### (3)水道施設等維持管理の推進

施設等の適切な管理により、安全で安価な水道水の供給に努めるとともに、上水道・簡易水道事業の健全運営に努めます。

#### (4)下水道施設等の整備

市街化区域拡大や農村地域における住民要望に対応するなど、より多くの町民が水洗トイレ等による良好な生活居住環境が確保できるように努めるとともに、河川の汚染防止、降雨等による浸水被害の防止等を図るために、十勝川流域下水道事業等により施設等整備を計画的に推進します。

#### (5)下水道施設等維持管理の推進

適切な管理により施設等の機能維持に努め、老朽化施設等については計画的に再整備を推進します。

#### (6)し尿処理の適切な維持体制の推進

し尿処理の適切な維持体制を図りながら、公共下水道・農村集落排水施設・合併浄化槽の維持に努めていきます。

#### (7)火葬場・町営墓地の改築・整備などの検討

火葬場の改築などについて検討を行います。また、町営墓地は、残りの区画数が少ないことから、近隣地への拡張整備の検討を行います。

### 4 施策の成果指標

成果指標	説明	現状値	目標値(H24)
水洗化率(下水道・集落排水・合併浄化槽)	H18 決算統計	92.3%	94.6%
水道普及率(上水・簡水)	H18 決算統計	83.1%	84.9%
安全・安心な井戸水を利用している世帯数	H18 水質検査数	177世帯	336世帯

## 5 施策に係る取組(主要な事業など)

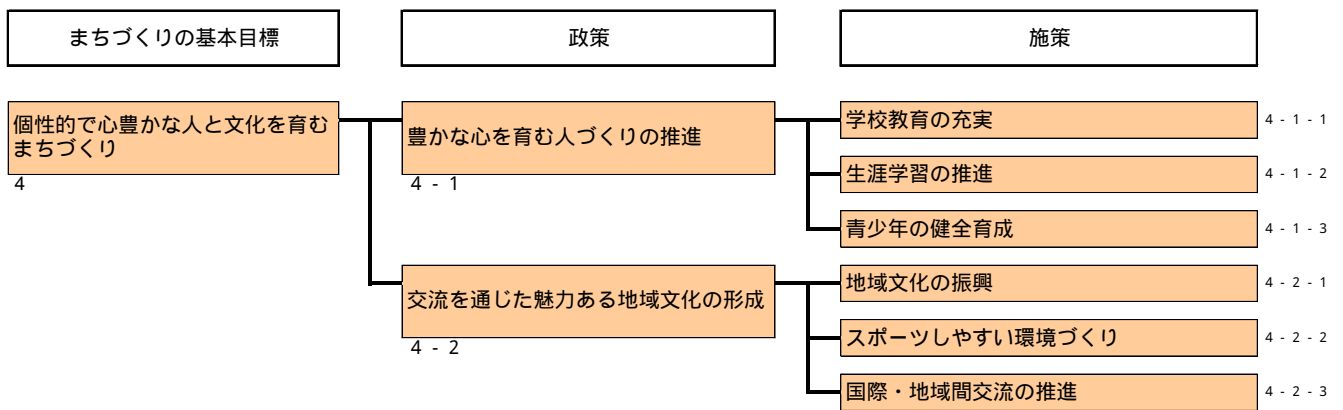
取組	担当課	方向性	H20	H21	H22	H23	H24
種別に基づく公園の直営・委託等による維持管理	建設水道課	→	実施				
水道未普及区域の解消等 ・ 解消方策の検討 ・ 浄水器の設置補助 ・ 再整備必要水道施設等の点検	建設水道課	↗	検討 実施	検討 実施	実施		
水道・下水道施設等の適切な維持管理等 ・ 有収率向上対策・使用料見直しの検討	建設水道課	→	実施				
し尿処理の適切な維持体制の推進 ・ 委託体制の整備	住民生活課	→	検討 実施				
火葬場の改築などの検討 町営墓地の拡張整備の検討	住民生活課	→	検討				

## 6 展望計画(平成 25 年度～平成 29 年度の展望)

- ・ 水道未普及地区解消計画・水道施設整備計画等に基づく各種整備事業の実施
- ・ 各種施設等再整備計画、費用負担等方針に基づく使用料等見直しの実施

## 基本目標 4

### 個性的で心豊かな人と文化を育むまちづくり



## 第4節 基本目標4 個性的で心豊かな人と文化を育むまちづくり

政策	4-1 豊かな心を育む人づくりの推進	[主管課]
施策	4-1-1 学校教育の充実	学校教育課
	4-1-2 生涯学習の推進	
	4-1-3 青少年の健全育成	

### 4-1-1 学校教育の充実

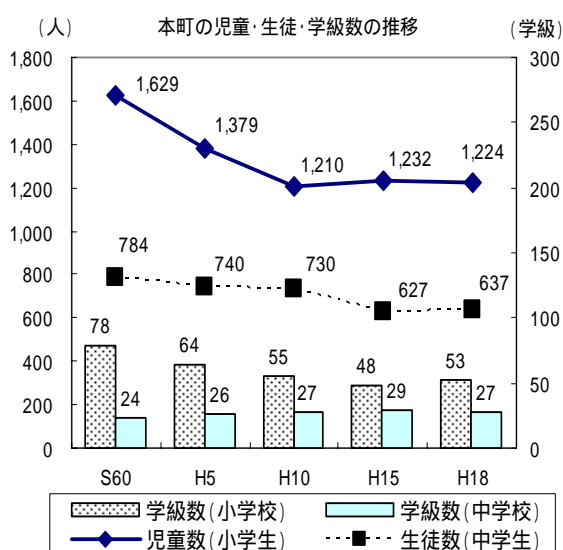
#### 1 現状と課題

本町では、現在まで小・中学校の適正配置に取り組み、平成19年度現在、町内には小学校4校(児童数1,249人)、中学校3校(生徒数654人)が設置され、また、高等学校は公立・私立併せて2校(全生徒数919人:内町内生徒数96人)が設置されています。

これまで、小・中学校においては、子どもたちが確かな学力を身に付けられるように、基礎・基本の定着、個に応じた指導、家庭学習の奨励に取り組んでいます。また、豊かな心と健やかな体を育む教育活動として、朝読書や体験活動の実施、道徳教育を通じた心の教育の充実、児童生徒の実態に応じた体力づくりや食育の推進など、知育・徳育・体育のバランスのとれた教育により「生きる力」の育成に努めてきました。

そのような中で、いじめや不登校、児童生徒の非行など、早急に解決・対応を図るべき教育課題に加えて、少子高齢化や核家族化の進行、社会経済情勢の急激な変化が家庭や地域社会に大きな影響を与え、子どもたちを取り巻く環境が大きく変化し、学校教育に対する保護者・地域のニーズが複雑・多様化してきています。

今後は、子どもたちの基本的な生活習慣や学習習慣の形成、教育の機会均等、特別支援教育など個に応じた指導の一層の充実、時代に対応した教育環境の整備等、教育委員会と学校が一致協力し、家庭、地域社会と連携を図りながら、子どもたちがいつの時代においても自立していける「生きる力」を育むことが求められています。



資料：学校基本調査

#### 2 施策の方針

信頼される学校づくりを推進し、新しい時代を自ら切り拓くことができる心身豊かな人づくりを目指します。

対象	児童生徒
意図	確かな学力、豊かな心と健やかな体を育み、「生きる力」を身に付ける
結果	児童生徒が社会に出たときに自立できる

### 3 施策の主な内容

#### [義務教育の充実]

##### (1)教育活動の充実

特色ある教育活動の推進～郷土の農業・歴史・文化教育、福祉教育、自然体験、異年齢交流、環境保護活動、文化・芸術活動、ボランティア活動、体験学習など郷土に根ざした知・徳・体の調和のとれた教育活動を推進します。

教育活動指導助手の配置～小学校低学年での基礎基本の定着と特別支援教育をサポートするため、教育活動指導助手を配置し学校が取り組む個に応じた教育の人的支援を行います。

児童生徒支援体制の充実～いじめや不登校などの悩みを持つ児童生徒や保護者、指導にあたる教員に対して助言・相談等の教育相談活動事業の充実を図ります。

特別支援教育の推進～発達障害等の特別な支援を必要とする児童生徒が増加しており、学校での教育指導をサポートするため、特別支援教育連携協議会において、児童相談所や発達障害者支援センター、病院などの関係機関の協力を得ながら、個別の支援を必要とする児童生徒の情報の共有化と支援の充実を図ります。

国際化教育の推進～国際化が進む中で、小学校への外国人英語講師の派遣、また中学校では外国青年を招致し、英語指導助手(AET)として配置し、英語教育と国際理解教育の充実を図ります。

学校教育における連続性の推進～幼児教育、義務教育の連続性を図るため、幼保・小・中学校連携組織を設立し、教育の連続性を推進します。

また、中学校と地元高校との情報提供の機会を確保し、入試制度のほか、生徒指導、進路指導、学力向上の取組など、さまざまな分野で連携を模索していきます。

学校間の格差是正～教育の機会均等と格差是正・質的向上を図るため、学校の適正配置の検討を進めます。また、上美生小・中学校での山村留学の推進と小規模学校特認校制度の導入について検討します。

道徳教育の充実～学校における道徳教育にあわせて、学校・家庭・地域の連携により、子どもたちの基本的な生活習慣(食事・早寝早起き・整理整頓等)、社会的生活習慣(集団生活への適応・責任感・人間関係)、学習習慣の形成を図り、生活習慣の確立や望ましい人間関係の形成など、道徳教育の充実を図ります。

##### (2)施設・設備の整備

学校改修工事の推進～学校施設は地震発生時における児童生徒の安全確保及び災害発生時の町民避難施設としての役割が求められており、昭和56年に導入された「新耐震基準」以前に建設された芽室小学校、芽室西小学校の耐震補強工事と老朽化に伴う大規模改修工事を年次計画により進めます。

教材備品等の整備～情報化の進展に伴い、「情報活用能力」を育成するため、コンピュータ及び周辺機器の整備と教員の活用指導力の向上を目指します。

また、読書活動を推進するため、全小・中学校図書館の図書標準率100%を目指すとともに、時代に合った教材備品等の整備を図ります。

スクールバス運行体制の確立～平成20年度の運転技能職員の退職にあわせ、スクールバスの運行体制について全面民間委託を検討し、運行体制の確立を図ります。

安全安心な学校給食の提供～学校給食は健康な子どもたちの心と体を育む上で重要な役割を担っており、食育の推進と併せ給食内容の充実と安全安心な給食を提供します。

### (3)危機管理体制等の充実

危機管理体制の充実～児童生徒が安全で安心して学校生活を送れるよう、学校の危機管理体制、防犯システム、防犯マニュアル等の環境整備を図ります。

安全教育の推進～登下校時等の児童生徒の安全確保や自己防衛意識の高揚を図るため、不審者対応訓練や交通安全指導等を徹底します。

### (4)教職員の環境整備

教職員住宅の整備～教職員住宅の整備など、教職員の福利厚生の実施を図ります。

研修機会の提供～教職員の資質向上のための研修を奨励するとともに、芽室町教育研究所における活動の一層の充実を図ります。

## [高校教育の充実]

### (1)高校教育の充実

芽室高校への進学率の向上～芽室高校の間口維持を要望し、町内中学校卒業生の地元高校への進学率の向上を目指します。

私立高校生徒の保護者の負担軽減～私立高校生徒の保護者に対し教育費用の負担軽減を図るため、助成制度を継続し私学振興を推進します。

## 4 施策の成果指標

成果指標	説明	現状値	目標値(H24)
「学校生活や授業が楽しい」と思う児童生徒の割合	学校評価	-	70%以上
「授業が子どもにとって楽しく分かるように進められている」と思う保護者の割合	学校評価	-	70%以上
「基礎・基本の徹底を重視し、成就感を持たせる学習指導の充実に努めた」と思う教職員の割合	教員自己評価	-	80%以上

## 5 施策に係る取組(主要な事業など)

取組	担当課	方向性	H20	H21	H22	H23	H24
教育活動指導助手の配置 ・特別支援教育への支援	学校教育課	→	実施	→	→	→	→
大規模改修工事の実施 ・耐震改修工事の実施	学校教育課	→	実施	→			
教材備品整備事業 ・コンピュータ等更新	学校教育課	→	実施	→	→	→	→
スクールバス運行事業 ・スクールバス運行の民間委託	学校教育課	→		委託	→	→	→

## 6 展望計画(平成25年度～平成29年度の展望)

- ・基礎・基本の定着と確かな学力の向上
- ・特別支援教育の充実
- ・児童生徒の相談体制の確立
- ・学校のコンピュータ及び周辺機器の計画的な更新と学校図書標準率100%の達成



## 第4節 基本目標4 個性的で心豊かな人と文化を育むまちづくり

政策	4 - 1 豊かな心を育む人づくりの推進	[主管課]
施策	4-1-1 学校教育の充実	
	4-1-2 生涯学習の推進	社会教育課
	4-1-3 青少年の健全育成	

### 4-1-2 生涯学習の推進

#### 1 現状と課題

本町では、町民の多様化する学習意欲の一層の高まりに対応するため、様々な講座を企画するとともに、生涯学習情報の提供を行い、町民自ら学べる環境を整備してきました。また、生活全般、野外活動、健康づくり、文化活動、国際交流など適切な学習機会の提供に努めてきました。

今後も引き続き、明るく豊かな家庭や、うるおいと活力ある地域社会を創造することを願い、さらに心豊かでたくましく生きる人間を育てるため、あいさつ・親切・美化の心を育てる「3つの心運動」を主軸に現代的課題などを取り上げながら、様々な観点から町全体で学習する事業を展開するための体系整備を行い、町をあげた生涯学習の推進体制を確立する必要があります。

公民館、図書館などの生涯学習関連施設については、開館時間の延長と休館日の見直しを行って利用時間を増やし、利用者ニーズに対応した催事・講座などの調整を行い、利用充実に努めてきました。さらに、学校体育館の開放や、他の生涯学習施設(帯広の森運動施設、帯広百年記念館、道立帯広美術館等)を有効に活用し、学習機会の拡大を図ってきました。

また、町民の方々の技術を発掘し、登録・派遣することにより、様々な学習機会を提供する「芽室町地域指導者登録制度」(人材バンク事業)については、事業内容を明確にし、指導者が選択して登録できるようにすることが必要です。

今後は、中央公民館・体育施設の指定管理者制度により、町民の視点に立ち利用者のニーズに合わせた利用形態の確保に努める必要があり、また、地域の拠点である学校は、安全確保を満たしながら開放する方策の検討を引き続き行わなければなりません。

[ 芽室町図書館 ]



#### 2 施策の方針

生涯学習の機会や場の提供により、学習意欲に対応した生涯学習環境の充実をすすめます。

対象	町民
意図	生涯に渡って学習できる環境の整備を行う
結果	町民一人ひとりが自己の充実を図り、心豊かに暮らすことができるまちづくり

#### 3 施策の主な内容

##### (1) 3つの心運動(あいさつ、親切、美化)の推進

心豊かで、たくましく生きる人間を育てるため、3つの心運動を継続して推進していきます。

##### (2) 学校教育と社会教育の融合の推進

心身ともにたくましく、心豊かな子どもを地域全体で育てるため、放課後や週末におけるスポーツ・文化などの体験活動を実施する少年団やサークル、ボランティアグループとの連携を図り、地域で子どもたちを育てる環境を整備し、健やかに成長できるよう活動を支援します。

### (3)家庭教育の推進

子どもの豊かな情操と基本的な生活習慣は、家庭において育まれます。家庭教育に関する講座の開催や親子で参加する地域活動の推進など、家庭における教育を側面的に支援する取組を図ります。

### (4)生涯学習支援体制の充実

様々な特技を持った町民の方々に登録していただく制度「芽室町地域指導者登録制度」(人材バンク)では、住民ニーズに応じた講座の開催をサポート(講師派遣)することにより、指導者として人材の有効活用を促進し、住民の生涯学習を支援します。また、生涯学習全般にわたって事業展開できるよう、生涯学習推進アドバイザーを配置します。

### (5)情報提供機能の充実

- ・ 町の教育情報誌「大地くん」に、教育行政や地域の教育に関する情報をわかりやすく掲載することにより、教育行政を身近に感じてもらえるように努めます。また、各種の行事等への参加率の向上を図ります。
- ・ 多様化・高度化する学習ニーズや、家庭や地域を取り巻く様々な課題に対処していくため、「教育相談メモ」を開設し、相談員が電話相談、面接相談を行います。

### (6)生涯学習関連施設の有効活用の促進

多様化する生涯学習ニーズに対応できるよう、公民館、図書館、集団研修施設、ふるさと歴史館など既存の社会教育施設や、総合体育館、健康プラザ、温水プールなど社会体育施設の有効利用を図ります。

### (7)図書館機能の充実

図書館は、生涯学習の拠点であり、その役割は非常に重要です。レファレンス(参考調査)による学習支援をはじめ、利用者にとって使いやすい施設となるよう、蔵書の充実、予約システム等による利便性の向上、情報発信などに努めます。


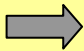
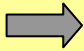
### (8)高齢者の学習機会の創出と異世代間の交流促進

- ・ 高齢者に参加や学習等の機会を提供することにより、より豊かな生活をおくってもらうため、「めむろ柏樹学園」を開催します。
- ・ 高齢者学級「めむろ柏樹学園」の中で行われる異世代間の交流は、核家族化が進み子どもたちと高齢者との触れ合う機会が減少する中で、ますます重要となります。子どもたちは高齢者の教養、生活技術等のから多くのことを学び、高齢者は子どもたちと交わることにより活力をもらうことができることから、世代間交流事業の促進を図ります。

## 4 施策の成果指標

成果指標	説明	現状値	目標値(H24)
学習機会等を活用した数	H18 学習者実績結果	3,535 人 / 年	3,711 人 / 年
図書館利用者数	H18 図書館利用者数	51,269 人 / 年	51,300 人 / 年

## 5 施策に係る取組(主要な事業など)

取組	担当課	方向性	H20	H21	H22	H23	H24
学習ニーズを的確に捉えた講座・教室等の学習機会の提供	社会教育課		実施				
教育機能を有する施設の効果的活用	社会教育課		実施				
教育相談機能の充実	社会教育課		実施				

## 6 展望計画(平成 25 年度～平成 29 年度の展望)

- ・ さらに質の高い魅力ある学習機会・学習活動の場の提供、指導者の育成、学習情報の提供などの推進

## 第4節 基本目標4 個性的で心豊かな人と文化を育むまちづくり

政策	4 - 1 豊かな心を育む人づくりの推進	[主管課]
施策	4-1-1 学校教育の充実	
	4-1-2 生涯学習の推進	
	4-1-3 青少年の健全育成	社会教育課

### 4-1-3 青少年の健全育成

#### 1 現状と課題

近年、青少年を取り巻く環境は、少子化・核家族化の進行、情報化の進展、生活様式や価値観の多様化など、様々な要因により急速に変化しており、青少年の意識や行動にも影響を及ぼしています。

こうした社会状況の中、全国的に少年非行の多発、不登校やひきこもりの問題、フリーターやニートと呼ばれる若者の増加、児童虐待の急増など、青少年をめぐる問題が深刻化しており、家庭・学校・地域社会のそれぞれが、互いに連携しながら、青少年が自ら判断する力や責任感を身に付け生き生きと活動できるよう、責任をもってその役割を果たす必要があります。

本町では、青少年健全育成協議会を通じて各団体の連携を支援し、家庭教育学級の育成やスポーツ少年団本部及び単位少年団の支援、地域子ども会育成連絡協議会の支援を行っています。また、「芽室町地域指導者登録制度」(人材バンク)の推進を行っていますが、より活用しやすい仕組みにするために、今後の活用方法を再検討することが必要です。

また、西部十勝野外体験研修事業の実施、北海道ジュニアリーダー研修参加の支援、少年少女国内研修事業の実施、自然観察クラブの活動支援、少年の主張への派遣など、体験を通じた学習を推進していますが、それらの内容の充実が必要です。

さらに、事業への高学年(リーダー)、指導者(大人)の参加が低調であることから、これらの育成強化が必要であり、今後は、各団体の連携が求められる中、それを継続できる体制づくりが必要です。また、これらに参加していない少年に参加を促す方策を探ることも必要です。

#### 2 施策の方針

青少年が、社会のルールを身につけることができるような体験学習への参加や団体の連携などを促進し、健全育成をすすめます。

対象	町内の青少年
意図	社会のルールを身につける 非行に走らないようにする
結果	社会で自立できる

### 3 施策の主な内容

#### (1)家庭、学校、地域との連携の支援

青少年の健全育成については、次の社会を担う青少年のために、地域のつながりづくりが重要となります。青少年健全育成協議会が行う「子ども 110 番の家」の設置や、青少年健全育成町民集会を通して家庭・学校・地域が連携し、健やかな成長のための環境づくりに努め、地域全体で青少年の健全育成の気運を高めていきます。

#### (2)各種青少年団活動や子ども会活動の支援

各スポーツ少年団や子ども会活動などを通じて、仲間づくりや異年齢交流を図り、団体行動や社会生活を学ぶことが青少年の健全育成につながることから各種関係団体の活動を支援します。

#### (3)リーダーや指導者の養成、研修会開催の支援

西部十勝野外活動体験研修会やふるさと学習などリーダーの養成のための研修会の開催と、各種関係団体の継続的な指導体制作りのため指導者養研修会を開催し、その参加を促進します。

#### (4)海外、国内派遣研修の実施

道内では経験できない、多くのことを肌で体験することにより、見聞を広め、今後の地域活動に生かしてもらうことを期待し、海外、国内へ子どもたちの派遣を行います。

### 4 施策の成果指標

成果指標	説明	現状値	目標値(H24)
青少年健全育成事業参加者数(標語・ポスター等への応募者数) / 町内の児童生徒	H19 応募実績 / 児童生徒数	34.1%	40.0%
町内商店での万引き件数	H18 青少協実態調査	11件/年	0件/年

### 5 施策に係る取組(主要な事業など)

取組	担当課	方向性	H20	H21	H22	H23	H24
青少年健全育成協議会の活動推進 ・関係機関団体との情報交換	社会教育課	➡	実施				
各種体験研修会参加の推進 ・研修環境の整備とリーダー養成	社会教育課	➡	実施				
住民参加の地域づくり、まちづくり活動	社会教育課	➡	実施				

### 6 展望計画(平成 25 年度～平成 29 年度の展望)

- ・ 青少年が希望と誇りを持ち、国際的な広い視野に立った社会人として成長するための健全育成

## 第4節 基本目標4 個性的で心豊かな人と文化を育むまちづくり

政策	4 - 2 交流を通じた魅力ある地域文化の形成	[主管課]
施策	4-2-1 地域文化の振興	社会教育課
	4-2-2 スポーツしやすい環境づくり	
	4-2-3 国際・地域間交流の推進	

### 4-2-1 地域文化の振興

#### 1 現状と課題

人々の創造性や感性を育み心豊かに暮らすためには、地域文化や芸術は大きな役割を果たしているといえます。少子高齢化や高度情報化が進展した社会背景の中で、文化芸術に対するニーズも一段と多様化を増しています。

芽室町文化協会加盟団体は現在36団体であり、各種の芸術・文化活動を展開しております。本町では、町民の皆さんの文化活動への参加を促進するため、児童生徒を対象に鑑賞料の一部を助成する文化芸術鑑賞支援事業及び芸術鑑賞会の実施、町民文化展の開催及び文化協会加盟団体・サークル等の活動支援等、支援体制の整備と充実に努めてきました。今後も、文化活動等の支援に努める一方、各組織の自立運営やリーダーの育成、指導者の確保などが必要になっています。また、文化活動や文化鑑賞の機会、発表・交流の場の提供などへの支援や、多様な文化・芸術の振興を図っていく必要があります。

町文化財指定とその保護活動については、指定文化財の一般公開の実施、ふるさと歴史館「ねんりん」における収蔵物の保存とそれらを活用した体験学習等を実施しています。ふるさと歴史館「ねんりん」は、収蔵資料の適切な保管と活用により郷土「めむる」の歴史を後世に伝えるとともに、来館者に対して郷土の歴史を理解する場を提供する施設として、平成11年に建設しました。本町の先人たちのこれまでの歩みや努力を知っていただき、郷土意識の醸成を促す意味からも貴重な施設といえます。

今後は、これらの活動を引き続き行うとともに、町文化財の保護と教育的な活用に努める必要があります。

また、郷土芸能ムムオロ太鼓については、その伝承が望まれますが、担い手は年々減少の傾向にあることから、後継者の育成が課題となっています。



#### 2 施策の方針

地域における文化活動への参加を促進するとともに、文化財などの活用をすすめます。

対象	町民
意図	文化活動に参加してもらう 文化活動が盛んになる
結果	心が豊かになる

### 3 施策の主な内容

#### (1)芸術文化鑑賞機会の提供と文化活動への参加機会の充実

町民に優れた芸術を鑑賞する機会を広く提供する「芸術鑑賞会」や、人形劇などの「親子芸術鑑賞会」を開催します。また青少年が、町内外を問わず展覧会、音楽会、演劇会など優れた芸術を鑑賞し感性を磨いてもらう「芸術鑑賞支援事業」を実施し、鑑賞の場の拡大に努めます。

#### (2)各種文化団体・サークルを中心とした文化活動の支援

各種文化団体・サークルなどの活動に対し、中央公民館や図書館など社会教育施設を活動の場・発表の場として提供します。また、全町民の文化活動の発表の場として町民文化展の開催や芽室文芸の発刊支援を行います。

#### (3)文化財の保護と教育的活用の促進

- ・芽室町開町80年の際に町民有志により創られた唯一の郷土芸能である「ムムオロ太鼓」については、指導者の育成や子どもたちへの太鼓教室などによりムムオロ太鼓保存会の活動支援に努めるとともに、指導・助言体制を確立します。
- ・芽室町の開町100年を記念して建設されたふるさと歴史館「ねんりん」は、埋蔵文化財や農業文化などの収蔵・展示がされており、昔の生活体験をすることができる貴重な場であることから、その機能をより一層発揮させ、教育的活用を図ります。
- ・芽室町の天然記念物である伏美湿原ミズバショウ群生地や、芽室町の文化財である芽室公園の柏の木の保護を行います。

### 4 施策の成果指標

成果指標	説明	現状値	目標値(H24)
地域文化活動への参加者数	H18 参加者実績	867人/年	900人/年
参加できる文化活動の数(種類と回数)	H18 実績	16回/年	16回/年

### 5 施策に係る取組(主要な事業など)

取組	担当課	方向性	H20	H21	H22	H23	H24
優れた芸術文化の鑑賞に触れる機会を提供	社会教育課	→	実施	→	→	→	→
町民の文化活動の成果を発表する場の提供	社会教育課	→	実施	→	→	→	→
町の貴重な文化財産の保護と保存	社会教育課	→	実施	→	→	→	→

### 6 展望計画(平成25年度~平成29年度の展望)

- ・文化のかおり高いまちを目指し、芸術・文化に触れる機会の充実、創作・発表の場の整備・充実

## 第4節 基本目標4 個性的で心豊かな人と文化を育むまちづくり

政策	4 - 2 交流を通じた魅力ある地域文化の形成	[主管課]
施策	4-2-1 地域文化の振興	
	4-2-2 <b>スポーツしやすい環境づくり</b>	社会教育課
	4-2-3 国際・地域間交流の推進	

### 4-2-2 スポーツしやすい環境づくり

#### 1 現状と課題

本町では、町民の健康増進と皆スポーツを目指し、各種スポーツ教室の開催、庁内各課が連携した健康事業の実施、ゲートボールによる国際交流の推進、体育会の運営と所属する22協会への支援体制の整備を行い、専門職員による技術的アドバイスを行うなど、スポーツの普及と健康増進を図りながら町民相互の交流を深めてきました。

また、総合体育館、健康プラザ、町営プール、サッカー場など、様々な施設の整備及び管理を、指定管理者制度の導入などにより、効率的に推進してきました。

今後は、町民ニーズを的確に捉え、多様な要望に対応するとともに、施設備品の計画的な整備に努めていく必要があります。

また、スポーツリーダー登録制度の見直しを行い、各種指導者を広く登録・管理する制度の再構築が必要です。

“発祥の地”であるゲートボールについては、昭和22年に本町で生まれ、町内においても高齢者の方々を中心として親しまれたスポーツであるとともに、毎年全国大会を開催し、全国から多数のゲートボール愛好者が訪れ熱戦が繰り広げられています。平成17年度には、芽室の宝物として、町民より選定された「芽室遺産」の一つとして、後世に残すべきものとして認定されています。本町としても、町民の皆さんの健康を増進し、年齢を問わず楽しめるスポーツとして、これまで普及啓発に努めてきました。

しかしながら、ゲートボール協会会員数は、年々減少傾向にあります。ゲートボールは、幅広い層の町民が気軽にできる軽スポーツとして、“町民皆スポーツ”の観点から普及に努める必要があります。



#### 2 施策の方針

町民がいつでも気軽に自由にスポーツができる環境づくりをすすめます。

対象	町民
意図	いつでも気軽に自由にスポーツができるようにする
結果	健康的で明るいまちづくりを実現する

### 3 施策の主な内容

#### (1)多様なニーズ・適正や能力に応じたスポーツ活動の推進

スポーツ施設の利用者からのアンケートによりニーズを把握するとともに、年代や目的に応じたスポーツ教室の開催やスポーツプログラムを整備します。

また、町民のスポーツ活動参加の機会の拡大を図るために、地元スポーツ団体の紹介を行います。

#### (2)体育会・関係団体の連携と支援

- ・ 本町では、多数のスポーツ団体が自主的に活動しています。各団体と体育会やスポーツ少年団本部と連携することで、団体参加を通じて町民が円滑にスポーツに取り組むことができる体制を確立します。
- ・ 各種スポーツ指導者の発掘・育成に努めるとともに、相談機能の充実を推進します。
- ・ スポーツリーダー登録制度の見直しを行い、各種指導者を広く登録・管理する制度の構築を図ります。

#### (3)“発祥の地”ゲートボールの普及拡大

ゲートボール発祥の地として、町民にとってゲートボールが身近な競技であると感じられる環境づくりに努めます。特に、小中学生に対するゲートボールの普及活動に力点を置き、ゲートボール体験の場づくりなど充実に努めます。

#### (4)施設の適切な整備と維持管理の促進

施設及びその設備・備品等の現状に応じた、適切な施設整備を実施し、既存の施設の有効活用を推進します。また、施設利用者が安全に楽しくスポーツができるように、日常の適切な維持管理に努めます。

### 4 施策の成果指標

成果指標	説明	現状値	目標値(H24)
スポーツしやすい環境であると思う町民の割合	H18 住民意識調査	68.5%	74.0%
スポーツ指導員数 体育施設利用者数	H18 指導員数 H18 利用実績	115人 197,685人/年	115人 198,000人/年
中学生以下のゲートボール競技人口	社会教育課調べ(H19競技人口)	6人	20人

### 5 施策に係る取組(主要な事業など)

取組	担当課	方向性	H20	H21	H22	H23	H24
生涯スポーツの充実 ・年代・目的に応じたスポーツ教室の開催	社会教育課		実施				
ゲートボールの普及拡大 ・小中学生のゲートボール体験の場づくり	社会教育課		実施				

### 6 展望計画(平成25年度～平成29年度の展望)

- ・ 町民の健康保持・増進と地域連帯を高める生涯スポーツ活動の充実
- ・ 多様化・高度化する住民ニーズに対応できる施設設備の整備・充実や施設間の連携を促進

## 第4節 基本目標4 個性的で心豊かな人と文化を育むまちづくり

政策	4 - 2 交流を通じた魅力ある地域文化の形成	[主管課]
施策	4-2-1 地域文化の振興	
	4-2-2 スポーツしやすい環境づくり	
	4-2-3 国際・地域間交流の推進	企画財政課

### 4-2-3 国際・地域間交流の推進

#### 1 現状と課題

本町の国際交流は、交流を通して得られる情報をまちづくりに活かすものであることを「芽室町自治基本条例」に規定し、様々な取組が行われています。

アメリカ合衆国カリフォルニア州トレーシー市は、本町同様、基幹産業である農業、特に豆類の生産地であることから、平成元年8月に国際姉妹都市提携を締結し、中学生のホームステイを中心とした派遣・受入交流や、芽室町国際交流協会による親善訪問などが活発に行われています。

今後、民間主導による国際交流が推進されるように側面的な支援を継続することにより、国際的な視野と感覚を持ち、人間性豊かな人材の育成、産業交流、文化交流など幅広い分野で国際化に対応したまちづくりを進める必要があります。

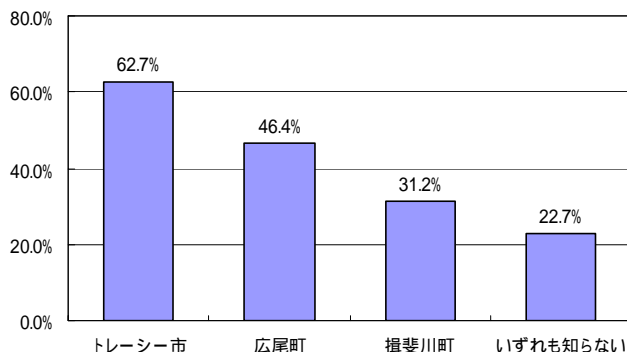
また、地域間交流については、昭和62年7月に、十勝管内の「海のまち」広尾町との交流を目的とした「うみとやまのふれあい宣言」による友好提携を締結し、町内の子どもたちへのサンタメールの送付や、少年野球大会を通じた交流等を行っており、また、平成18年5月には、芽室町開拓時に岐阜県より多くの人々が本町に移住してきた経緯があることから、岐阜県揖斐川町と友好提携を締結しました。

このほか、平成10年8月には、農村都市交流施設「ふるさと交流センター(やまなみ)」がオープンし、農業研修生や、山村留学の児童・生徒の受け入れを積極的に行っています。

町が行った町民アンケート調査によると、これらの友好・交流提携の事実を知っている芽室町民の割合は、トレーシー市との交流認知度62.7%、広尾町との交流認知度46.4%、揖斐川町との交流認知度31.2%であり、さらに多くの町民に知っていただくために、積極的な周知に努めなければなりません。これらの交流を今後も継続しながら民間主体の交流につなげていき、交流を通じた情報の連携によるまちづくりを進めていきます。

[H18 住民意識調査]

芽室町が次の市町と友好交流提携を結んでいることを知っていますか



#### 2 施策の方針

友好都市との交流を通して得られる情報をまちづくりに活かします。

対象	町民・交流都市の住民
意図	友好都市との交流に参加し、情報を得ることによって、他地域の歴史・文化、まちづくりの手法などを学ぶ
結果	交流を通じた情報の連携によるまちづくりを進める

### 3 施策の主な内容

#### (1)国際交流活動の促進

- ・ 芽室町国際交流協会や民間団体等による国際交流活動に対し、側面的支援を継続します。
- ・ 国際交流活動に関する情報・資料の収集と提供体制を確立し、町民の交流認知度を高めていきます。
- ・ 町民の海外派遣や外国人の受け入れ、在住外国人との交流推進活動を積極的に推進します。

#### (2)地域間交流活動の促進

- ・ 広尾町、揖斐川町との住民や団体等による自主的交流活動を促進します。
- ・ 地域間交流活動に関する情報・資料の収集と提供体制を確立し、町民の交流認知度を高めていきます。
- ・ ふるさと交流センター「やまなみ」での農業研修生や山村留学児童・生徒などを継続して受け入れ、農村住民と都市住民の交流を促進します。

### 4 施策の成果指標

成果指標	説明	現状値	目標値(H24)
他都市(トレーシー・広尾・揖斐川)との友好・交流提携の事実を知っている町民の割合	H18 住民意識調査	トレーシー 62.7% 広尾 46.4% 揖斐川 31.2%	トレーシー 65.0% 広尾 50.0% 揖斐川 40.0%
行政・各種団体等が行っている交流事業・行事に参加した町民の延べ人数	H18 行政各課事務事業資料より	644人/年	700人/年

### 5 施策に係る取組(主要な事業など)

取組	担当課	方向性	H20	H21	H22	H23	H24
トレーシー市との中学生の相互交流	社会教育課	→	実施				
揖斐川町との友好交流の推進	企画財政課	→	実施				

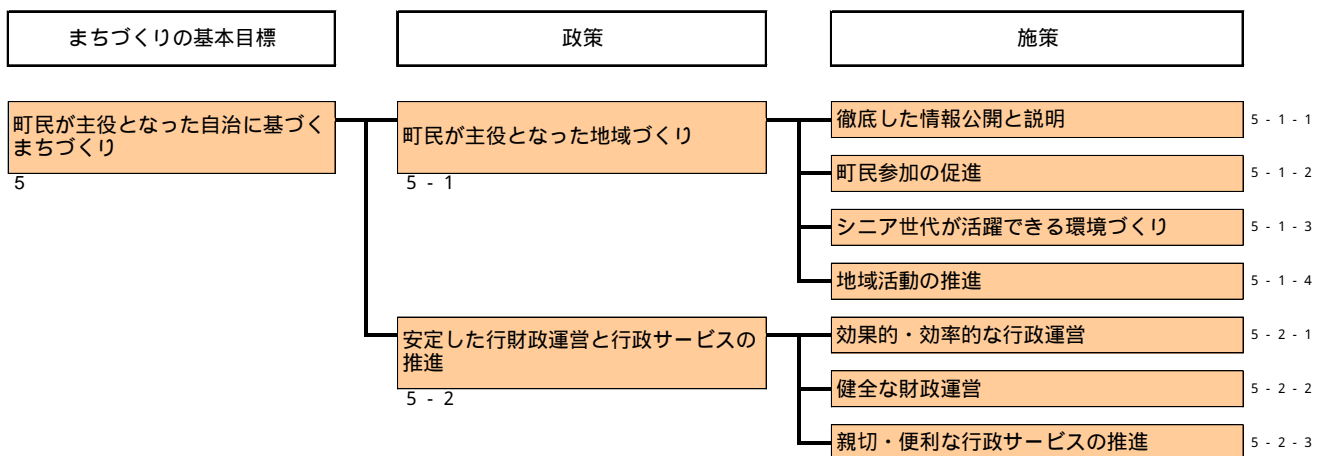
### 6 展望計画(平成25年度～平成29年度の展望)

- ・ 町と民間団体との役割の明確化と民間主体による交流の支援
- ・ 広尾町との「うみとやまのふれあい交流事業」のあり方検討



## 基本目標 5

### 町民が主役となった自治に基づくまちづくり



## 第5節 基本目標5 町民が主役となった自治に基づくまちづくり

政策	5-1 町民が主役となった地域づくり	[主管課]
施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>5-1-1 徹底した情報公開と説明</li> <li>5-1-2 町民参加の促進</li> <li>5-1-3 シニア世代が活躍できる環境づくり</li> <li>5-1-4 地域活動の推進</li> </ul>	企画財政課

### 5-1-1 徹底した情報公開と説明

#### 1 現状と課題

町政に関する情報は、町民の皆さんと町の共有財産です。町民が主役となった地域づくりを進めるためには、町民の皆さんと町が情報を共有し、町政に対する理解と信頼を深めることが必要です。このため、行政活動の十分な周知、町民の意見・意向の的確な収集・把握、それらを町政に反映させる仕組みづくりが求められます。

本町では、平成11年6月に施行した情報公開条例・個人情報保護条例に基づき行政文書の開示を行っており、平成18年度には文書ファイリングシステムを導入し行政文書の保管ルールを定め、迅速な公開と職員の情報共有を進めています。今後も、文書の適正管理と行政情報の提供・公開をより一層進める必要があります。

また、平成16年5月に施行した「めむろまちづくり参加条例」が定める町民参加手続では、町が町民の皆さんの声をお聴きし、まちづくりに活かすための多様な手法を設けています。町総合情報誌「すまいる」や町ホームページによる行政情報の周知のほか、町民一人ひとりの意見・要望はがきや電子メールなどで受け付ける「ホットボイス」や、町内の公共施設等16か所に設置している「すまいるボード」により行政情報の掲示を実施しています。

さらに、そよ風トークほか各種説明会や、地域担当職員制度による説明など、町民の皆さんと町が直接対話を行う機会を充実させてきました。

今後、さらに公正で開かれた町政を進めるためには、町の仕事の企画立案、実施や評価などのそれぞれの段階で、町民に的確な情報をわかりやすく説明するよう努めていかなければなりません。また、広く普及している携帯電話やインターネットを活用した情報伝達の充実や、対話による説明機会の充実など、町民の皆さんの多様な意向に対応する情報提供を総合的に行っていくことが重要となります。

これらの行政情報の発信と説明機会の充実とともに、行政に対する意見をしっかりと分析し、政策へとつなげることができるよう、運用していくことが必要です。

【すまいるボード】



#### 2 施策の方針

町民の皆さんと行政の情報の共有化を図るため、情報公開や説明を徹底します。

対象	町民
意図	町民と行政との情報の共有化を図る
結果	的確な情報伝達による生活利便性の向上、まちづくりへの住民理解

### 3 施策の主な内容

#### (1)迅速な情報公開

「芽室町情報公開条例」や「芽室町個人情報保護条例」に基づいた行政情報の適切な公開を継続します。また、文書ファイリングシステムを継続し、行政文書の情報管理を図ることにより、組織として必要な情報を共有化するとともに、町民の皆さんに必要な文書を迅速かつ的確に提供します。

#### (2)広報・広聴機能の充実

- ・ 町総合情報誌「すまいる」の編集においては、モニター制度やアンケートを基に必要な情報をよりわかりやすく提供する工夫に努めるとともに、紙媒体以外の手法の検討、特に携帯電話や電子メールなど、町民一人ひとりへ直接情報を伝達できる機能の充実を図ります。また、公立芽室病院との連携により、待ち時間を活用した映像での行政情報の発信などを検討します。
- ・ 町ホームページについては、より情報が探しやすい・見やすい構成に努めます。
- ・ 従来のパブリックコメントやホットボイス等、個人の意見をしっかりと聴くための手法を継続するとともに、そよ風トークや各種説明会、地域担当制度の活用などにより、直接町民の皆さんへ説明・対話する機会を確保し、効果的なタイミングでの説明責任を発揮するよう努めます。
- ・ 町総合情報誌「すまいる」や、すまいるボードの活用拡充により、町の仕事の実施段階での説明はもとより、企画立案段階や、評価の段階における情報を積極的に発信していきます。

#### (3)広報広聴機能の政策反映への強化

ホットボイス等による町民意見・提言・苦情等を町の政策や計画・予算に反映するため、意見受理から分析、施策へ反映させるまでの運用体制を確立します。

### 4 施策の成果指標

成果指標	説明	現状値	目標値(H24)
行政情報の公開や説明責任が十分果たされていると思う町民の割合	H18 住民意識調査	43.2%	55.0%

### 5 施策に係る取組(主要な事業など)

取組	担当課	方向性	H20	H21	H22	H23	H24
情報公開制度運営事業	総務課	→	実施				
文書ファイリングシステム運用事業	総務課	→	実施				
「ホットボイスからできる政策」増加に向けた運用体制の確立	企画財政課	↗	検討	運用			
「そよ風トーク」「各種説明会」の機会拡大	企画財政課	↗	運用				

### 6 展望計画(平成25年度～平成29年度の展望)

- ・ 個人情報の保護・権利利益の保護、住民への説明責任、不服申し立て権利の保障等を維持するための情報公開制度の維持
- ・ 文書ファイリングシステムを生かした行政文書の管理・情報公開、職場環境づくりの継続推進
- ・ 地上波デジタル放送や高速通信網を活用した双方向の行政情報システムの検討
- ・ メールマガジン等の活用による行政情報発信の検討

## 第5節 基本目標5 町民が主役となった自治に基づくまちづくり

政策	5 - 1 町民が主役となった地域づくり	[主管課]
施策	5-1-1 徹底した情報公開と説明	
	5-1-2 町民参加の促進	企画財政課
	5-1-3 シニア世代が活躍できる環境づくり	
	5-1-4 地域活動の推進	

### 5-1-2 町民参加の促進

#### 1 現状と課題

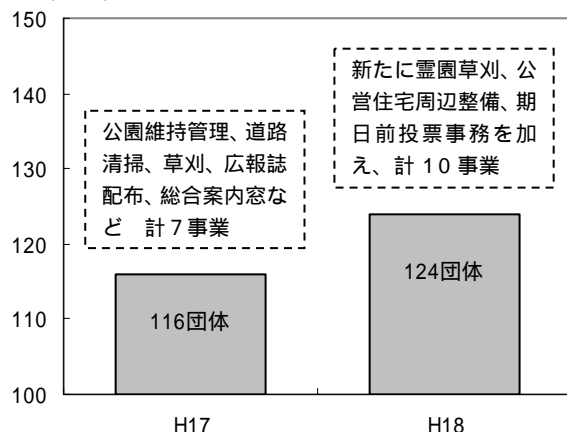
本町では、「芽室町自治基本条例」や「めむろまちづくり参加条例」に基づき、町民参加による開かれた行政を目指して、様々な取組を進めています。「町民参加手続」については、審議会やワークショップによる参加公募、パブリックコメントによる意見募集などを実施しており、行政情報について、町総合情報誌「すまいる」、町ホームページのほか、町内の公共施設等16か所に設置している「すまいるボード」により掲示を行い、町民と行政の情報共有に努めています。こうした取組は、「めむろまちづくり参加条例」の中で、町の仕事に対して町民の皆さんから意見をいただくための必要条件としてルール化しています。

また、平成17年度からは、行政が行ってきた公共サービスを町民で構成する団体に担っていただく「芽室町公共サービスパートナー制度」を導入しました。平成18年度までの実績として、公園維持管理や道路清掃、町の総合案内窓口業務など17事業を240団体(延べ数)の方々に担い手となっていただくなど、まちづくりへの参加意欲の高まりが見られてきました。

今後は、道州制に向けた動きや、国・道による事務権限の移譲の進展など、地方分権がさらに進んでいくものと考えられ、基礎自治体である町の役割は一層大きくなってきます。こうした、本町を取り巻く社会情勢の変化に対応していくためには、今後、自助・共助・公助の観点による役割分担の考え方を共有し、しっかりした方向性を持ちながら町民参加を推し進めていく必要があります。

そのためには、多くの町民の方が町政に参加できるよう多様な参加機会を提供し、町政に参加しやすい環境づくりを進めていく必要があります。

(団体) [公共サービスパートナー制度実績]



#### 2 施策の方針

町民の皆さんがまちづくりへ参加しやすい環境づくりや、意識醸成により、自発的な参加を促進します。

対象	町民
意図	まちづくりに自発的に参加してもらう
結果	町民の自己啓発を図り、自ら住みやすいまちづくりを創る意識の醸成

### 3 施策の主な内容

#### (1)町政への町民参加手法の拡充

- ・ 個別広聴制度の「ホットボイス」やパブリックコメント、各種審議会等への参画など町民参加手続を十分に活用し、町民一人ひとりの声を町政に反映させる仕組みを確立します。  
併せて、町民一人ひとりに対し、町が検討している内容や情報が伝わるよう、広報活動の充実、すまいるボードの活用拡充などを進めていきます。  
また、文字情報だけに偏らず、ことばによる情報発信を意識した双方向・対話型の町民参加手法を検討し、さらにこうした手法の運用状況や町民の関心のあり方などのチェック機能を一層高めていきます。
- ・ 自治やまちづくりの関心を高めていくための啓発活動やフォーラム等へ参加していただくための周知の工夫や、町の仕事の企画立案、実施や評価それぞれの過程において参加できる体制を整え、町政への関心やまちづくりへの気運を高めていきます。
- ・ 地域住民と行政のパイプ役である「地域担当制」を通じ、まちづくりへの理解を深めていただくことにより、町政への参加を促進します。

#### (2)公共サービスの担い手拡大

- ・ 町民が主体的に町政運営に参画し、活力と魅力に満ちたまちづくりを進めるため、「芽室町公共サービスパートナー制度」の対象業務を拡大していきます。  
公共サービスを町民や団体、NPO（民間非営利組織）などに担っていただくようPRを進めるとともに、町民を中心とした地域活動等を推進します。

#### (3)時代に即した町民参加体制の確立

- ・ 町の審議会について、法律に基づくもの以外は、類似審議会の統廃合を順次進めていきます。

### 4 施策の成果指標

成果指標	説明	現状値	目標値(H24)
町民参加の数（過去3か年の平均）	H16-18 町民参加手続結果	626人/年	850人/年
町政に参加したいと思う町民の割合	未把握 （来年度把握予定）	-	30.0%
まちづくり関連アンケートの回答割合	H18 町民参加手続結果	37.6%	50.0%

### 5 施策に係る取組(主要な事業など)

取組	担当課	方向性	H20	H21	H22	H23	H24
公共サービスパートナー制度の拡充 ・ 対象業務、対象団体の拡大	企画財政課		実施				
町民参加手続の活性化 ・ すまいるボードの活用拡充	企画財政課		実施				

### 6 展望計画(平成25年度～平成29年度の展望)

- ・ 町政全般にわたる幅広い意見等を求めるための町民組織の設置に向けた調査検討
- ・ 町民主体で運営を行うSNSの設置（ SNS = ソーシャルネットワーキングサイト: 人と人のつながりを促進・サポートする、コミュニティ型の Web サイト）

## 第5節 基本目標5 町民が主役となった自治に基づくまちづくり

政策	5 - 1 町民が主役となった地域づくり	[主管課]
施策	5-1-1 徹底した情報公開と説明	
	5-1-2 町民参加の促進	
	5-1-3 シニア世代が活躍できる環境づくり	企画財政課
	5-1-4 地域活動の推進	

### 5-1-3 シニア世代が活躍できる環境づくり

#### 1 現状と課題

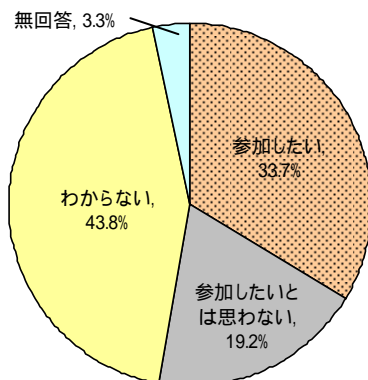
今後、いわゆる団塊の世代が高齢となることにより、高齢社会はさらに進行していくことが見込まれます。現在の社会情勢を考えると、退職後でなければ地域活動に参加できない方も多いと考えられますが、50代後半から60代前半の世代、いわゆるシニア世代の方々が積極的に地域活動などに参加しなければ地域社会が停滞する可能性もあります。

社会の第一線を退いてもまだまだ働く意欲と能力が十分ある方は多く、このシニア世代の方々に、まちづくりの一翼を担っていただくことは、地域づくりの観点からも、そして、加齢の喜びを実感していただくためにも重要です。シニア世代の方々が豊かな知識と経験を生かし、サービス提供者となり地域を支える存在になることが期待されています。

本町では、60歳以上の高齢者で構成する「めむるシニアワークセンター」が、平成元年に設立されました。登録者数、利用者数とも年々増加しており、就労を望む高齢者に希望と能力に応じた雇用機会を提供することで、高齢者の社会参加への促進と働くことを通じた生きがいづくりを進めています。自立した安定経営に向けた事業展開が課題となっています。

また、社会の第一線を退いた直後の方々は、就労の場だけではなく、地域活動への参加を希望している方も多くなっています。シニア世代の町民の方々を対象として実施した意向調査によると、「ボランティア活動やコミュニティビジネスへの将来の参加意向」を持つ方の割合は33.7%であるとともに、日常生活の軽度な支援、高齢者の福祉や生活に関わる活動、地域のまちづくりに関わる活動への参加意向が高く、そのための情報・活動場所・活動事例の提供が望まれています。今後は、こうした方々の意向をさらに分析し、活動につなげるための仕組みづくりを進める必要があります。

[ H19 シニア世代意向調査 ]  
あなたは将来、ボランティア活動やコミュニティビジネスに参加したいと思いますか



#### 2 施策の方針

シニア世代の方々が知識や経験を生かし、地域活動等へ参加できる環境づくりをすすめます。

対象	60歳以上の町民（活動は60歳以上を想定） 55歳～59歳の町民（シニア世代前の世代の啓発についても対象）
意図	退職後も知識や経験を生かし、地域活動や社会活動へ参加する 退職後の社会活動への参加をイメージできる
結果	高齢になっても生きがいをもって、生き生きとした生活ができる

### 3 施策の主な内容

#### (1)行政サポートの制度化

シニア世代の方々が、まちづくり・地域づくりへ参加しやすくするための仕組みとして、今後、シニア世代の意向を分析した上で、「行政サポート」の制度化を進めていきます。

#### (2)地域デビューのための支援

長年企業などで働いてきた人たちにとって、急に地域活動に参加することは難しい面があると言えます。こうした方々が地域活動に参加しやすいように、行政としての「橋渡し」として、地域デビューのための支援を行います。

#### (3)シニアワークセンターへの支援

高齢者が持つ知識や経験を地域社会の中で活かす場として、シニアワークセンターの役割は非常に重要です。今後も、就業の場及び登録者の拡大を図り、自立した運営に向けた支援を継続します。

### 4 施策の成果指標

成果指標	説明	現状値	目標値(H24)
シニア世代の町民のうち、将来ボランティア活動やコミュニティビジネスに参加したいと思う人の割合	H19 シニア世代意向調査	33.7%	39.0%
シニア世代の町内会・行政区加入率	H19 シニア世代意向調査	94.0%	94.0%
シニアワークセンター登録者の就労日数(延べ)	H18 シニアワークセンター支援事業結果	13,452日/年	16,142日/年

### 5 施策に係る取組(主要な事業など)

取組	担当課	方向性	H20	H21	H22	H23	H24
行政サポートの制度化	企画財政課		検討	実施			
地域デビューへの支援	企画財政課		検討	実施			
シニアワークセンター支援事業	保健福祉課		検討				

### 6 展望計画(平成25年度～平成29年度の展望)

- 行政サポート制度の拡大、コミュニティビジネス等の起業支援の検討

## 第5節 基本目標5 町民が主役となった自治に基づくまちづくり

政策	5 - 1 町民が主役となった地域づくり	[主管課]
施策	5-1-1 徹底した情報公開と説明	
	5-1-2 町民参加の促進	
	5-1-3 シニア世代が活躍できる環境づくり	
	5-1-4 地域活動の推進	企画財政課

### 5-1-4 地域活動の推進

#### 1 現状と課題

町民が主役となった地域づくりを促進するためには、主体的に地域活動を企画・実施していくことが望まれます。本町としては、地域活動の最小単位は町内会であることから、活発な町内会活動の充実に向け、町内会連合会の運営に対する支援を継続してきました。

平成16年度からは、地域住民が一体となって実施する個性ある地域づくり活動や、調査研究活動を行う団体に対して活動経費の一部を支援する「協働のまちづくり活動支援事業」を実施するとともに、町内会・行政区などの活動経費に対して「自治振興活動支援事業」による支援を行っています。

また、平成17年度には、町民活動の活発化・促進に向け、町民活動団体の活動拠点として「町民活動支援センター」を設置し、市街地町内会連合会に管理運営を委託しています。当センターでは、町民活動団体に対する先進的活動情報の提供や、新たな活動団体設立に向けた支援として、各種団体相互の交流・情報交換の場づくり、地域活動を行う方々の養成に向けた講座の開催、各種活動や支援制度の調査・提供などを進めていくことが望まれます。

地域コミュニティ活動の拠点となる地域集会施設については、平成18年度から地域コミュニティ活動のための使用を無料とするなど、地域活動の活性化を進めており、また、平成19年度からは、地域において施設管理を行っていただいています。

今後は、施設の老朽化に伴う維持管理費の増加や施設更新が課題となり、広域化が求められる中での地域調整、公共施設配置計画等との調整が必要となります。

[町民活動支援センター]



#### 2 施策の方針

町民の皆さんの主体的な地域活動への参加を促進し、町民主体のまちづくりをすすめます。

対象	町民
意図	主体的に地域活動に参加する
結果	町民主体のまちづくりに結びつける

### 3 施策の主な内容

#### (1)地域担当制度実施事業の推進

平成12年7月に、地域住民と行政とのパイプ役となることを目的として「職員地域担当制度」がスタートしましたが、地域からの要請に対して対応するという「受け身」の姿勢であったことから、制度が形骸化し、機能しませんでした。そこで、平成19年6月に、地域担当制の見直しを行い、新たな制度として再生・構築しました。

新制度は、各地域に一人ずつ職員を担当させる完全担当制で、業務(仕事)の一環として積極的に参加します。地域担当職員は町民と行政のパイプ役となり、特定の職員だけが参加するのではなく、行政情報の周知や町民の意見要望を町政に反映させること、多くの職員が地域活動に参加し、町民との対話の機会を確保することを目指します。

今後も、地域の皆さんと話し合いをしながら、制度の構築を図っていきます。また、この制度には、行政としての「説明責任」を果たす役割も求められています。

#### (2)町民活動支援センターの充実

町民活動団体の拠点として開設した「町民活動支援センター」ですが、まだ認知度は高い状況ではありません。また、各種団体のセンターの利用状況についても、多くはコピー・印刷機・会議室の利用に留まっています。今後は、センターの役割、あり方を再度整理し、登録団体の増加と、登録団体間の交流・情報交換が積極的に図られるよう支援します。

#### (3)協働のまちづくり活動支援事業の再構築

現在、町民活動促進のための事業として「協働のまちづくり活動支援事業」を実施していますが、町内会の活動に対する支援である「自治振興活動支援事業」と事業の目的が類似していること、さらに、町民活動団体の活動を支援する町民企画活動補助を、町内会の活動に対しても支援できることから、支援制度を一本化し、町民や活動団体にわかりやすい制度として再構築します。

また、これからの高齢化社会を考えると、独居世帯の除雪の担い手不足が大きな課題となってきます。「協働のまちづくり活動支援事業」の活用などによる解決を検討します。

#### (4)町内会連合会運営支援事業

- ・ 地域活動推進のためには、町内会の活動が活発になることが望まれます。そのため、町内会連合会との情報交換を密にし、積極的な運営支援を行います。また、町内会を超えたコミュニティづくりを目的に、近接する町内会で実施している「フラワーロード事業」について、引き続き支援していきます。
- ・ 地域集会施設の維持管理について、平成18年度から町内会等に担っていただいておりますが、今後も新規施設を含め継続して町内会等に担っていただきます。
- ・ 町内会の中には、高齢化の進展などにより、単位町内会での活動が不可能な地域も出てくることから、町内会の再編を含め、複数の町内会等とその地域で活動する各種団体で組織させる新たな組織の設置検討が必要です。

#### (5)地域集会施設管理事業の推進

地域集会施設の地域管理と管理経費の見直しを進め、地域活動の拠点として住民福祉、地域活動・サークル活動の活性化を図るなど、利便性の高い施設としていきます。

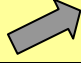

#### (6)町民活動総合補償制度の新設

町民の皆さんが安心して積極的に地域活動に参加できるように、損害や傷害などを補償する制度を設けることを検討していきます。

#### 4 施策の成果指標

成果指標	説明	現状値	目標値(H24)
地域活動に参加している町民の割合	H18 住民意識調査	47.1%	55.0%
町民活動支援センターの利用団体数(延べ数)	H18 実績	186団体/年	200団体/年

#### 5 施策に係る取組(主要な事業など)

取組	担当課	方向性	H20	H21	H22	H23	H24
地域担当制度実施事業	企画財政課		実施				
町民活動支援センター運営支援事業	企画財政課		実施	再構築	実施	再構築	実施
協働のまちづくり活動支援事業	企画財政課		再構築	実施			
町内会連合会運営支援事業	企画財政課		実施				
町民活動総合補償制度	企画財政課		実施				
地域集会施設維持管理事業	総務課		実施				

#### 6 展望計画(平成25年度~平成29年度の展望)

- ・ 町内会の再編を含めた新たな組織の設置検討の働きかけ
- ・ 地域集会施設の公共施設配置計画に合わせた整備



## 第5節 基本目標5 町民が主役となった自治に基づくまちづくり

政策	5-2 安定した行財政運営と行政サービスの推進	[主管課]
施策	5-2-1 効果的・効率的な行政運営	総務課・企画財政課
	5-2-2 健全な財政運営	
	5-2-3 親切・便利な行政サービスの推進	

### 5-2-1 効果的・効率的な行政運営

#### 1 現状と課題

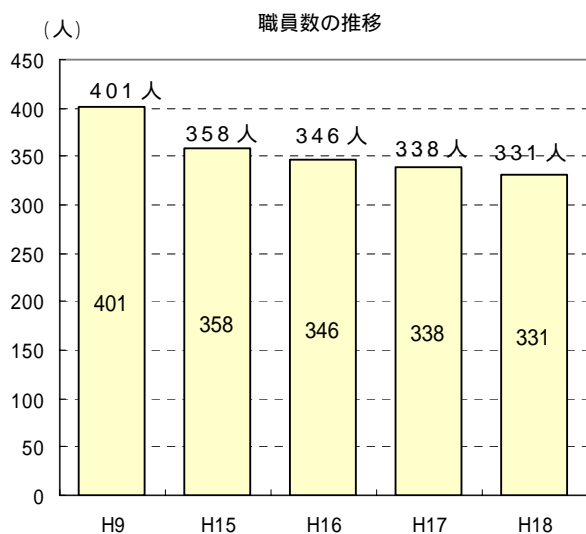
本町では、平成16年2月に、当面他市町村と合併しないで「自主・自立のまちづくり」を進めていく方針を決定し、この方針に基づき、平成17年度に「芽室町自主・自立推進プラン」を策定しました。

「芽室町自主・自立推進プラン」では、町民生活に密着した事業を中心に、「財政基盤の安定」「行政改革」「住民と行政の協働」などの観点から、具体的な方針を明示しました。実際に事業を推進する際には、町民や地域などと協議し、十分調整を行ったうえで最終的な方針を決定しており、都市計画税の導入や公共サービスパートナー制度の新設など、多くの事業を実施してきました。なお、「芽室町自主・自立推進プラン」の大部分については、第4期芽室町総合計画に統合しています。（詳細は附属資料に掲載）

また、限られた行政資源を一層効率的に有効活用していく観点から、平成18年度から平成22年度の5か年を期間とする「第8次芽室町行政改革大綱」を策定しました。本町における行政改革は、昭和61年策定の「第1次行政改革大綱」から始まり、絶えまなくその取組は続いています。

「第8次芽室町行政改革大綱」では、行政自身が内部体質の無駄をなくし、様々な行政需要に対して的確な対応ができるように、スリムで機敏な体質へと変革し、公と民の役割分担や行政の説明責任を果たしていく力量も身に付ける必要があることから、「簡素で効率的な役場」を目標に、効率性を重視した自立する行政を目指しています。

今後は、国による市町村合併の推進や道州制を見据えた権限移譲の進展、さらには、地方交付税の削減などにより、効果的・効率的な行政運営が一層求められます。



#### 2 施策の方針

総合計画と行政改革大綱の取組を着実に推進し、効果的で効率的な行政運営をすすめます。

対象	第4期総合計画・第8次行政改革大綱実施計画
意図	総合計画:目標として掲げられた指標の実現 行革:対象項目の実現
結果	無駄を排し身の丈にあった、効果的で効率的な行政運営に結びつける

### 3 施策の主な内容

#### (1)計画行政の推進と、評価・予算との連動

町が行う業務は、毎年点検・評価を行います。そして、その結果については総合計画実行計画に反映させ、予算と連動させるマネジメントサイクルを確立させます。また、行政評価に町民や有識者による外部評価を導入します。

#### (2)行政改革の推進

限られた行政資源を一層効率的に有効活用していくため、行政改革を継続して実施していきます。行政改革の実施にあたっては、受益と負担の適正化(多目的・社会体育施設使用料、地域集会施設使用料など) 指定管理者制度・民営化・PFIなどの手法の積極的検討(特別養護老人ホーム、町営牧場、上下水道事務、公営住宅維持管理など) 施設の統廃合(南保育園、農村地域保育所、地域集会施設の統廃合など) 広域連携等の研究(国保事務、介護サービス給付事務、職員研修など) 事務事業の効率化(電算システムの活用・外部委託など)などを踏まえて検討していきます。

#### (3)職員目標管理制度の構築

最小限の職員で行政サービスを提供するためには、職員の政策能力の向上が必要不可欠です。そのために、職員の目標管理の結果(評価)を活かし、研修などで能力を向上させる新たな制度を構築します。そして、少数精鋭による行政組織を確立します。また、職員定数適正化計画を定め、少人数で効果的な行政運営を推進します。

#### (4)政策意思決定の透明性の確保

政策の決定過程は、行政内部だけではなく、町民にとっても見えるようにしなければなりません。庁議システムの見直しを行い、政策決定に職員参加システムの確立及び行政内情報の交換と調整を行います。

#### (5)広域行政の推進

十勝圏の1市18町村では、十勝圏複合事務組合による広域的な施策を進めていますが、ますます複雑化する行政課題を解決するために、他の自治体との連携、協力を積極的に推進していきます。

### 4 施策の成果指標

成果指標	説明	現状値	目標値(H24)
目標を達成した施策数 / 第4期総合計画の施策数	第4期総合計画の施策	-	100%
行革対象項目実現による効果額	集中改革プラン及び行政改革大綱実施計画のH18効果額	38,137千円	100,000千円

### 5 施策に係る取組(主要な事業など)

取組	担当課	方向性	H20	H21	H22	H23	H24
芽室町自治基本条例の推進	企画財政課	→	実施				
徹底した行政改革の実施 ・行政改革実施計画進行管理事務	総務課	→	実施		見直し	実施	
徹底した行政改革の実施 ・行政改革事項の推進	全庁		別表のとおり				
計画行政の推進	企画財政課	→	実施				
職員目標管理制度の構築	総務課	→	構築	実施			

### 6 展望計画(平成25年度～平成29年度の展望)

- ・ 広域連携の具体化
- ・ 第8次行政改革大綱の成果を勘案し、第9次の大綱を定めさらなる改革を推進する

(別表)

取組	担当課	方向性	H20	H21	H22	H23	H24
<b>受益と負担の適正化</b>							
・多目的施設・社会体育施設使用料	総務課	➡	随時 改正				
・地域集会施設使用料	総務課	➡	随時 改正				
・学校体育館使用料	学校教育課 社会教育課	➡			改正		
・都市計画税	税務課	➡	実施				改正
・個別排水処理施設使用料	建設水道課	➡	改正 実施				
<b>指定管理者・民営化・PFIなど検討</b>							
・特別養護老人ホーム運営事業	特老ホーム	➡	準備	民営化			
・町営牧場管理事業	農林課	➡	検討	指定 管理			
・上下水道事務	建設水道課	➡	検討	検討	民間 委託		
・集団研修施設維持管理事業 ・ふるさと歴史館維持管理事業	社会教育課	➡	指定管理 検討				
・公営住宅維持管理事業	住民生活課	➡	検討	検討	検討	民間 委託	
<b>公共施設の統廃合</b>							
・南保育園運営事業	住民生活課	➡	検討	廃止			
・農村地域保育所運営事業	住民生活課	➡	検討	検討	順次 縮小		
・地域集会施設の維持管理	総務課	➡	地域 管理				
・地域集会施設の統廃合	総務課	➡	随時 実施				
<b>広域連携等の研究</b>							
・職員研修	総務課	➡	実施				
・国保事務執行事業（運営）	保健福祉課	➡	検討	実施			
・介護サービス給付事務	保健福祉課	➡	検討	実施			
<b>その他</b>							
・職員数 （職員定数適正化計画の推進）	総務課	➡	実施				
・職員能力の向上 （政策研修の推進）	総務課	➡	実施				
・審議会等委員	総務課	➡	随時 統廃合				



## 第5節 基本目標5 町民が主役となった自治に基づくまちづくり

政策	5-2 安定した行財政運営と行政サービスの推進	[主管課]
施策	5-2-1 効果的・効率的な行政運営	
	5-2-2 <b>健全な財政運営</b>	企画財政課
	5-2-3 親切・便利な行政サービスの推進	

### 5-2-2 健全な財政運営

#### 1 現状と課題

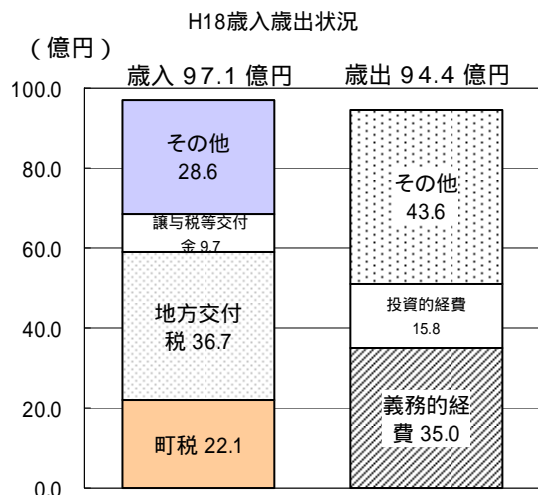
本町においては、平成15年度以降、地方交付税などの減額により当初予算は90億円台で推移しており、町税などの自主財源は約35%と国や道からの財源に大きく依存しています。固定資産税の増加等により自主財源は少しずつ増えてはいますが、それ以上に地方交付税の減少額が大きく、町の財政状況は厳しくなっています。また、町の貯金(基金)については、借入金の繰上げ償還などの特殊事情を除いては、近年大きな変動がなく推移していますが、今後の不透明な財政状況を勘案すると、決して十分な額とは言えません。

このような状況に対応するため、歳入の確保の観点からは、収納率の向上に向けた施策や、受益と負担の適正化による各種使用料等の見直しなどを行ってきました。また、歳出の抑制の観点では、指定管理者制度の導入など民間活力の導入、行政評価、計画に基づく予算編成などを行ってきました。

今後、税収入については、国の方針である「国」から「地方」への税源移譲に伴う住民税の増額や、定率減税の廃止などから未納者の増加が懸念され、固定資産税も将来的には減少が考えられます。このため、町民の納税意識を高める啓発活動がさらに重要となります。なお、平成20年度からの都市計画税導入による歳入増は、健全財政運営に寄与するものと期待されます。

また、国による「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、町全体の財政状況を判定する4つの指標(実質赤字比率、連結実質赤字比率、実施公債費比率、将来負担比率)が新たに定められ、健全で効果的・効率的な行財政運営が一層求められています。

こうした厳しい状況だからこそ、町民と町が行財政状況に関する情報を共有することが重要です。そのため、広報誌などを通じ、できるだけわかりやすい用語や的確な指標を用いた情報公開が求められています。



#### 2 施策の方針

安定した行政サービスの提供に向け、収支のバランスがとれた健全な財政運営をすすめます。

対象	町財政
意図	財政が健全な状態である(一般・特別・事業会計) 収支のバランスがとれ、黒字の状態
結果	行政サービスを安定的に提供できる

### 3 施策の主な内容

#### (1)歳入の確保

町税確保について、納税貯蓄組合連合会との協働による納税意識の高揚・啓発、コンビニエンスストア納付の継続による納税しやすい環境の整備、滞納者に対する全庁あげた対応や十勝市町村税滞納整理機構との連携による対応を推進し、収納率の向上を図ります。

また、都市計画税の新設、遊休地の売却など町有財産の有効活用の推進、受益者負担の適正化(公共施設等使用料適正化指針の見直し)など、歳入の確保に対する取組を強化していきます。

#### (2)歳出の抑制

行政組織機構の見直しを行い、組織のスリム化による人件費の抑制や、業務構造改革の推進による内部経費の削減、指定管理者制度など民間活力の導入、総合計画や行政評価に基づく予算編成により、最少の経費で最大の効果を挙げるよう努めます。

#### (3)財政状況の共有化

町民と町が、財政状況について共有化するため、町広報誌などによる情報提供を、専門用語を羅列するのではなく、指標などを用いて、できるだけわかりやすい情報提供に努めていきます。

#### (4)財政計画の策定

財政計画を策定し、中・長期的な財政見通しを明らかにします。また、計画は毎年見直しを行い、その内容については、公表していきます。

### 4 施策の成果指標

成果指標	説明	現状値	目標値(H24)
経常収支比率	H18 地方財政状況調査	81.9%	90%未満
実質公債費比率(3か年平均)	H18 地方財政状況調査	16.8%	17%未満
町税徴収率	H18 地方財政状況調査	96.4%	97%以上

### 5 施策に係る取組(主要な事業など)

取組	担当課	方向性	H20	H21	H22	H23	H24
財政計画策定	企画財政課	→	毎年見直し				
納税意識の高揚と啓発 ・納税貯蓄組合との協力体制の拡充	税務課	↗	実施				
納入しやすい環境の整備 ・コンビニ等納付の継続と新規の検討	税務課	↗	実施				
税滞納者への全庁をあげた対応	税務課	→	実施				
町有地売却による財源確保	総務課	↗	方針決定		売却推進		

### 6 展望計画(平成25年度~平成29年度の展望)

- ・安定的な税の収納ができるよう組織等の見直しと納税意識の啓発
- ・大規模な施設建設の際には「住民参加型ミニ市場公募債」の導入について検討

## 第5節 基本目標5 町民が主役となった自治に基づくまちづくり

政策	5-2 安定した行財政運営と行政サービスの推進	[主管課]
施策	5-2-1 効果的・効率的な行政運営	
	5-2-2 健全な財政運営	
	5-2-3 親切・便利な行政サービスの推進	住民生活課・企画財政課

### 5-2-3 親切・便利な行政サービスの推進

#### 1 現状と課題

現下の厳しい行財政状況においては、社会情勢の変化に的確に対応し、事業や行政サービスの見直しを行いながら自主・自立のまちづくりを行っていく必要があります。しかし、そうした時代においても、町民の皆さんに親切で便利な行政サービスを提供していくことが、行政の役割として最も重要です。

本町では、総合案内窓口の設置や圧迫感のないレイアウトによる来庁しやすい雰囲気づくりに努めるとともに、住民票や印鑑登録証明書の自動交付機の設置、平成19年1月からは一部行政手続について町ホームページから申請受付を行うなど、利便性の向上を図ってきました。

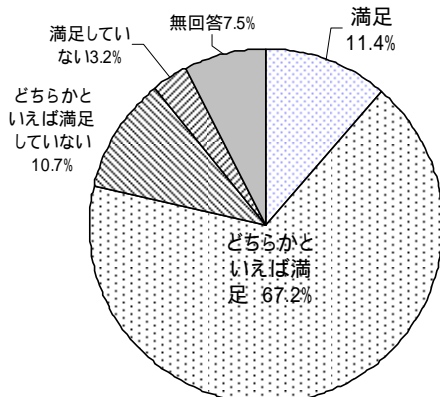
町民アンケート(平成18年度住民意識調査)では、行政サービス全般に対する満足度が78.6%、また、役場庁舎等の窓口やカウンターの職員の対応への満足度は64.3%であり、今後、親切・丁寧・爽やかで、迅速で的確な、わかりやすい説明を伴った対応を心掛け、町民が行政を身近に感じることができる行政となることを一層心掛けていく必要があります。さらに、電子申請を行うことができる行政手続等のメニュー拡大とともに、電子化の進展に伴う個人情報の保護等に留意したセキュリティ体制の構築が必要とされます。

また、昨今の地方分権の進展のなかで、北海道は地域主権型社会にふさわしい自治のかたちである「道州制」に向け、市町村への事務・権限の移譲を推進しています。これは、従来北海道が行っていた事務や事業とその財源を市町村に移譲するものであり、より住民に近い市町村の機能が強化され、大きな役割・権限を担うことができるようにするものです。

本町としては、道からの権限移譲については、旅券(パスポート)の交付などを受け入れています。現状では住民サービスの向上に直結するメニューは少なく、全道的に見ても市町村への移譲が急速に進んでいるとは言えない状況です。今後は、住民生活に直結するような事務事業の移譲を積極的に受け入れていくとともに、住民サービスの向上につながるような対象事業の拡大を北海道に求めていく必要があります。

[H18 住民意識調査]

あなたは芽室町の行政サービスに満足していますか



#### 2 施策の方針

町民の皆さんが迅速・正確・爽やかと感じる対応や案内により、親切で便利な行政サービスの提供をすすめます。

対象	町(役場)
意図	町民に、迅速、正確、爽やかな印象を持たれる対応やシステム案内をつくる
結果	町民の満足度が増し、行政への信頼感が高まる

### 3 施策の主な内容

#### (1) 便利な窓口サービスの推進

- ・ 職場内研修の実施などにより、町民の皆さんに満足していただける対応を推進します。
- ・ 総合案内業務については、行政サービスの利便性や住民満足度の向上、案内業務の効率化を総合的に検討しつつ、芽室町公共サービスパートナー制度による住民による総合窓口案内業務を継続します。
- ・ 戸籍データの電子化を行う戸籍総合システムを導入し、戸籍記載・審査の正確性の向上、受付から交付までの処理時間の短縮などを図ります。

#### (2) 地方分権の進展(道州制・事務権限移譲)に伴う行政サービスの向上

北海道が示す「市町村への移譲対象となる事務・権限」について、行政サービスの向上につながるものを中心に積極的に受け入れていきます。また、北海道に対し、一層の行政サービスの向上につながる事務・権限を移譲の対象としていくよう求めていきます。

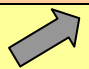


#### (3) 電子自治体化の推進

- ・ LGWAN(総合行政ネットワーク)の利活用やインターネット技術を活用した電子申請など、電子自治体化を推進し、物理的距離や時間的制約にとらわれない、誰もがいつでも利用できる行政事務手続のメニューを拡大します。
- ・ 情報化の進展と相まって危惧される個人情報の漏洩等を未然に防ぐため情報システムの信頼性や安全性を維持・向上するため適切な管理を行うとともに、職員研修などを通して、情報危機管理体制の充実に努めます。

### 4 施策の成果指標

成果指標	説明	現状値	目標値(H24)
役場窓口やカウンター、電話等での職員対応への満足度	H18 住民意識調査	64.3%	80.0%
町の行政サービスへの満足度	H18 住民意識調査	78.6%	80.0%

### 5 施策に係る取組(主要な事業など)

取組	担当課	方向性	H20	H21	H22	H23	H24
道が移譲対象とする事務・権限のうち、行政サービスの向上につながるものを積極的に受入	企画財政課		実施				
インターネットを活用した電子申請・届出メニューの充実	企画財政課		実施				
安定的・効率的な行政事務を行うための適切な機器及びシステムの維持管理	企画財政課		検討	実施			

### 6 展望計画(平成25年度～平成29年度の展望)

- ・ 町内ブロードバンド化(高速通信網)の推進
- ・ 総合窓口によるワンストップサービスの検討